

フリーフリー マイペース

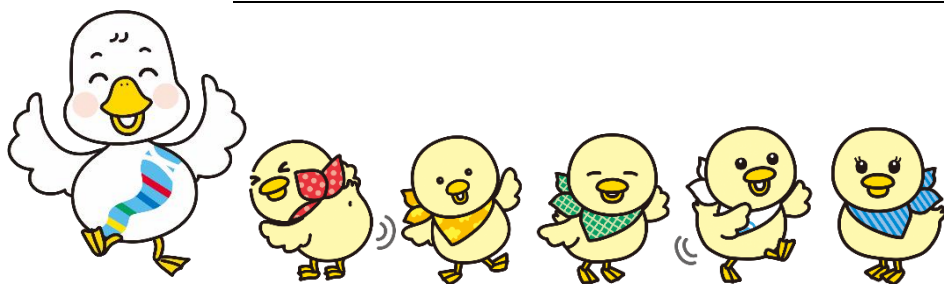


令和8年度 障害者福祉の手引き



すみだスマイル・フェスティバルアート展入賞作品

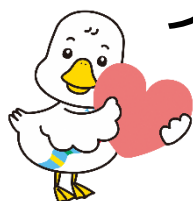
すみだふれあいセンター 「段ボールと箸のつるし飾り」



心のバリアフリー普及啓発キャラクターすみダック&すみピヨ

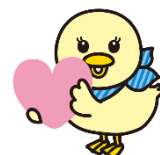


ひと、つながる。
墨田区



フレイフレイマイペース

障害者福祉の手引き ご利用にあたって



この「フレイフレイマイペース 障害者福祉の手引き」は、墨田区にお住まいの障害のある方に対する福祉施策や相談窓口などを紹介し、生活に役立つと思われる情報を掲載したものです。

障害のある方やご家族及び関係者の皆様に本書が有効に活用され、より良い日常生活を送る際の参考にしていただければ幸いです。

- 1 本書は、**令和 8 年 4 月 1 日現在**の情報で作成しました。今後、**制度の変更などにより内容が変わることもあります**ので、ご了承ください。
- 2 障害者福祉課へのお問い合わせについては、9 ページから連絡先をご確認ください。
- 3 この「フレイフレイマイペース～障害者福祉の手引き～」は、音声版（デージー版、テープ版）も作成し、希望者に配布しています。ご希望がありましたら、障害者福祉課庶務係（03-5608-6217）までご連絡ください。

○墨田区公式ウェブサイト「障害のある方への支援」

右の二次元コードを読み取ると、ウェブサイトにつながります。



目 次

障害程度別該当事業一覧	4
-------------	---

1. 相談の窓口

民間の窓口	8
区役所の相談窓口	8
その他の官公署の相談窓口	8
障害者福祉課	9
その他区役所の窓口	10
墨田区障害者基幹相談支援センター	11
墨田区障害者虐待防止センター	11
障害を理由とする 差別の解消に関する相談等窓口	12
健康推進課	13
高次脳機能障害の方の相談窓口	13
江東児童相談所	13
東京都心身障害者福祉センター	13
墨田公共職業安定所 (ハローワーク墨田)	14
墨田区社会福祉協議会	14
民生委員・児童委員	15
相談員	15

2. 障害者総合支援法

・児童福祉法によるサービス

サービスのしくみ	16
障害福祉サービス	17
障害児通所支援	20
相談支援事業	21
自立支援医療	22
補装具費支給制度	23
地域生活支援事業	24

3. 手帳

身体障害者手帳	25
愛の手帳（療育手帳）	26
精神障害者保健福祉手帳	26

4. 手当・年金

心身障害者福祉手当（区の制度）	27
重度心身障害者手当（都の制度）	28
特別障害者手当（国の制度）	29
障害児福祉手当（国の制度）	30
特別児童扶養手当（国の制度）	30
児童扶養手当（国の制度）	31
児童育成手当 (障害手当・区の制度)	32
(育成手当・区の制度)	32
東京都心身障害者扶養共済制度	33
厚生年金	35
障害基礎年金	35
特別障害給付金	35
特別永住者障害特別給付金	36

5. 医療

心身障害者の歯科診療	37
心身障害児（者）歯科相談等	37
自立支援医療費（更生医療）の助成	37
自立支援医療（育成医療）の助成	38
自立支援医療 (精神通院医療)の助成	38
小児慢性特定疾病の医療費の助成	38
難病医療費の助成	38
後期高齢者医療制度	39
心身障害者（児）の 一般疾患の診療サービス	39
産科医療補償制度	39
心身障害者医療費助成制度(障)	40

6-1. 日常生活（ヘルパー等）

ヘルパーの派遣 (障害福祉サービス)	42
障害者移動支援事業	43
障害者日中一時支援事業	43
短期入所（ショートステイ）	44

東京都在宅難病患者一時入院事業	44
重度脳性麻痺者介護事業	44
在宅重症心身障害児（者）	
訪問事業	45
重症心身障害児（者）等	
介護者支援事業	45
重度障害者大学等修学支援事業	45
重度障害者就労支援事業	45
心身障害者（児）	
緊急一時介護・保護事業	46
重度心身障害者入浴サービス	46
理美容サービス	46
寝具洗たく・乾燥サービス	47

6-2. 日常生活（福祉用具等）

補装具購入（修理等）費の支給	48
日常生活用具の給付	49
中等度難聴児の補聴器購入費助成	54
紙おむつ等の支給	54
補助犬の給付	
（盲導犬・介助犬・聴導犬）	55
住宅設備改善費助成	55
緊急通報システム（民間通報型）	56
火災安全システム	
（住宅火災直接通報）	56
聴覚障害のある方等のための	
緊急通報（警察・110番）	56
聴覚障害のある方等のための	
緊急通報（消防・119番）	57

7. 自動車

自動車運転教習費補助	59
自動車改造費の助成	59
駐車禁止の対象除外	60
有料道路通行料金の割引	61
自動車事故による重度後遺障害者に 対する介護料の支給	61

8. コミュニケーション

・社会参加

手話通訳者	
・要約筆記者派遣サービス	63
福祉電話の貸出し	63
福祉タクシー料金・自動車燃料費	
助成共通券の交付	64
リフト付福祉タクシー	64
ハンディキャブの貸出し	65
車いすの貸出し	65
郵便等による不在者投票制度	66
郵便等による不在者投票制度の 代理記載制度	66
代理投票・点字投票	66
墨田区のお知らせ「すみだ」	67
墨田区議会だより	67
すみだ社協だより	67
青い鳥郵便葉書の無償配布	67

9. 税金の控除等

所得税の障害者控除	68
住民税の障害者控除	68
住民税の非課税	69
自動車税（種別割・環境性能割）	
・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免	69
個人事業税の軽減	70
相続税の軽減	70
贈与税の非課税	70
利子等の非課税	71

10. 割引・減免

携帯電話の料金割引等	72
水道・下水道料金の減免	72
NTTの無料番号案内（ふれあい案内）	72
テレビ受信料の減免	73
区内施設の割引制度	73

障害者休養ホーム	74
都立公園等の入園料免除	75
J R・私鉄線の運賃割引	75
墨田区内循環バスの無料乗車	76
都営交通の無料乗車券と割引	77
民営バスの割引	78
タクシー運賃の割引	78
フェリー旅客運賃の割引	79
航空運賃の割引	79

1 1. しごと

すみだ障害者

就労支援総合センター	80
しごと・雇用促進・施設整備	82

1 2. 施設・団体

区内の特定相談支援事業所

・ 障害児相談支援事業所	84
区内の障害者通所施設等	85
区内の障害児通所支援事業所	89
区内の障害者（児）短期入所施設	92
区内のグループホーム	93
その他の障害者（児）	
関連施設・団体	94
すみだ福祉	
サービス権利擁護センター	95
すみだボランティアセンター	96
すみだ福祉保健センター	96
すみだステップハウスおおぞら	97
障害者団体一覧	98
都内通勤寮一覧	98

1 3. 子ども・教育

就学相談	99
区立小・中学校特別支援学級等	
（学びの場）	99
東京都立特別支援学校	99
教育相談室	99
すみだ教室	99
区立小・中学校特別支援学級等一覧	100
東京都立特別支援学校一覧	101

1 4. その他

生活福祉資金	102
福祉のまちづくり	103
みんなにやさしい	
バリアフリーマップ	104
福祉のまちづくり施設整備助成	104
都営住宅の申込み	104
住宅修築資金の特別融資あっせん	106
療養資金の貸付	106
障害者福祉施策	
と介護保険の関係	107
ふれあい収集事業	
（資源・ごみの収集）	107
要配慮者サポート隊事業	108
家具転倒防止器具・	
ガラス飛散防止フィルムの取付	108
ヘルプマーク	108
ヘルプカード	109
ヘルプシール	109

1 5. 資料

所得制限基準一覧表	110
難病医療費助成対象疾病一覧	111
障害者総合支援法対象疾病一覧	115
身体障害者障害程度等級表	119
知的障害（愛の手帳）判定基準表	125

障害程度別該当事業一覧

(○はほぼ該当、△は一部該当)

種別			4. 手当・年金											5. 医 療												
			心身障害者福祉手当	重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童育成手当（障害手当）	児童育成手当（育成手当）	東京心身障害者扶養共済制度	厚生年金	障害基礎年金	特別障害給付金	特別永住者障害特別給付金	心身障害者の歯科診療	心身障害児（者） 歯科相談	自立支援医療費（更生医療）の助成	自立支援医療（育成医療）の助成	自立支援医療（精神通院）の助成	小児慢性特定疾病医療費の助成	難病医療費の助成	後期高齢者医療制度	心身障害者（児）の一般疾患の診療サービス	心身障害者医療費助成	
ページ			27	28	29	30	30	31	32	32	33	35	35	35	36	37	37	37	38	38	38	38	39	39	40	
身体障害者手帳	視覚障害	1	○				○	○	○	△						○	△	○	○				○		○	
		2	○					△	○	○	△						○	△	○	○			○		○	
		3	○								△						○	△	○	○			○			
		4															○	△	○	○						
		5															○	△	○	○						
		6															○	△	○	○						
	聴覚又は 平衡機能障害	2	○					○	○	○	△						○	△	○	○				○		○
		3	○								△						○	△	○	○				○		
		4															○	△	○	○						
		5															○	△	○	○						
		6															○	△	○	○						
		7															○	△	○	○						
	音声・言語 そしゃく	3	○								△						○	△	○	○				○		
		4															○	△	○	○				△		
	肢体不自由	1	○					○	○	○	△						○	△	○	○				○		○
		2	○					△	○	○	△						○	△	○	○				○		○
		3	○					△	△	△	△						○	△	○	○				○		
		4															○	△	○	○				△		
		5															○	△	○	○						
		6															○	△	○	○						
内部障害	1	○					△	○	○	△						○	△	○	○				○		○	
	2	○					△	○	○	△						○	△	○	○				○		○	
	3	○								△						○	△	○	○				○		○	
	4															○	△	○	○							
脳性まひ		○						○		△						○	△									
進行性筋萎縮症		○						○		△						○	△									
愛の手帳	1	○					○	○		△						○	△						○		○	
	2	○					○	○		△						○	△						○		○	
	3	○						○		△						○	△									
	4	○						△		△						○	△			○						
難病		○								△						○	△			○	○					
精神障害		△				△			△	△						○	△			○			△		△	

(○はほぼ該当、△は一部該当)

種別			6-1. 日常生活（ヘルパー等）										6-2. 日常生活（福祉用具等）																
			ヘルパーの派遣	移動支援事業	障害者日中一時支援事業	短期入所（ショートステイ）	東京都在宅難病患者一時入院事業	重度脳性麻痺者介護事業	在宅重症心身障害児（者）訪問事業	重症心身障害児（者）等介助者支援事業	重度障害者大学等修学支援事業	心身障害者（児）緊急一時介護・保護事業	重度心身障害者入浴サービス	理美容サービス	寝具洗たく・乾燥サービス	補装具購入（修理）費の支給	日常生活用具の給付	中等度難聴児の補聴器購入費助成	紙おむつの支給	補助犬の給付（盲導犬・介助犬・聴導犬）	住宅設備改善費助成	緊急通報システム（民間通報型）	火災安全システム	聴覚障害のある方等のための緊急通報110番・119番					
ページ			42	43	43	44	44	44	45	45	46	46	46	47	48	49	54	54	55	55	56	56	56						
身体障害者手帳	視覚障害者	1	介護給付費の支給決定を受けた方	△	要件については、本文を参照してください。	○				要件については、本文を参照してください。	○	△	△	△	○	○	要件については、本文を参照してください。	要件については、本文を参照してください。	△		△								
		2		△		○								○	△	○			△										
		3																	○	△									
		4																	○	△									
		5																	○	△									
		6																		○	△								
	聴覚又は平衡機能障害	2					○							○	△	△			△	○	○			△				△	
		3																		○	△							△	
		4																		○	△							△	
		5																		○	△							△	
		6																		○	△							△	
		音声・言語そしゃく		3																	△	△							△
	4																			△	△							△	
	肢体不自由	1				○		○				△		○	△	△			△	○	○			△	○	△			
		2				○		○				△		○	△	△			△	○	○			△	△	△			
		3																		○	△								
		4																		○	△								
		5																		○	△								
		6																		○	△								
	内部障害	1					○							○	△	△			△	△	○				△	△			
2				○						○	△	△	△	△	△				△	△									
3														△	△				△										
4															△	△													
脳性まひ					○		△	△		○			△	△	△														
進行性筋萎縮症					○			△		○			△	△	△														
愛の手帳	1		○		○			△		○	△	△	△		△														
	2		○		○			△		○	△	△	△		△														
	3		○		○					○																			
	4		○		○					○																			
難病					○	○							△	○	○					△	△		△						
精神障害			○		○										△								△						

(○はほぼ該当、△は一部該当)

種別			7. 自動車				8. コミュニケーション・社会参加										9. 税金の控除等																																																		
			自動車運転教習費補助	自動車改造費の助成	駐車禁止の対象除外	有料道路通行料金の割引	自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給	手話通訳者・要約筆記者派遣サービス	福祉電話の貸出し	福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券の交付	福祉タクシー	リフト付福祉タクシー	ハンディキャプの貸出し	車いすの貸出し	郵便等による不在者投票制度	郵便等による不在者投票制度の代理記載制度	代理投票・点字投票	墨田区のお知らせ「すみだ」 墨田区議会だより・すみだ社協だより	青い鳥郵便葉書の無償配布	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	住民税の非課税	自動車税・軽自動車税の減免	個人事業税の軽減	相続税の軽減	贈与税の非課税	利子等の非課税																																								
ページ			59	59	60	61	61	63	63	64	64	65	65	66	66	66	67	67	68	68	69	69	70	70	70	71																																									
身体障害者手帳	視覚障害	1	△	○	○	△	要件については、 本文を参照してください。		△	○	車いす利用者・寝たきり状態の方	車いす利用者	歩行が困難で車いすの必要な方		△	代理や点字で投票を希望する方	○	○	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	○	△	○	○	○																																									
		2	△	○	○	△			△	○					○		○	○				○	○																																												
		3	△	○	○	△									○									○						○	△	○		○																																	
		4	△		△	△																		△						△	△	○		○																																	
		5	△			△																		△							△	○		○																																	
		6	△			△																		△			○				△	○		○																																	
	聴覚又は 平衡機能障害	2	△	○	△	△			○	△					車いす利用者・寝たきり状態の方		車いす利用者	歩行が困難で車いすの必要な方					△	代理や点字で投票を希望する方		○	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	○	△	○	○	○																																	
		3	△	○	○	△			○																											○	△	○		○																											
		4	△			△			○																													△	○		○																										
		5	△			△			○																												△	△	○		○																										
		6	△			△			○																													△	○		○																										
	音声・言語 そしゃく	3	△	○		△			○													車いす利用者・寝たきり状態の方	車いす利用者		歩行が困難で車いすの必要な方						代理や点字で投票を希望する方			要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	△	△	○		○																										
		4	△			△			○																																				△	○		○																			
	肢体不自由	1	△	○	○	△				△				○												車いす利用者・寝たきり状態の方				車いす利用者		歩行が困難で車いすの必要な方	△				△	代理や点字で投票を希望する方		○	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	○	△	○	○	○																			
		2	△	○	△	△				△				○																																					○	△	○	○	○												
		3	△	○	△	△								○																																					△	△	○		○												
		4	△	△	△	△																																													△	△	○		○												
		5	△	△		△																																													△	△	○		○												
		6	△			△																																													△	△	○		○												
	内部障害	1	△	○	○	△				△				○																			車いす利用者・寝たきり状態の方				車いす利用者		歩行が困難で車いすの必要な方	○					代理や点字で投票を希望する方		○	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	○	△	○	○	○												
		2	△	○	○	△				△				○																																												○	△	○	○	○					
		3	△	○	○	△																																																				△	△	○		○					
		4	△	△		△																																																				△	△	○		○					
	脳性まひ									△																														車いす利用者・寝たきり状態の方				車いす利用者		歩行が困難で車いすの必要な方						代理や点字で投票を希望する方			要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。										
	進行性筋萎縮症									△																																																									
愛の手帳	1		○	△				△	○	車いす利用者・寝たきり状態の方	車いす利用者	歩行が困難で車いすの必要な方				代理や点字で投票を希望する方				○	要件については、 本文を参照してください。																										要件については、 本文を参照してください。				要件については、 本文を参照してください。		○	△				○	○	○							
	2		○	△				△	○																																																						○	△	○	○	○
	3		○					△																																																							○	△	○		○
	4		○																																																													△	○		○
難病													車いす利用者・寝たきり状態の方	車いす利用者					歩行が困難で車いすの必要な方																																			代理や点字で投票を希望する方						要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。	要件については、 本文を参照してください。					
精神障害				△																																																															

(○はほぼ該当、△は一部該当)

種別			10. 割引・減免													14. その他															
			携帯電話の料金割引等	水道・下水道料金の減免	NTTの無料番号案内（ふれあい案内）	テレビ受信料の減免	区内施設の割引制度	障害者休養ホーム	都立公園等の入園料免除	JR・私鉄線の運賃割引	墨田区内循環バスの無料乗車	都営交通の無料乗車券と割引	民営バスの割引	タクシー運賃の割引	フェリー旅客運賃の割引	航空運賃の割引	生活福祉資金	都営住宅の申込み	住宅修築資金の特別融資あつせん	療養資金の貸付	家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付	ヘルプマーク	ヘルプカード	ヘルプシール							
ページ			72	72	72	73	73	74	75	75	76	77	78	78	79	79	102	104	106	106	108	108	109	109							
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	特別児童扶養手当を受給されている方	○	△	○	○	○	要件・基準等については、本文を参照してください。	○	○	○	○	○	○	○	要件・基準等については、本文を参照してください。	○	○	○	○	○	○							
		2	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○					
		3	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○					
		4	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○					
		5	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○						
		6	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○						
	聴覚又は平衡機能障害	2	○			△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○	○				
		3	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○				
		4	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○				
		5	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○					
		6	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○					
		音声・言語 そしゃく	3		○		△	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○				○		○	○			
	4		○			△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○					
	肢体不自由	1	○		△	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○	○	○	○	○	
		2	○		△	△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○				○
		3	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○				
		4	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○				
		5	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○					
		6	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○					
	内部障害	1	○			△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○	○	○	○	○	
		2	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○				○
		3	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○				
		4	○			△	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○					○					
	脳性まひ																								○						
	進行性筋萎縮症																								○						
	愛の手帳	1	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○	○	○	○	○	
2		○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○										
3		○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○										
4		○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○											
難病		△																○													
精神障害		○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○				○		○													

1. 相談の窓口

相談窓口は、区役所をはじめとする公共機関のほか、区民の方々による身近な相談窓口もあります。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。なお、相談の際は事前に連絡をして、相手先・持ち物等を確認してください。

●区役所の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
障害のある方（お子さま）に関する福祉全般の相談	障害者福祉課	9 ページ
健康面の相談	健康推進課 すみだ福祉保健センター	13 ページ 96 ページ
障害に関する総合相談・事業所支援等	障害者基幹相談支援センター	11 ページ
虐待の相談・通報	障害者虐待防止センター	
児童手当等の相談	子育て支援課	10 ページ
高齢者の相談	高齢者福祉課	
介護認定等の相談	介護保険課	
年金の相談	国保年金課	
就学相談・教育相談	教育センター	

●その他の官公署の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
お子さまについての相談	江東児童相談所	13 ページ
職業相談	墨田公共職業安定所	14 ページ
障害のある方（お子さま）に関する福祉全般の相談	東京都心身障害者福祉センター	13 ページ

●民間の相談窓口

相談内容	相談窓口	ページ
福祉全般についての相談	身体障害者相談員・知的障害者相談員	15 ページ
生活についての相談	民生委員・児童委員	15 ページ
資金の貸付、ボランティア等の相談	墨田区社会福祉協議会	14 ページ
	すみだボランティアセンター	96 ページ

●障害者福祉課（区役所 本庁舎3階）

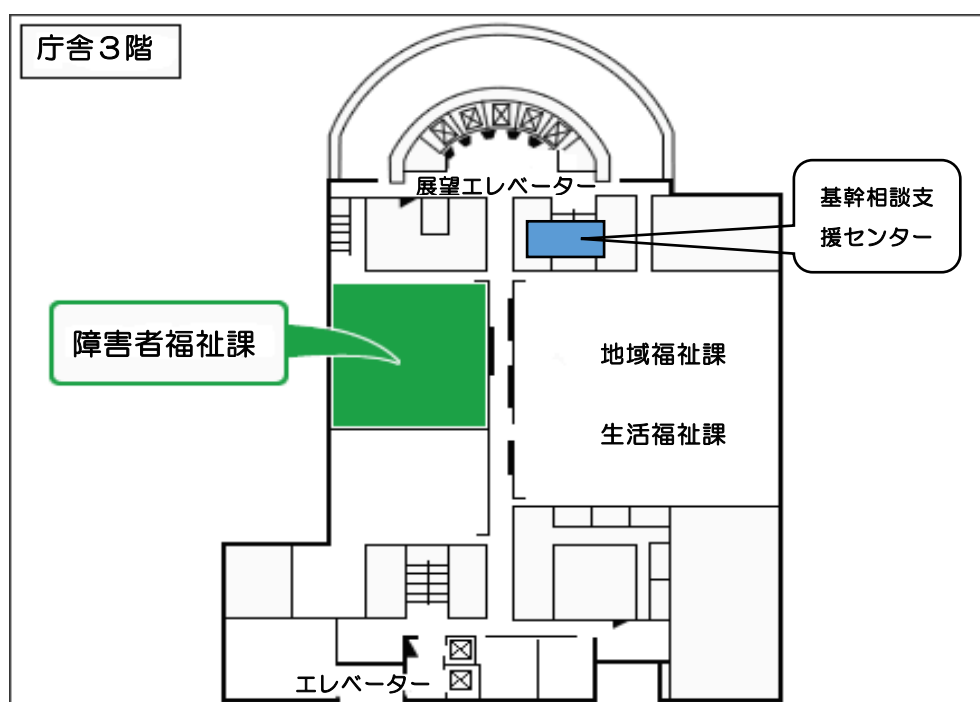
ファクシミリ 03-5608-6423

メールアドレス syougaihukus@city.sumida.lg.jp



QRコードを読み取ると、
メールアドレスが表示されます。

相 談 内 容	連 絡 先
・心身障害者（児）の福祉相談・指導・援護 ・身体障害者手帳の申請、愛の手帳の相談 ・日常生活用具、住宅設備改善費の助成、補装具等 ・自立支援医療費（更生医療）の助成、交通機関の割引等 ・障害福祉サービスの相談・申請 ・施設（作業所等）への入所相談、ホームヘルプサービス、短期入所（児童）に関する申請 など ・中等度難聴児補聴器購入費の助成	障害者相談係 電話 03-5608-6165 （身体障害者手帳関係） 電話 03-5608-1304 （愛の手帳関係）
・障害に関する総合相談、相談支援事業所等の支援 ・障害者差別に関する相談 ・障害者虐待に関する相談・連絡	障害者基幹相談支援センター 障害者虐待防止センター 電話 03-5608-1596
・心身障害者福祉手当、特別障害者手当等の給付 ・重度心身障害者医療費の助成、タクシー料金・自動車燃料費・助成共通券の交付 ・自動車改造、運転免許費用の助成、福祉電話 ・理美容サービス、緊急一時介護・保護 ・重度脳性麻痺者に対する手当支給 など	障害者給付係 電話 03-5608-6163
・障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）移動支援の申請	事業者係 電話 03-5608-6578



●その他区役所の窓口

窓 口	相 談 内 容	連 絡 先
子育て支援課	特別児童扶養手当、児童育成手当等給付 ひとり親家庭等の医療費助成 など	児童手当・医療助成係 電話 03-5608-6376 FAX 03-5608-6404
高齢者福祉課	紙おむつ支給、配食みまもりサービス 救急通報システム など	支援係 電話 03-5608-6168
	認知症、介護予防に関する相談	地域支援係 電話 03-5608-6502
	施設入所、高齢者の権利擁護に関する相談	相談係 電話 03-5608-6171
	各業務共通	FAX 03-5608-6404
介護保険課	介護保険制度全般についての窓口	管理・計画担当 電話 03-5608-6924
	介護保険事業者に関する苦情相談受付	給付・事業者担当 電話 03-5608-6544
	介護保険の要介護認定申請の窓口 認定に伴う訪問調査	認定・調査担当 電話 03-5608-6169
	各業務共通	FAX 03-5608-6938
国保年金課	国民年金に関する業務 障害基礎年金の申請 特別障害給付金の申請	国民年金係 電話 03-5608-6130
	後期高齢者医療制度 資格確認書等の発行 医療費に関する相談	後期高齢者医療資格・給付担当 電話 03-5608-6192
	後期高齢者医療制度 保険料について	後期高齢者医療保険料担当 電話 03-5608-8100
	各業務共通	FAX 03-5608-6402
建築指導課	東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出等	指導・道路担当 電話 03-5608-6267 FAX 03-5608-6409
学 務 課	特別支援学級や特別支援学校に関すること	事務担当 電話 03-5608-6303 FAX 03-5608-6411
教育センター	就学相談に関すること 教育相談に関すること	代表電話 電話 03-3622-1128
選挙管理委員会 事 務 局	選挙に関する業務 郵便等投票の申込	電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412
防 災 課	災害対策に関すること 要配慮者サポート隊	電話 03-5608-6206 FAX 03-5608-6425

●墨田区障害者基幹相談支援センター

地域における相談支援体制の中核的な役割を担う機関として、障害者福祉課内に設置しています。障害のある方が安心して地域生活を送れるよう、以下の機能があります。

【機能】

- ① (1) 総合相談：相談先が分からない時に、相談内容に応じて情報提供や支援機関へおつなぎをします。
(2) 専門相談：主に相談支援事業所等からの相談に対応します。
- ② 相談支援体制強化：相談支援事業所等の連携体制構築、人材育成等
- ③ 障害者虐待防止センター：「墨田区障害者虐待防止センター」項参照
- ④ 地域移行・地域定着：病院、入所施設への地域移行に関する普及啓発、地域定着の促進

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係内 墨田区障害者基幹相談支援センター

電話 03-5608-1596 FAX 03-5608-6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

●墨田区医療的ケア児等コーディネーター

墨田区の障害者総合相談窓口である墨田区障害者基幹相談支援センターで受けた医療的ケア児・者、その家族及び支援者からの各種相談に対し、電話、メール、面接、訪問等を行い、総合的に対応します。

【対象者】

墨田区内にお住まいの医療的ケア児、ご家族、支援者※18歳以上の方もご相談いただけます。

【受付時間】

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

【問合わせ先】

障害者の総合相談窓口「墨田区障害者基幹相談支援センター」で受け付けます。相談内容をお聞きし、返信、面接、訪問等を行います。※「医療的ケア児等コーディネーターに相談」とお伝えください。

電 話 03-5608-1596

F A X 03-5608-6423

メー ル kikansoudan@city.sumida.lg.jp

窓 口 墨田区役所3階 障害者福祉課 墨田区障害者基幹相談支援センター
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

●墨田区障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法※に基づき、障害のある方を虐待から守り、ご本人とその家族など養護者への支援を行うための相談窓口として、障害者福祉課（障害者基幹相談支援センター）内に設置しています。

※障害者虐待防止法…「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（虐待の具体例）

身体的虐待	たたく、蹴る、つねる、縛る、閉じ込めるなどの暴行や拘束をすること
性的虐待	障害のある方に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること

心理的虐待	どなる、ののしる、悪口を言う、無視をするなどの言葉や態度で、障害のある方に精神的な苦痛を与えること
放棄・放任 (ネグレクト)	食事を与えない、長時間放置する、医療・福祉等の必要なサービスを受けさせないなど、障害のある方の心身の状態を衰弱・悪化させること
経済的虐待	障害のある方の同意なしに（またはだまして）預金・年金・賃金などの財産を勝手に使うこと 日常生活に必要な金銭を渡さないなど不当に金銭の使用を制限すること

（虐待の種類）

障害者虐待防止法では、虐待をする側の立場により、次の３種類に分けています。

養護者虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
障害のある方の介護や世話をしている家族・親族などによる虐待	障害のある方が利用するサービス事業所の職員による虐待	障害のある方を雇い働かせている事業主などによる虐待

虐待を受けたとき、虐待を発見したとき、虐待の疑いがあるときは・・・

下記に、ご連絡・ご相談ください。

匿名による連絡・相談も可能です。また連絡・相談をした方の情報は守られます。

虐待を発見した場合は、障害者虐待防止法により速やかな通報が義務付けられています。

【連絡・相談（通報）先】

墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル 電話 03-3625-1103

墨田区障害者虐待防止センター（障害者基幹相談支援センター内）

電話 03-5608-1596（平日午前8時30分～午後5時）

FAX 03-5608-6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

※ファクシミリ及びメールは、夜間または土曜・日曜・祝日の返信ができません。

また、内容等により返信に日数がかかる場合や回答できない場合があります。

【緊急を要する場合】 警察（110番）

●障害を理由とする差別の解消に関する相談等窓口

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした障害者差別解消法により、行政機関、事業者による障害者差別の禁止等が義務付けられています。区では、差別等事例の相談窓口を以下のとおり、設置していますので、ご相談ください。

※障害者差別解消法…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

【障害者差別に関する相談窓口】

障害者福祉課 障害者相談係内 障害者基幹相談支援センター

電話 03-5608-1596 FAX 03-5608-6423

メール kikansoudan@city.sumida.lg.jp

【障害者差別解消法の制度等に関する問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6466 FAX 03-5608-6423

●健康推進課

健康に関する相談・指導を行っています。

【業務内容】

- ① 健康相談、保健・栄養指導
- ② 精神障害などの相談、医療助成
- ③ 難病医療費、小児慢性特定疾病医療費の助成

【所在地】

健康推進課地域保健担当 墨田区横川5-7-4

難病医療費助成、自立支援医療費助成、精神保健福祉手帳に関すること 電話 03-3622-9130

健康相談に関すること 電話 03-3622-9152

FAX 03-3623-2108

●高次脳機能障害の方の相談窓口

脳卒中や交通事故などで、高次脳機能障害を発症し、記憶障害や感情障害等でお困りの方のための相談（電話・窓口）を行っています。

【相談日時】

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時＊祝日を除く

【相談場所】

すみだ福祉保健センター（向島 3-36-7）

【相談内容】

・療養相談、医療機関やリハビリ等の相談、就労支援・障害年金・障害福祉サービスの利用等の相談

【費用】

無料

【問合せ】

すみだ福祉保健センター 電話 03-5608-3738 FAX 03-5608-3730

●江東児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談について、「ともに考え、問題を解決していく」東京都の相談機関です。

【業務内容】

- ① 子どもとその家族の必要な相談
- ② 児童福祉施設への入所措置、里親等への委託措置
- ③ 子どもを緊急に保護する場合の一時保護
- ④ 愛の手帳の交付・更新等の手続き

【所在地】

江東区枝川 3-6-9 電話 03-3640-5432 FAX 03-3640-5466

●東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所として、手帳の交付や補装具の処方・適合判定など、援護の実施者である区市町村に対する専門的支援を行っています。

【業務内容】

- ① 身体障害者手帳の交付（区役所障害者福祉課を通じて申し込んでください。）
- ② 補装具の判定（区役所障害者福祉課を通じて申し込んでください。）
- ③ 愛の手帳の判定・交付（判定予約は直接下記専用電話におかけください。）
※18歳未満の方は児童相談所にご相談ください。
- ④ 高次脳機能障害のある方の相談・支援（相談は直接下記専用電話におかけください。）

【窓口時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

【所在地】

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

【愛の手帳（18歳以上）の判定予約専用電話】

電話 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

【高次脳機能障害専用電話相談】

電話 03-3235-2955 FAX 03-3235-2957

※受付は午後4時までとなります。

●墨田公共職業安定所（ハローワーク墨田）

担当の専門官が配置されており、ケースワーク方式による入念な職業相談が行われています。聴覚に障害のある方のために手話通訳付の相談日もあります。

【ご利用時間】

平日（月～金）

8時30分～17時15分 ※土・日・祝日は休み

【所在地】

墨田区江東橋 2-19-12 電話 03-5669-8609（代表） FAX 03-5600-6312

【障害のある方の職業相談コーナー】

上記代表電話にダイヤル後 48#をダイヤルしてください（自動音声案内）

●墨田区社会福祉協議会

地域住民の協力による地域福祉の推進を支援する民間団体です。

【業務内容】

- ① 小地域福祉活動（地域のささえあい活動）の推進・ふれあいサロン活動の推進
- ② 地域福祉プラットフォーム事業の推進
- ③ おもちゃサロン活動の推進
- ④ すみだ福祉サービス権利擁護センターの運営
- ⑤ すみだハート・ライン 21（住民参加型有料在宅福祉サービス）事業の実施
- ⑥ ミニサポート事業の実施
- ⑦ すみだファミリー・サポート・センター（子育て支援）事業の実施
- ⑧ 応急小口資金・生活福祉資金の貸付（→102 ページ）
- ⑨ 高齢者、障害者、児童・ひとり親家庭、福祉団体・施設への支援
- ⑩ 歳末たすけあい運動の実施
- ⑪ 地域の福祉に関する調査、普及・宣伝、連絡・調整
- ⑫ ボランティア活動の推進

【所在地】

墨田区東向島 2-17-14（すみだボランティアセンター内）

電話 03-3614-3900 FAX 03-3612-2944

●民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された地域で活動するボランティアで児童委員も兼ねています。担当地域内の生活に困っている方や障害者、児童、高齢者などの問題について相談に乗り、内容に応じて関係機関へつなぎます。

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-6150 FAX 03-5608-6403

●相談員

民間の協力者で心身に障害のある方の福祉全般に関する相談を行っています。

【利用方法】

相談はお近くの相談員へご連絡ください。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係

電話 03-5608-6165（身体障害のある方） 03-5608-1304（知的障害のある方）

FAX 03-5608-6423

身体障害者相談員

（令和10年3月31日まで）

氏 名	住 所	電 話
三宅 裕	墨田区東向島 1-2-7-202	080-3083-1419
高山 和子	墨田区緑 3-6-5-501	03-5610-9080
荘司 ちづ子	墨田区本所 3-28-10	03-3623-5404 (FAX)
篠木 修子	墨田区東向島 3-15-21-503	03-3619-5847 (FAX)
菊池 昌子	墨田区石原 3-27-1	03-3621-1891
伊藤 加代子	墨田区八広 4-19-12	03-3616-7480
小久保 明	墨田区亀沢 4-18-11 のぞみの家	03-3624-3154

知的障害者相談員

（令和10年3月31日まで）

氏 名	住 所	電 話
庄司 道子	墨田区亀沢 1-19-7	03-3626-5070
八代 純子	墨田区東向島 1-13-14	03-3610-5561
佐々木 啓子	墨田区堤通 2-8-15-1204	03-3613-5481
本間 芳美	墨田区錦糸 1-2-5-1201	03-3626-1174
高塚 裕子	墨田区横川 5-10-1-508	090-2743-9118

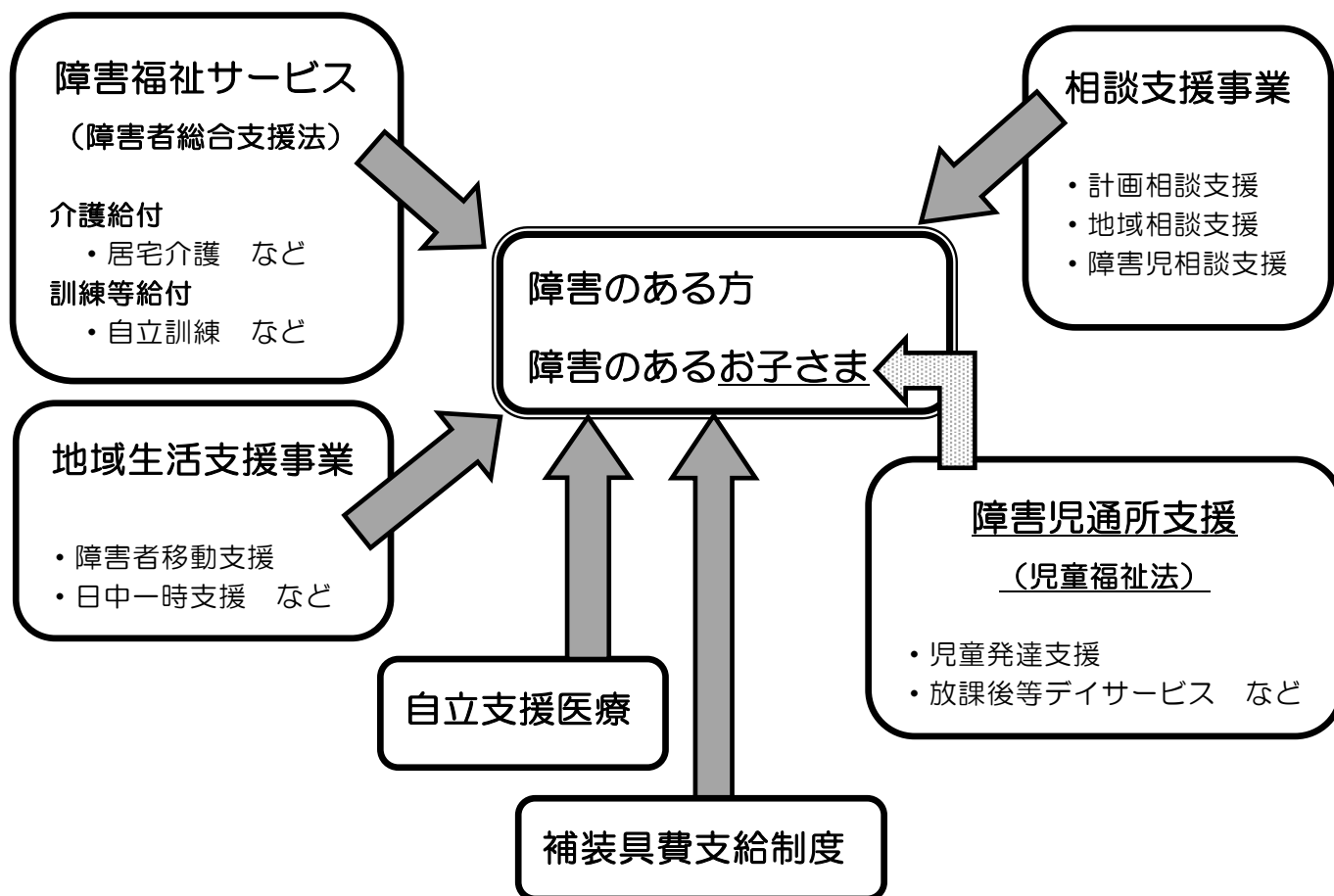
2. 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス

●サービスのしくみ

障害者総合支援法のサービスは、障害のある方の障害程度や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。

また、児童福祉法に基づく障害のあるお子さまに対するサービスとして、「障害児通所支援」があります。

障害福祉サービスと障害児通所支援には、原則として計画相談支援と障害児相談支援の適用があります。



●障害福祉サービス

介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事介助、掃除、洗濯等の生活に係る援助、通院等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害がある方、精神障害がある方で行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする場合に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	居室等の設備を利用し、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスが選べるよう、支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型・B 型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。原則雇用契約を結ぶ A 型と雇用契約を結ばない B 型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

① 利用の手続き

サービスの利用を希望される方は、区市町村の窓口に申請する必要がありますので、詳しくは問合せ先にご確認ください。サービス利用までは基本的に以下のような流れで進んでいきます。

◎ サービス等利用計画とサービス利用開始までの流れ ◎

※利用サービスによって下記の流れと異なる場合があります。

① サービス利用申請
(利用者→区)



② 認定調査(新規・区分更新)
(区→利用者)
区がご自宅等に訪問し、お身体や生活の状況等を聞き取りにより調査します。また、主治医の意見書提出をお願いします。



③ 障害支援区分の認定
(区)
②の調査と主治医の意見書をもとに審査会(※)が認定をします。認定後は円滑なサービス提供のため、**相談支援専門員との契約**をお願いしております。
※サービス内容によっては審査会を経ない場合もあります。



④ サービス等利用計画案作成のためのアセスメント(聞き取り調査)
(利用者⇄相談支援専門員)
契約をした相談支援専門員が利用者やご家族等にお話を伺い、サービス内容や利用時間数、利用事業者等をまとめた計画案を作成します。

⑤ サービス等利用計画案の提出
(利用者・相談支援専門員→区)



⑥ サービスの支給決定・受給者証の交付
(区⇒利用者)
サービスの種類や量を決定します。決定後は郵送で決定通知と受給者証をお送りします。



⑦ サービス提供事業所と契約、サービスの開始
(利用者⇄サービス提供事業所)
サービス開始とあわせて、相談支援専門員が担当者会議を開き、確定した利用計画を区に提出します。



⑧ モニタリング
(相談支援専門員⇄利用者)
相談支援専門員が定期的にご利用状況を確認し計画の見直し等を行います。



サービス利用の継続

② 利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【障害のある方】

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	区市町村民税非課税世帯	０円
一般 1	区市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除く（注 1）。	9,300 円
一般 2	区市町村民税課税世帯（一般 1 以外）	37,200 円

注 1 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

【障害のあるお子さま】

区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		０円
低所得	区市町村民税非課税世帯		０円
一般 1	区市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	区市町村民税課税世帯（一般 1 以外）		37,200 円

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、18 歳以上の障害のある方については、本人または、本人と配偶者のみを世帯の範囲とします。18 歳未満の児童（施設に入所する 18・19 歳を含む）は、住民票での世帯単位のままです。

また、所得に応じて、食費等の実費負担等に軽減策が講じられる場合があります。

③ 高額障害福祉サービス等給付費等による世帯単位の軽減措置（国制度）

- (1) 障害のある方の場合、障害のある方と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。
- (2) 障害のあるお子さまが障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払いの方法によります）。
※ 世帯に障害のあるお子さまが複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。
- (3) 平成 24 年 4 月 1 日より補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。
- (4) 同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害のある方等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害のある方等がいる場合などで、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。
- (5) ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

④ 新高額障害福祉サービス等給付費による軽減措置（国制度）

平成 30 年 4 月 1 日の支給対象の拡大により、65 歳到達以前に障害福祉サービスを継続して利用していた障害のある方が介護保険に移行した際、一定の条件に該当する場合に介護保険サービスに係る利用者負担が軽減されます。

⑤ 高額障害者地域生活支援給付費による世帯単位の軽減措置（区制度）

区事業である「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付等事業」を利用した場合の利用者負担額の合算額が基準額を超える場合は、③の高額障害福祉サービス等給付費等に加え、高額障害者地域生活支援給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）
FAX 03-5608-6423

精神障害者の方、難病患者の方

健康推進課（すみだ保健子育て総合センター2階） 電話 03-3622-9152
FAX 03-3623-2108

●障害児通所支援

児童発達支援	心身に障害または発達の遅れがある主に未就学児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	（旧・医療型児童発達支援）上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある未就学児について、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	心身に障害または発達の遅れがある18歳までの就学児について、学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設（幼稚園や保育園など）を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

① 利用の手続き

（１） お子さまが以下のいずれかの条件を満たしていることを確認します。

【未就学児】

- すみだ福祉保健センター「みつばち園」で療育が必要である旨の判定を受けている
- 医師の診断書・意見書等により、療育の必要性が認められている
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

【就学児】

- 医師の診断書・意見書等により、療育の必要性が認められている
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- 特別支援学校・特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室に通学（通級）している

（２） 利用希望の事業所（89 ページ 施設一覧参照）で空き状況等について確認の上、区に「通所受給者証」の交付申請をします。

（３） 障害児相談支援事業所に児童通所支援利用計画案の作成を依頼します。

（ご希望により、ご自身で計画案を作成することもできます。）

（４） 児童通所支援利用計画案を区に提出します。

（５） 「通所受給者証」が交付されたら、通所先の事業所に提示して契約を結びます。

② 利用者負担について

サービス費用の1割が自己負担になります。また、世帯の所得によって下記のとおり月ごとの負担上限額が決まっており、それ以上の利用は定額になります。

区分	月額負担上限額
生活保護世帯	0円
低所得（区市町村民税非課税世帯）	0円
一般1（区市町村民税所得割28万円未満の世帯）	4,600円
一般2（区市町村民税所得割28万円以上の世帯）	37,200円

※同一世帯内で複数の障害福祉サービス等（障害者総合支援法・児童福祉法・地域生活支援事業）を使い、利用者負担額の合計が世帯の上限額を超えると、超過分は「高額費」として償還しています。対象見込みの方には区から通知します。

◆多子軽減制度について

区民税課税世帯のうち、第2子以降の未就学児にかかる障害児通所支援の利用者負担を軽減します。第2子は利用者負担額が半額、第3子以降は無償となります。対象は、①②のいずれかに当てはまる方です。

①障害児通所支援利用児童のうち、兄または姉が保育所等に通う第2子以降の未就学児

②年収約360万円未満相当世帯である場合は、通所決定保護者と生計を同じくするきょうだい（年齢問わず）の中で第2子以降の未就学児

◆利用者負担の無償化について

国の幼児教育・保育の無償化制度により、3～5歳児の障害児通所支援の利用者負担額は無償となります。

また墨田区では、心身の発達に心配のあるお子さまを早期の療育につなげるため、「0～2歳児の障害児通所支援」「みつばち園」「にじの子」の利用者負担額を、申請に基づき全額助成しています。

なお、都の「児童発達支援事業所等利用支援事業」により、0～2歳児全ての利用者負担額が無償となりますが、区の助成制度で無償となっているため、都への申請は不要です。

【問合せ先】

障害者福祉課 事業者係 電話 03-5608-6578 FAX 03-5608-6423

●相談支援事業

① 計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス・障害児通所支援の利用にあたっては、手続き上、「サービス等利用計画(案)・障害児支援利用計画(案)」の提出が必要になります。

その作成については、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所に依頼できます。

相談支援専門員がご意向やご状況をうかがい（アセスメント）、計画(案)作成、関係機関との調整及び定期的なモニタリング等を行い、適切なサービス利用に向けて支援します。

なお、障害のあるお子さま及びそのご家族向けの計画相談支援を、障害児相談支援といいます。いずれも費用はかかりません。

② 地域相談支援（一般相談支援事業所）

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって地域における生活に移行するために一定期間重点的な支援を行う「地域移行支援」と、地域生活が継続していくための支援「地域定着支援」があります。

【区内事業所一覧】84～85ページ

●自立支援医療

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるもの。

【概要】

自立支援医療は、障害者総合支援法に基づく公的な医療費助成制度です。障害のある方や特定の疾病のある方が、その障害や疾病の軽減や改善のために必要な医療を受ける際の医療費の一部を公費で負担する制度です。

【対象の障害】

自立支援医療は以下の3種類に分類されます

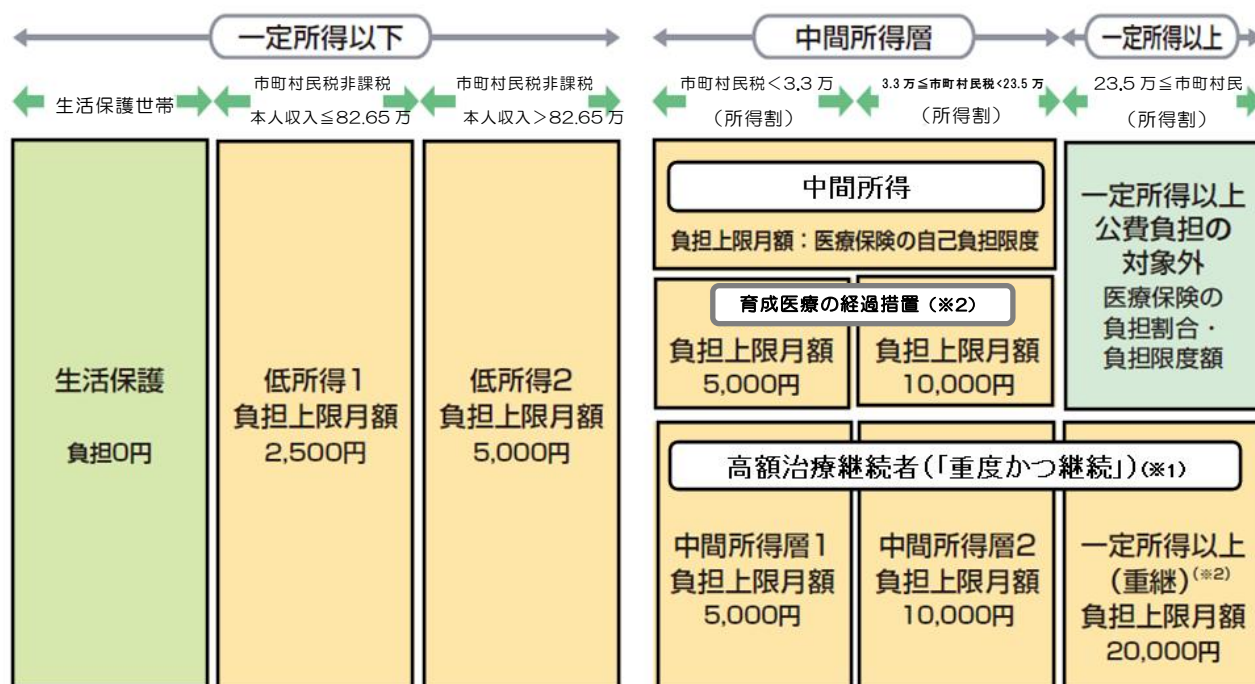
- a) 更生医療：18歳以上の身体障害者を対象
- b) 育成医療：18歳未満の身体障害児を対象
- c) 精神通院医療：精神疾患を有する方を対象

【対象者】

各種の障害や疾病を持つ方で、医療によって障害の軽減や改善が見込まれる方が対象となります。

【自己負担】

所得に応じ、月ごとに負担上限額を設定しております。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者《いわゆる、重度かつ継続》）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。



※1 高額治療継続者（重度かつ継続）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者。

● 更生医療・育成医療

腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

- 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

- ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 医療保険の多数該当の者。

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置を講じています。

【相談・申請】

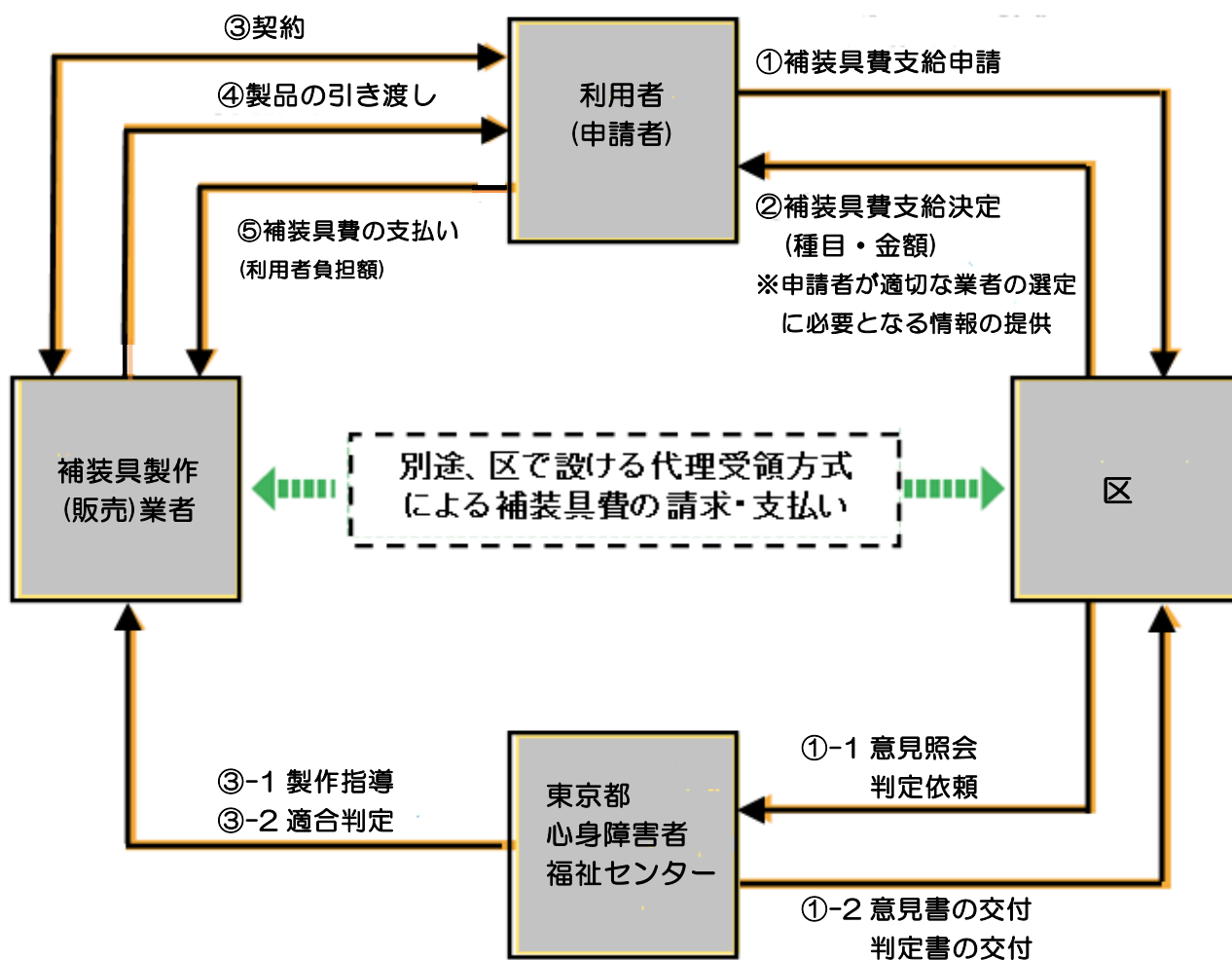
本誌37～38ページをご参照ください。

●補装具費支給制度

① 補装具費の支給

- (1) 心身障害のある方の日常生活の自立と安定のため、補装具購入（修理等）費を支給します。利用者負担については平成24年4月から所得等に配慮した負担となるとともに、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで利用者負担の軽減が図られるようになっています。
- (2) 支給決定は、障害のある方または障害のあるお子さまの保護者からの申請に基づき、区が行います。

補装具費支給のしくみ



② 補装具費支給制度の利用者負担

補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっています。世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

また、障害福祉サービスの負担額等と合算され、高額障害者福祉サービス費による軽減措置の対象となります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0 円
一般	区市町村民税課税世帯	37,200 円

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害のある方	障害のある方とその配偶者
障害のあるお子さま	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ なお、18 歳以上の障害のある方で世帯の中に区市町村民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

●地域生活支援事業

区では、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施しています。

【墨田区実施の主な事業】

事業名	相談窓口	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣サービス	障害者給付係	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	障害者相談係	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	事業者係 健康推進課	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	保健予防課 保健予防係	障害のある方が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業		自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行っています。 例：日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等

3. 手帳

●身体障害者手帳

種類	身体に障害のある方が様々な援助を受けるために必要な手帳です。 手帳の種類は 1 級から 6 級まであり、障害の種類や程度にそれぞれ該当する場合に交付されます。
申請に必要な物	① 指定医が作成した身体障害者診断書・意見書 (用紙は障害者福祉課にあります。また、東京都心身障害者福祉センターのウェブサイトからダウンロードできます。) ② 写真 1 枚 (たて 4cm×よこ 3cm、脱帽・上半身、申請時点から 1 年以内に撮影) ③ 個人番号確認書類 次のものから 1 点 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し ④ 本人確認書類 1 点確認でよいもの 個人番号カード、運転免許証等顔写真付きのもの 2 点確認でよいもの 資格確認証、年金手帳等顔写真なしのもの *代理の方が申請する場合 代理の方の本人確認書類のほか、委任状等が必要になります。 詳しくは、障害者福祉課障害者相談係にお問い合わせください。 ※手帳交付には 1～2 か月程度かかります。
その他の手続き	次の事象が発生した場合には、手続きが必要になります。 ① 住所・氏名の変更 ② 本人が死亡したとき ③ 手帳を紛失・破損したとき ④ 障害の程度が変わったとき
申請窓口	障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166 FAX03-5608-6423

●愛の手帳（療育手帳）

種類	知的発達に障害のある方が様々な援助を受けるために必要な手帳で、東京都が独自に発行しているものです。手帳の種類は 1 度から 4 度まであります。国制度の療育手帳を兼ねています。
申請に必要な物	電話予約をして判定を受けます。 ※判定の際は、予約時に説明された物を持参してください。
その他の手続き	次の事象が発生した場合には、手続きが必要になります。 ① 住所・氏名の変更 ② 保護者の変更 ③ 本人が死亡・転出したとき ④ 手帳を紛失・破損したとき ⑤ 障害の程度が変わったとき ⑥ 本人が満 3 歳・6 歳・12 歳・18 歳になったとき
申請窓口	◆18 歳未満の方 江東児童相談所 電話 03-3640-5432 FAX03-3640-5466 ◆18 歳以上の方 東京都心身障害者福祉センター 電話 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

●精神障害者保健福祉手帳

種類	精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより東京都が交付するものです。1 級から 3 級までの障害等級があります。
申請に必要な物	① 指定の診断書または精神障害を支給事由とする障害年金証書等の写し ② 写真（縦 4cm×横 3cm）申請前 1 年以内に撮影したもの ③ 官製はがき ④ 個人番号カード （個人番号通知カードと身分証明書（両方必要）でも可）
その他の手続き	有効期間は 2 年で、更新手続きが必要です。
申請窓口	健康推進課地域保健担当（すみだ保健子育て総合センター 2 階） 電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

4. 手当・年金

●心身障害者福祉手当（区の制度）

【対象・手当額】

対 象		手当月額	支払方法
区 分	障害の程度		
身体障害者手帳	1・2 級	15,500 円	4 月・8 月・12 月の 15 日に 前月分までの 4 か月分をまと めて、ご本人の銀行口座へ振 り込みます。 （※15 日が休日・祝日の場 合、直前の平日が振込日とな ります。）
	3 級	7,750 円	
脳性麻痺または進行性筋萎縮症		15,500 円	
愛 の 手 帳	1～3 度	15,500 円	
	4 度	7,750 円	
精神障害者保健福祉手帳	1 級	7,750 円	
特殊疾病（難病）の認定を受けている方※注釈 1		15,500 円	

※注釈 1：「特殊疾病（難病）の認定を受けている方」とは、東京都が交付している次の

（1）または（2）のいずれかの受給者証または医療券をお持ちの方のことです。

（1）医療費助成制度特定医療費（指定難病）受給者証またはマル都医療券（→38、111 ページ）

（2）小児慢性特定疾病医療受給者証※注釈 2

※注釈 2：（1）の対象疾病に対応する疾病に限ります。詳細はお問い合わせください。

【支給制限】

次のいずれかに当てはまる方は、手当を受けることができません。

① 児童育成手当（障害手当）の支給対象の障害程度に当てはまる方（20 歳未満に限る。）

② 施設※注釈 3 に入所している方

③ ご本人（20 歳未満の方は扶養義務者）の所得が限度額（→110 ページ）を超えている方

④ 65 歳以上の方（ただし、一部例外※注釈 4 があります。）

※注釈 3：「施設」とは以下の施設のことです。

1	障害者支援施設	2	特別養護老人ホーム	3	養護老人ホーム
4	軽費老人ホーム	5	救護施設	6	障害児入所施設
7	刑事施設	8	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設		

（上記以外の施設（有料老人ホーム、老人保健施設、サービス付高齢者住宅、グループホーム等）への入所の場合には手当を受けることができます。）

※注釈 4：「一部例外」とは次の（1）～（3）のことです。

（1）都内からの転入、かつ、前住地において同種の手当を受給していた方

（2）都内（当手当の対象となる障害程度が、前住地における同種の手当の支給対象となっていなかった場合に限る。）、または都外からの転入、かつ、当手当の支給対象となる障害程度となった年齢が 65 歳未満の方

（3）65 歳前に【対象・手当額】の障害の程度に該当していた方で、所得超過・施設入所により、65 歳になる前日までに手当の申請ができなかった方

【支給開始月】

原 則	申請月分から
都内から転入された方 （前住地で同種手当を受給されていた方）	前住地の最終支給月の翌月分から ※ただし、前住地の最終支給月の翌月から 3 か月以 内に当手当の申請をした場合に限りま。

【申請に必要なもの】

① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、脳性麻痺または進行性筋萎縮症とわかる医師の診断書、または、特定医療費（指定難病）受給者証※注釈 5（マル都医療券・小児慢性特定疾病医療受給者証を含む。）

② ご本人の銀行口座情報 ③ 個人番号（マイナンバー）カード

※注釈 5：受給者証の認定申請中の方は、医療費支給認定申請書の本人控え

【その他の注意事項】

ご本人（20 歳未満の方は扶養義務者も含む。）の住民税が未申告の場合、所得判定ができず、手当の支給審査ができません。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●重度心身障害者手当（都の制度）

【対 象】

心身に重度の障害があるため、常時、複雑な介護を必要とする方。（次の①～③のいずれかに該当）

- ① 重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方
 - ② 重度の知的障害であって、重度の身体障害が重複している方
 - ③ 重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害のある方
- この制度は、手帳の等級が重度（身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度）と判定されただけでは、支給要件に該当しません。

【支給制限】

次のいずれかに当てはまる方は、手当を受けることができません。

- ① 施設^{※注釈 1}に入所している方
- ② 病院・診療所への入院または、介護老人保健施設・介護医療院への入所が継続して 3 か月を超えている方
- ③ ご本人（20 歳未満の方は扶養義務者）の所得が限度額（→110 ページ）を超えている方
- ④ 65 歳以上の方（ただし、一部例外^{※注釈 2}があります）
- ⑤ 3 歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあり、申請できない場合があります。

※注釈 1：「施設」とは以下の施設のことです。

1	障害者支援施設	2	特別養護老人ホーム	3	養護老人ホーム
4	軽費老人ホーム	5	救護施設	6	障害児入所施設
7	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設				

（都内の有料老人ホーム、老人保健施設、サービス付高齢者住宅、グループホーム等へ入所された場合にはご申請いただけます。）

※注釈 2：「一部例外」とは以下（1）～（3）のことです。

- （1）65 歳に達する日の前日までに同手当の判定を受け、重度心身障害者（上記、【対象】の①～③のいずれかにあてはまる）と認定された方。
- （2）支給制限に係る施設に入所していたため、65 歳未満で同手当の申請を行えず、かつ、65 歳未満において、上記【対象】の①～③のいずれかの障害のある方。
- （3）平成 12 年 7 月分の同手当の支給を受けていた方。

●一度、資格喪失していた場合にも、支給要件を再度満たせば年齢に関わらず申請が可能です。

【手当額・支給方法】

月額 60,000 円

毎月 20 日までに前月分を、障害のある方ご本人または代行者の銀行口座に振り込みます。

【支給開始月】

申請月から

【申請に必要なもの】

- ① 申請書一式（窓口にあります）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード

【その他の注意事項】

ご申請していただいても非該当となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●特別障害者手当（国の制度）

【対 象】

20歳以上であって、身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方。

●この制度は、手帳の等級が重度（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級）であっても対象とならない場合があります。

【支給制限】

次のいずれかに当てはまる方は、手当を受けることができません。

- ① 施設※注釈1に入所している方
- ② 病院・診療所への入院または、介護老人保健施設・介護医療院への入所が継続して3か月を超えている方
- ③ ご本人の所得※注釈2が限度額（→110ページ）を超えている方は支給停止になります。
- ④ 配偶者または扶養義務者の所得が限度額（→110ページ）以上である方は支給停止になります。

※注釈1：「施設」とは以下の施設のことです。

1	障害者支援施設	2	特別養護老人ホーム	3	養護老人ホーム
4	更生施設	5	救護施設		
6	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設				
7	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症の治療等を行う施設				

（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、老人保健施設、サービス付高齢者住宅、グループホーム等へ入所された場合にはご申請いただけます。）

※注釈2：所得額には障害を理由とする公的年金（障害年金等）の収入額を含みます。

【手当額・支払方法】

月額 30,450 円（令和8年度）

2月・5月・8月・11月の10日に前月分までの3か月分をまとめて、ご本人の銀行口座へ振り込みます。（※10日が休日・祝日の場合、直前の平日が振込日となります。）

【支給開始月】

申請月の翌月から

【申請に必要なもの】

- ① 申請書一式（窓口にあります）
- ② 所定の診断書（窓口にあります）
- ③ ご本人の銀行口座情報
- ④ 個人番号（マイナンバー）カード

【その他の注意事項】

ご申請していただいても却下となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※申請に要した経費（診断書料等）は、自己負担となります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●障害児福祉手当（国の制度）

【対 象】

20 歳未満であって、次のいずれかの重度の障害に該当し、日常生活に常時介護を必要とする状態にある方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級程度の方
- ② 愛の手帳 1・2 度程度の方
- ③ 上記と同等の疾病、精神障害の方

※障害者手帳等を持っていない方でもご申請いただけます。

【支給制限】

次のいずれかに当てはまる方は、手当を受けることができません。

- ① 施設^{※注釈 1}に入所している方
- ② 障害を理由とする年金を受給している方
- ③ ご本人の所得が限度額（→110 ページ）を超えている方は支給停止になります。
- ④ 配偶者または扶養義務者の所得が限度額（→110 ページ）以上である方は支給停止になります。

※注釈 1：「施設」とは以下の施設のことです。

1	障害児入所施設	2	指定発達支援医療機関	3	乳児院
4	児童養護施設	5	更生施設	6	救護施設
7	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設				
8	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症の治療等を行う施設				

（グループホーム、母子生活支援施設等へ入所されている場合はご申請いただけます。）

【手当額・支払方法】

月額 16,560 円（令和 8 年度）

2 月・5 月・8 月・11 月の 10 日に前月分までの 3 か月分をまとめて、ご本人の銀行口座へ振り込みます。（※10 日が休日・祝日の場合、直前の平日が振込日となります。）

【支給開始月】

申請月の翌月から

【申請に必要なもの】

- ① 申請書一式（窓口にあります）
- ② 所定の診断書（窓口にあります）
- ③ ご本人の銀行口座情報
- ④ 個人番号（マイナンバー）カード

【その他の注意事項】

ご申請していただいても却下となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※申請に要した経費（診断書料等）は、自己負担となります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●特別児童扶養手当（国の制度）

【対 象】

次のいずれかの障害に該当する 20 歳未満の児童を養育している方に支給します。

- ① 身体障害者手帳 1～3 級（下肢障害については 4 級の一部を含む）程度の児童
- ② 概ね愛の手帳 1～3 度程度の児童
- ③ 日常生活に著しい制限を受ける精神の障害を持つ児童

- ④ 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は、手当を受けることができません。

- ① 養育している児童が児童福祉施設等に入所した方
- ② 養育している児童が障害を理由とする年金を受給している方
- ③ 本人の所得および扶養義務者等の所得が別表（→110 ページ）に定める限度額以上の方
- ④ 請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合

※その他、施設の種類等によって入所したとき受給資格がなくなる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【手当額・支払方法】

重度 月額 58,450 円 中度 月額 38,930 円

4 月・8 月・11 月に前月分（11 月は当月分）までの 4 か月分をまとめて、受給者の預金口座へお振込をします。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ② 身体障害者手帳、愛の手帳または所定の診断書
- ③ 金融機関の預金通帳

【問合せ先】

子育て支援課 児童手当・医療助成係 電話 03-5608-6160 AX 03-5608-6404

●児童扶養手当（国の制度）

【対 象】

次のいずれかの状態に該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童または 20 歳未満の中度以上の障害を有する児童を養育している父または母もしくは養育者の方に支給します。

- ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害を有する児童 ④ 父または母が生死不明である児童
- ⑤ 父または母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童 ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は、手当を受けることができません。

- ① 養育している児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設・保育園を除く）に入所している方
- ② 請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合
- ③ 本人の所得および扶養義務者等の所得が限度額を超えている方
- ④ 請求者が事実上の婚姻状態にある場合（父または母が障害による受給を除く・父母以外の養育者が請求者となる場合）

【手当額】

- ① 児童 1 人のとき月額 11,340 円～48,040 円（本人の所得により手当額が確定します）
- ② 児童 2 人目以降 1 人につき、月額 5,680 円～11,340 円加算（同上）

【支払方法】

1 月・3 月・5 月・7 月・9 月・11 月に前月分までの 2 か月分をまとめて、受給者の銀行口座へお振込をします。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ② 身体障害者手帳、愛の手帳または所定の診断書
- ③ 預金通帳 ④ 公的年金等の受給額が分かるもの（子加算含む）
- ⑤ 身分証明書

【問合せ先】

子育て支援課 児童手当・医療助成係 電話 03-5608-6376 FAX 03-5608-6404

●児童育成手当（障害手当・区の制度）

【対 象】

次のいずれかの状態に該当する 20 歳未満の児童を養育している方に支給します。ただし、④⑤については、身体障害者障害程度等級表（→119 ページ）2 級以上の方が対象です。

- ① 身体障害者手帳 1・2 級 ② 愛の手帳 1～3 度程度
- ③ 脳性まひ・進行性筋萎縮症 ④ 特別児童扶養手当を知的障害で受給中
- ⑤ 特別児童扶養手当 1 級を身体障害で受給中（手帳未申請）

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は、手当を受けることができません。

- ① 養育している児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設・保育園を除く）に入所している方
- ② 本人の所得が別表（→110 ページ）に定める限度額を超えている方

【手当額・支払方法】

月額 15,500 円

2 月・6 月・10 月に前月分までの 4 か月分をまとめて、受給者の銀行口座へお振込をします。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ② 身体障害者手帳、愛の手帳または診断書
- ③ 預金通帳 ④ 身分証明書

【問合せ先】

子育て支援課 児童手当・医療助成係 電話 03-5608-6376 FAX 03-5608-6404

●児童育成手当（育成手当・区の制度）

【対 象】

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間で次のいずれかの状態に該当する児童を養育している父または母もしくは養育者の方に支給します。

- ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害を有する児童 ④ 父または母が生死不明である児童
- ⑤ 父または母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童 ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は、手当を受けることができません。

- ① 養育している児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育園を除く）に入所している方
- ② 本人の所得が別表（→110 ページ）に定める限度額を超えている方
- ③ 請求者が事実上の婚姻状態にある場合（父または母が障害による受給を除く・父母以外の養育者が請求者となる場合を除く）

【手当額・支払方法】

月額 13,500 円

2 月・6 月・10 月に前月分までの 4 か月分をまとめて、受給者の銀行口座へお振込をします。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ② 身体障害者手帳、愛の手帳または診断書
- ③ 預金通帳 ④ 身分証明書

【問合せ先】

子育て支援課 児童手当・医療助成係 電話 03-5608-6376 FAX 03-5608-6404

●東京都心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときは、障害のある方に終身一定額の年金が支給されます。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

【加入の要件】

- 保護者（加入者）は、次のすべての要件を満たしている方
- ① 障害者の保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母またはその他の親族）であること
 - ② 東京都内に住所があること
 - ③ 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
 - ④ 年度初日（4月1日）の年齢が **65歳未満** であること
- 【例】令和8年4月20日に65歳になる方の場合、令和8年4月1日は64歳であるため、令和8年度末まで（手続きは2月中旬まで）加入資格があります。
- 障害者の範囲は、次のいずれかに該当する障害をお持ちの方で、将来独立自活することが困難であると認められる方（※年齢は問いません）
- ① 知的障害者 ② 身体障害者（1級～3級）
 - ③ 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度の方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）
- [注意] 障害者に年間462万1千円を超える所得がある場合は、加入できません。

※この制度に加入できるのは、障害者1人に対して1人の保護者のみです。

【掛 金】

◆掛金（月額）

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

（令和8年4月1日現在）

※掛金は、改定されることがあります。その場合は、改定後の金額が適用されます。

◆加入口数について

障害者1人につき、2口まで加入できます。

◆掛金の納付期間

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金は納める必要はありません。

- ① 年度初日（4月1日）の加入者（保護者）の年齢が65歳となったとき（年齢要件）
- ② 加入期間が20年以上となったとき（期間要件）

◆掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の2分の1を減額します。

- ① 生活保護を受けている場合
- ② 住民税が非課税または免除である場合
- ③ 知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

【年金の支給】

支給開始の要件	加入者の死亡または重度障害
支給開始	加入者が死亡した（または重度障害となった）月から
支給期間	終身支給（障害者が死亡した月まで支給）
支給額（月額）	20,000 円（加入 1 口当たり）

※加入者の死亡（重度障害）が、故意または重大な過失による場合は、支給されないことがあります。

【弔慰金等の支給】

種類	弔慰金	脱退一時金	
内容	障害者が加入者より先に亡くなったときは、加入期間に応じて弔慰金を支給します。	内容	加入者の申し出により脱退をしたときは、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。
加入期間	支給額（1 口）	加入期間	支給額（1 口）
1 年以上 5 年未満	50,000 円	5 年以上 10 年未満	75,000 円
5 年以上 20 年未満	125,000 円	10 年以上 20 年未満	125,000 円
20 年以上	250,000 円	20 年以上	250,000 円

※弔慰金、脱退一時金の額は改定されることがあります。

【新規加入の申し込みに必要なもの】

- ① 加入等申込書 ② 申込者告知書 ③ 障害証明書
- ④ 加入申込者の住民票（原本） ⑤ 障害者の住民票（原本）
- ⑥ 加入申込者と障害者との関係を証明する書類（戸籍謄本等）
- ⑦ 加入申込者が障害者を扶養していることを確認できる書類（保険証等）
- ⑧ 障害者手帳の写し等 ⑨ 印鑑 ⑩ その他（窓口でお願いすることがあります）

※①・②・③は、窓口にあります。

必要書類を揃えてお申込みいただいてから、加入の承認までは2か月程度の期間を要します。

掛金は加入承認時の年齢で決定されます。加入申請時の年齢ではありませんのでご注意ください。

【その他】

◆脱 退

次の場合は、脱退として取り扱います。その場合は、納付済みの掛金はお返しいたしません。

- ① 加入者が死亡または重度障害となったとき（⇒年金の給付へ）
- ② 障害者が加入者より先に死亡したとき（⇒弔慰金の給付へ）
- ③ 加入者が脱退の申し出をしたとき（⇒脱退一時金の給付へ）
- ④ 掛金を2か月滞納したとき
- ⑤ 加入者が東京都の区域外に転出し、転出先の自治体で扶養共済制度に加入したとき
（東京都での加入期間は通算されます）

◆税制上の優遇措置

- ① 納付した掛金は、所得税及び住民税とも『小規模企業共済等掛金控除』として、全額が所得控除の対象となります。
- ② 給付を受けた年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに、非課税となります。

※ 所得控除を受けるには、お勤め先での年末調整や確定申告等の手続きを、加入者が行っていただく必要があります。

掛金を払い込んだことの証明となる「掛金払込証明書」を毎年 11 月ごろ東京都から加入者あてに送付します。

納付書をご使用の場合は、掛金を納付したときの『領収書』でも証明書の代わりとなります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423
 東京都扶養共済事務センター 電話 03-3344-8633 FAX 03-3344-8596
 （公益財団法人東京都福祉保健財団） 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 18 階

●厚生年金（障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金）

申請手続は勤務地を所管する年金事務所で行います。詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

【問合せ先】

墨田年金事務所 電話 03-3631-3111 FAX03-3631-4149

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/tokyo/sumida.html>

●障害基礎年金

事故や病気などで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに支給される年金です。

【対象】

① 20歳以降 65歳未満に初診日がある方

国民年金に加入中（もしくは加入をやめたあとでも 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住んでいること）に初診日がある病気やケガで、国民年金法に定める 1 級または 2 級の障害になったときに支給されます。ただし、初診日がある月の前々月時点で、保険料の納付要件（納付済期間等が加入期間の 3 分の 2 以上あるか、直近の 1 年間に滞納がないこと）を満たしている必要があります。

② 20歳前に初診日がある方

初診日が 20 歳前の病気やケガで、国民年金法に定める 1 級または 2 級の障害にある場合に、20 歳になったときから支給されます。ただし、本人に一定の額を超える所得があると全額または一部の年金が支給停止されます。

※初診日とは、障害の原因となる傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。

【年金額】令和 8 年度

年金の等級が 1 級の方：年額 1,059,125 円〔1,056,125 円〕

年金の等級が 2 級の方：年額 847,300 円〔844,900 円〕

※〔 〕内は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の金額です。

子の加算額 2 人目の子まで 1 人につき、243,800 円加算

3 人目以降からは 1 人につき、81,300 円加算

※子とは、受給権者によって生計を維持されている 18 歳到達年度の末日までの子、または 20 歳未満で年金の等級 1・2 級相当の障害の状態にある子をいいます。

【申請に必要なもの】

申請される方の状況により必要書類が異なります。事前にご相談ください。

【問合せ先】

国保年金課 国民年金係 電話 03-5608-6130・1 FAX 03-5608-6402

※なお、厚生年金加入中、または、国民年金第 3 号被保険者期間中に初診日がある方は、年金事務所へご相談ください。

墨田年金事務所 墨田区立川 3-8-12 電話 03-3631-3111 FAX03-3631-4149

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html>

●特別障害給付金

国民年金の任意加入期間（下記①・②）に加入しなかった事により、障害基礎年金を受給していない方が受けられます。

【対象】

次の①または②の方で、その当時任意加入しなかった期間に初診日がある病気やケガにより、国民年金法に定める 1 級または 2 級の障害になったときに支給されます。

ただし、本人に一定の額を超える所得があると支給額の全額または一部が支給停止されます。

① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合加入者等の配偶者

ただし、65 歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。

申請についても 65 歳に達する日の前日までに請求する必要があります。

※現在、障害年金を受給されている方は対象になりません。

※初診日とは、障害の原因となる傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。

【支給額】令和 8 年度

障害基礎年金の 1 級に該当する方：月額 58,650 円

障害基礎年金の 2 級に該当する方：月額 46,920 円

【申請に必要なもの】

申請される方の状況により必要書類が異なります。事前にご相談下さい。

【問合せ先】

国保年金課 国民年金係 電話 03-5608-6130・1 FAX 03-5608-6402

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/tokubetsu-kyufu.html>

●特別永住者障害特別給付金

国籍条項により昭和 57 年 1 月 1 日まで国民年金法の適用外となっていたために障害基礎年金等の支給の対象とならなかった方に給付金を支給します。

【対 象】

次のすべてに該当する方

① 特別永住者または特別永住者からの帰化者で、身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度の方

② 昭和 57 年 1 月 1 日前に満 20 歳に達していた方で次のアまたはイに該当する方

ア 同日前に上記①に該当する障害を有していた方

イ 同日以後に上記①に該当する障害を有することとなったが、当該障害の発生原因の初診日が満 20 歳以後で、かつ、同日前に初めて受診した方

③ 墨田区に住民登録をしてから 2 年以上経過している方（外国人登録をしていた期間を含みます。）

【支給制限】

次のいずれかに該当する方は対象となりません。

① 公的年金（年額 36 万円以上）受給者

② 生活保護受給者

③ 障害基礎年金の所得制限を超える方

【給付額・給付方法】

月額 30,000 円（年額 36 万円未満の公的年金を受給している場合には、当該公的年金額を 12 で除した額を控除した金額）。4 月・8 月・12 月に前月分までの 4 か月分をまとめて、指定されたご本人の銀行口座に振り込みます。

【申請に必要なもの】

申請される方の状況により必要書類が異なります。事前にご相談下さい。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

5. 医療

●心身障害者の歯科診療

一般の歯科医療機関では対応が困難な障害のある人たちの口腔保健の向上を図っています。診療は電話による予約が必要です。

【申込み先】

都立心身障害者口腔保健センター 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ8・9階

予約窓口 電話 03-3267-6480

FAX 03-3269-1213

●心身障害児（者）歯科相談等

心身に障害のある区民の方を対象として、歯科健診・相談、口腔内の清掃やフッ化物塗布、歯みがき指導等を行っています。費用は無料、予約制です。

【対象】

原則として18歳未満で、来所可能な区民の方

【内容】

◆歯科健診・相談

◆歯みがき指導、歯科予防処置等

【場所】

すみだ保健子育て総合センター内 ひかり歯科相談室 墨田区横川5-7-4

【問合せ先】

健康推進課 地域保健担当 電話 03-5608-1462 FAX 03-3623-2108

●自立支援医療費（更生医療）の助成

18歳以上の身体障害のある方が対象となる医療を受ける際に発生する医療費を助成します。（自己負担分が1割になります。）また、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設けられます。

※受診後の申請はできません。必ず事前に相談、申請し決定を受けてください。

【対象】

≪対象となる障害≫

視覚障害、聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害

≪対象となる医療≫

当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術等によって障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるもの）に限られます。なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心臓移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法も対象となります。

※助成には要件があります、詳しくはお問い合わせください。

※原則として東京都心身障害者福祉センターの判定で医療が必要と認められた方。

※一定所得以上の方は、対象となる医療の種類によっては、更生医療の受給対象とならない場合があります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166

FAX 03-5608-6423

●自立支援医療（育成医療）の助成

18歳未満の身体に障害を有する児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる方に、指定した医療機関で医療の支給（医療費助成）をします。

【対象】

18歳未満で次の疾患に該当し、手術などにより確実な治療効果が期待される児童

◆肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能障害

腎臓、小腸、心臓、肝臓、その他の内臓障害、免疫機能障害

【支給制限】

医療費の1割と入院時食事療養費の標準負担額は自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額を設定します。また、区市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯は、原則としてこの事業の対象となりません。

【問合せ先】

健康推進課地域保健担当（すみだ保健子育て総合センター 2階）

電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

●自立支援医療（精神通院医療）の助成

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。また、区市町村民税が非課税の世帯の方について自立支援医療費の自己負担額分の助成を行う制度があります。

申請に基づき東京都が審査を行い、認定された場合は、都知事から「自立支援医療受給者証（精神通院）」を交付します。

有効期間は1年で、継続（更新）申請の手続きは、毎年必要です。

【問合せ先】

健康推進課地域保健担当（すみだ保健子育て総合センター 2階）

電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

●小児慢性特定疾病医療費の助成

小児慢性特定疾病にかかれた方に対して医療券を交付し、保険証を使って診療・投薬などを受け、各種保険が適用された時の自己負担分を助成します。

【問合せ先】

健康推進課地域保健担当（すみだ保健子育て総合センター 2階）

電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

●難病医療費の助成

難病等にかかれた方に対して医療券を交付し、保険証を使って診療・投薬などを受けた時の医療費の自己負担分を助成します。

【問合せ先】

健康推進課地域保健担当（すみだ保健子育て総合センター 2階）

電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

【難病医療費助成対象疾病一覧】

→111 ページ

●後期高齢者医療制度

対象となる方は 75 歳以上の方ですが、65 歳から 74 歳までで一定の障害のある方は、申請に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合、後期高齢者医療制度に加入することができます。

【要 件】

次のいずれかの状態に該当する方

- ① 身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部 ② 愛の手帳 1～2 度
- ③ 障害年金 1～2 級 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級

【問合せ先】

国保年金課 長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当

電話 03-5608-6192 FAX 03-5608-6402

●心身障害者（児）の一般疾患の診療サービス

一般病院では対応困難な心身障害者（児）の一般疾患の診療を行っています。あらかじめ受診する日時を予約することが必要です。初めて受診する方は、診療所等の他の医療機関からの紹介状が必要になる場合があります。各病院で確認してください。

【問合せ先】

都立東部療育センター	江東区新砂 3-3-25 電話 03-5632-8070（代表）予約専用電話 03-5632-0489 FAX 03-5632-8071
都立北療育医療センター	北区十条台 1-2-3 電話 03-3908-3001（代表）（内線 489・予約センター） FAX 03-3908-2984
都立大塚病院	電話 03-3941-3211（代表）予約専用電話 03-3941-5489 FAX 03-3941-6389

●産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供すること等により、産科医療の質の向上等を図ることを目的とした制度です。

この制度は平成 21 年に創設され、公益財団法人 日本医療機能評価機構により運営されています。

【対 象】

次の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。なお、お子さまの出生の年によって基準が一部異なります。

- ① 令和 4 年 1 月 1 日以降に出生したお子さまの場合
 - (1) 在胎週数が 28 週以上であること
 - (2) 先天性や新生児期等の要因によらない脳性まひ
 - (3) 身体障害者手帳 1・2 級相当の脳性まひ
- ② 平成 27 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに出生したお子さまの場合
 - (1) 出生体重 1,400g 以上かつ在胎週数 32 週以上、または在胎週数 28 週以上で所定の低酸素状況の要件に該当すること
 - (2) 先天性や新生児期等の要因によらない脳性まひ
 - (3) 身体障害者手帳 1・2 級相当の脳性まひ

【補償金額】

補償対象と認定された場合は、総額 3,000 万円の補償金が支払われます。

【申請期間】

お子さまの満 1 歳の誕生日から満 5 歳の誕生日まで。ただし、極めて重症で診断が可能な場合は生後 6 ヶ月から申請可能です。

【問合せ先】

詳細については、運営組織である公益財団法人 日本医療機能評価機構の産科医療補償制度のホームページを参照いただくか、以下の専用コールセンターにお問い合わせください。

- ・産科医療補償制度専用コールセンター

電話：0120-330-637

受付時間：午前 9 時から午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

<http://www.sanka-hp.icqhc.or.jp/>

●心身障害者医療費助成制度（㊦マル障）

東京都が医療費保険診療分（診療・投薬・治療用装具等）の自己負担額の一部を助成する制度です。

【対 象】

区内に住所（身体・知的障害者更生施設等の入所者については、介護給付費等を区から支給されている方）を有する身体障害者手帳 1・2 級（内部障害は 3 級まで）、愛の手帳 1・2 度または精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方

【支給制限】

次のいずれかに該当する方は、対象となりません。

- ① 医療保険未加入者 ② 生活保護受給者
 - ③ ご本人（20 歳未満の方は被保険者）の所得が別表（→110 ページ）に定める限度額を超えている方
 - ④ 65 歳以上で重度心身障害になった方
 - ⑤ 重度心身障害になった年齢が 65 歳未満で、65 歳に達する日の前日までに「㊦受給者証」の交付申請を行わなかった方
- ※65 歳に達する日の前日とは、年齢計算に関する法律に基づき、誕生日の前々日になります。
- ⑥ 後期高齢者医療制度の加入者で、住民税が課税されている方

【助成内容】

- ① 住民税が課税されている方「㊦受給者証（一部）㊦食」を交付します。
保険診療の自己負担額から一部負担金（負担割合 1 割）を除いた額
- ② 住民税が課税されていない方「㊦受給者証 ㊦食」を交付します。
保険診療の自己負担額（自己負担なし）

【助成方法】

- ① 都の契約医療機関では、医療保険の資格が確認できるものと㊦受給者証を窓口で提示します。
- ② 都の契約医療機関以外で診療を受けたときは、保険の自己負担分をいったん支払い、㊦受給者証と領収書（保険点数記載のもの）を持って、区の窓口で㊦助成分を申請し、払い戻しを受けてください。

※18 歳まで（18 歳到達後最初に迎える 3 月 31 日まで）の方については、乳幼児医療費助成制度、子ども医療費助成制度、高校生等医療費助成制度を優先してご利用ください。

【助成対象とならないもの】

介護保険の利用者負担額や健康保険の対象とならない文書料、差額ベッド代、健康診断、予防接種などは㊦の助成対象になりません。

【資格取得申請に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳（有効期限が残っているもの）
- ② ご本人の医療保険の加入状況がわかるもの（※）

- ③ 個人番号（マイナンバー）カード

【払い戻しの手続き時に必要なもの】

- ① ④ 受給者証 ② ご本人の医療保険の加入状況がわかるもの（※）
③ ご本人の銀行口座情報 ④ 領収書（原本）
⑤ 医療保険から発行される支給決定通知書（高額療養費や付加給付、補装具費等が医療保険から給付される場合のみご提出ください。）

（※）以下①②のうちいずれか一つ

- ① 加入する保険者から交付された「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」
② マイナポータルの資格情報画面

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

6-1. 日常生活（ヘルパー等）

●ヘルパーの派遣（障害福祉サービス）

日常生活において、心身に障害のある方（お子さま）や精神障害のある方、難病患者の方が介護や援助、介助等を必要とする場合ヘルパーを派遣します。

【対 象】

種 類	内 容	対 象 者
居宅介護 （ホームヘルプ）	【身体介護】 入浴・排せつ・食事等の 介護が中心となるもの	障害支援区分が 1 以上の方 （身体介護を伴う通院等介助は、区分 2 以上の方）
	【家事援助】 調理・洗濯・掃除等の援 助が中心となるもの	
	【通院等介助】 通院や官公署での公的手 続等必要な外出のための 介助	
重度訪問介護	日常生活全般に常時の支 援を必要とするもの	15歳以上の重度の肢体不自由者（児）、知的障害 および重度の精神障害により行動上著しい困難を 有する障害者で要件にある方
同行援護	外出時における視覚的情 報の提供や移動介護、排 せつ、食事等の介護その 他、外出時に必要な援助	視覚障害のある方で、移動に著しい困難を有する方
行動援護	外出の介助	知的障害者（児）や重度の精神障害者で障害支援が 区分 3 以上の方
重度障害者等 包括支援	日常生活全般に常時の支 援を要するもの	常時介護を要し、その介護を要する程度が著しく高 く、障害支援区分が区分 6 に該当する者であって、 意思疎通に著しい困難を有する障害者

【手続等】

ヘルパーの派遣には各々要件があります。詳しくは下記【問合せ先】までご相談ください。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）

03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）

FAX 03-5608-6423

精神障害者の方、難病患者の方（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

健康推進課地域保健担当

電話 03-3622-9152 FAX 03-3623-2108

●障害者移動支援事業

自宅等で生活する障害のある方（お子さま）で外出が困難な場合に、外出時の移動を支援する人（ヘルパー）を派遣します。（未就学児童の利用は保護者同伴に限ります。）ただし、重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援を利用している人は除きます。

【対 象】

- ・身体障害者手帳を有し、視覚障害又は肢体不自由の程度が１級又は２級の人
（ただし、視覚障害の人は、同行援護サービスで対象とならない外出についてのみ、当事業の対象となります。）
- ・愛の手帳または療育手帳を有する人
- ・精神障害者保健福祉手帳を有する人または精神障害を支給事由とする年金を受けている人
- ・その他区長が必要であると認めた人

【内 容】

- ・公的機関、金融機関等での各種手続きを行うための外出
- ・社会生活上必要な外出
- ・余暇活動、文化活動等への外出
- ・特別支援学校、特別支援学級、学童クラブ、放課後等デイサービス事業所又は福祉作業所などの通所施設への送迎
- ・その他区長が必要と認めた外出

※外出の内容・目的により派遣の対象とならない外出もあります。

【費 用】

- ・利用時間に応じて計算された費用額の１０％をお支払いください。ただし、所得区分に応じた負担上限月額を超えての費用は発生しません。
- ・交通費・入場料等の実費が発生した際は、ヘルパーの方の分も利用者をご負担ください。

【問合せ先】

身体障害のある方・知的障害のある方

障害者福祉課（庁舎３階） 障害者相談係

電話 ０３-５６０８-６１６５（身体障害者手帳をお持ちの方）

０３-５６０８-１３０４（愛の手帳をお持ちの方）

FAX ０３-５６０８-６４２３

手帳をお持ちでない児童の方

障害者福祉課（庁舎３階） 事業者係 電話 ０３-５６０８-６１６４

FAX ０３-５６０８-６４２３

精神障害のある方・発達障害のある方

健康推進課地域保健担当（すみだ保健子育て総合センター２階）

電話 ０３-３６２２-９１５２ FAX ０３-３６２３-２１０８

●障害者日中一時支援事業

短期入所施設、デイサービス事業所などで障害のある方を預かり、障害のある方の日中活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- ② 特別支援学級に通学している児童
- ③ 医師により発達障害と診断された方

【利用できる施設】

施設名	住所	電話番号	主な対象者
すみださんさんるーむ	墨田区墨田 2-14-4（ほーむ きらきら星3階）	03-6657-1861	愛の手帳をお持ちの方
あとむ	墨田区本所 3-29-4-101	03-3622-1504	身体障害者手帳をお持ちの方
飛鳥晴山苑	北区西ヶ原 4-51-1	03-3940-9181	身体障害者手帳または 愛の手帳をお持ちの方

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165～6（身体障害者手帳をお持ちの方）
03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）

FAX 03-5608-6423

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

健康推進課地域保健担当 電話 03-3622-9152（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

FAX 03-3623-2108

●短期入所（ショートステイ）

障害のある方（お子さま）の保護者等が疾病、事故その他の事情により、一時的に介護することが困難になった家庭等に対し、保護者等に代わって、障害のある方（お子さま）に宿泊を伴う介護を行う施設です。（区内の短期入所施設は、92 ページ）

なお、総合支援法に基づく給付対象のサービスであるため、利用するには障害福祉サービス受給者証が必要となります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166
（身体障害者手帳をお持ちの方）

03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）

FAX 03-5608-6423

精神障害の方、難病患者の方

健康推進課地域保健担当 電話 03-3622-9152 FAX 03-3623-2108

●東京都在宅難病患者一時入院事業

在宅の難病患者を保護者または家族の病気等により一時的に介護できない場合に病院に入院できます。

【対象】在宅の難病患者

【内容】入院期間は原則として 1 か月以内になります。

【問合せ先】

健康推進課地域保健担当 電話 03-3622-9152 FAX 03-3623-2108

●重度脳性麻痺者介護事業

在宅の重度脳性麻痺者を介護する家族に対し、介護手当を支給します。

【対象】

区内に居住する 20 歳以上の重度の脳性麻痺者で、身体障害者手帳 1 級であり、単独で屋外活動を行うことが困難な方 ※ただし、次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ・障害者総合支援法における障害者福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定を受けている方
- ・地域生活支援事業の個別支援型移動支援、地域活動支援センター事業の利用決定を受けている方
- ・介護保険制度における訪問介護、通所介護のサービスを受けている方

【内容等】

- ◆介護人は障害者の推薦による家族とし、月 12 回以内
- ◆介護人の手当の額は、1 回当たり 6,560 円

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●在宅重症心身障害児（者）訪問事業

- ◆訪問健康診査：医師及び看護師等が家庭を訪問し、重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の健康診査と療育相談等を行います。
- ◆訪問看護：看護師が児童の家庭を週に一回程度訪問し、家族とともに日常生活上の看護や家族への看護技術指導、相談及び助言等を行います。

【対 象】

重度の肢体不自由（1・2 級）と重度の知的障害の重複する重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の方

【問合せ先】

福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 電話 03-5320-4360
FAX 03-5388-1407
健康推進課地域保健担当 電話 03-3622-9152 FAX 03-3623-2108

●重症心身障害児（者）等介護者支援事業

日常的に訪問看護で医療的ケアを受けている重症心身障害児（者）等の家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図ります。

※対象要件がありますのでお問い合わせください。

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166
FAX 03-5608-6423

●重度障害者大学等修学支援事業

重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校）へ修学するにあたり、必要な身体介護等の提供を受けるための費用を支給します。

※対象要件がありますのでお問い合わせください。

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166
FAX 03-5608-6423

●重度障害者等就労支援事業

重度障害者等の就労を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を提供します。

※対象要件がありますのでお問い合わせください。

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

【問合せ先】
障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166
FAX 03-5608-6423

●心身障害者（児）緊急一時介護・保護事業

保護者が冠婚葬祭または病気・休養等により障害のある方を一時的に介護することが困難になった場合に、介護費の助成や区が病院等で障害のある方の保護を行います。

【対象等】

種 類	内 容	対象者
介護費の助成	家族以外の方に介護をお願いした場合 年 5 回以内、1 回につき 5 日以内で 1 日 6,050 円 ただし、4 時間以内は 3,025 円	身体障害者手帳 1・2 級 愛の手帳所持者 脳性麻痺 進行性筋萎縮症の方
病院での保護	区の指定した病院で保護します。 原則 7 日以内 ただし、特別な場合は 10 日以内になります。	
施設緊急利用	区の指定した施設	愛の手帳所持者

【問合せ先】

介護費の助成…障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163
FAX 03-5608-6423

病院での保護・施設緊急利用
障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-1304
FAX 03-5608-6423

●重度心身障害者入浴サービス

家族、ヘルパー等による介護では入浴することが困難な方のために、自宅に巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

【対 象】

次のいずれかの手帳をお持ちの方で、他の手段による入浴が不可能な方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級 ② 愛の手帳 1・2 度

※介護保険または障害福祉サービスで入浴介助を利用できる方を除きます。

【利用回数】

週 1 回（7 月～9 月は希望により週 2 回）

※区市町村民税額により自己負担金がかかる場合があります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●理美容サービス

障害を理由として理美容所で施術を受けることが困難な方に理美容券を交付し、居宅での訪問理美容サービス（調髪）を行います。

※区市町村民税が課税されている世帯には、自己負担があります。

【対 象】

常時寝たきり等のため、理美容所で施術を受けることが困難であり、次のいずれかに該当する方

- ① 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置）・重度心身障害者手当のいずれかの
手当受給者

- ② 身体障害者手帳 1・2 級又は愛の手帳 1 度・2 度を有しており、重度心身障害者手当の受給者と同程度の状態であると認められる方

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●寝具洗たく・乾燥サービス

在宅で重度の心身障害のある方に対し、掛け布団・敷き布団および毛布の洗たく・乾燥サービスを行います。

【対 象】

以下①～④のいずれかに該当し、3か月以上寝たきりで、家庭で寝具の洗たく・乾燥が困難な方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級
- ② 愛の手帳 1・2 度
- ③ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症
- ④ 特殊疾病（難病）の認定を受けている方

【内 容】

◆洗たく：年 1 回 ◆乾燥：月 1 回（洗たくを利用した月を除く、年 11 回）

※区市町村民税が課税されている世帯には、自己負担があります。

（洗たく 1 回につき 800 円、乾燥 1 回につき 500 円）

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

6-2. 日常生活（福祉用具等）

●補装具購入（修理等）費の支給

心身障害のある方の日常生活の自立と安定のため、補装具購入（修理等）費を支給します。

※介護保険と共通する種目（車椅子・電動車椅子・歩行器・Ｔ字杖を除く歩行補助つえ）は介護保険の利用が優先されます。

※初めて製作する「義肢・装具」は、「治療用装具」として健康保険等による給付が受けられるため、身体障害者福祉法による支給対象にはなりません。

治療終了後、症状が固定し、職業その他日常生活の能率の向上を図る上で必要な場合は、身体障害者福祉法による補装具（義肢・装具）の支給対象となります。

【対 象】

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者の方

18歳以上の障害のある方で世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

【費 用】

原則、基準額の範囲内でかかった費用の1割が自己負担となります。

なお、東京都の判定では認められていない、使用者本人が希望するデザインや素材等を選択することにより基準額を超える差額は、自己負担となります。

【種 類】

対 象	種 目
視覚障害者（児）・難病患者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者（児）・難病患者	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者（児）・ 難病患者	義手、義足、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、 姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、 重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置
内部障害者（児）・難病患者	車椅子（内部障害を原因とする、歩行に著しい制限のある方）
肢体不自由児（18歳未満）・ 難病患者	起立保持具、排便補助具

【手続き】

補装具購入（修理等）費の支給を受けるには、東京都心身障害者福祉センターの判定や医師の意見書等が必要となることがあります。判定等の後に、区で支給決定し支給券を交付します。支給券を受け取った後、補装具を受け取ることができます。

※補装具購入（修理等）費の支給については、必ず事前に下記問合せ先にご相談ください。
支給決定前に購入又は修理をしたものは、支給対象外となりますのでご注意ください。

【問合せ先】

身体障害のある方

障害者福祉課 障害者相談係

電話 03-5608-6165・5608-6166

FAX 03-5608-6423

難病患者の方

健康推進課 地域保健担当

電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

●日常生活用具の給付

在宅での日常生活を容易にするため、下記の用具の給付をします。

【対象者】

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方、精神障害・難病患者の方
世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

【費用】

原則、基準額の範囲内でかかった費用の1割が自己負担となります。
※支給後の物品の修理・撤去は、自己負担になります。

【手続き】

用具の給付は、区が業者に委託して実施します。現金給付ではありませんので、必ず購入する前にご相談ください。

【問合せ先】

身体・知的障害のある方
障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

精神障害・難病患者の方
健康推進課 地域保健担当 電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

【種類】

障害別	種目	障害要件	年齢	その他の要件
肢 体 不 自 由	浴槽 (湯沸器を含む)	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上	
	入浴担架		3 歳以上	入浴にあたって、家族又は他人の介助が必要な方
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	3 歳以上 介護優先	入浴時に介助が必要な方
	T 字杖・ 棒状の杖			
	移動・移乗支援 用具		3 歳以上 介護優先	家庭内の移動等において介助が必要な方
	便器	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 介護優先	
	特殊寝台		学齢児以上 介護優先	
	特殊マット		3 歳以上 18 歳未満	
			下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上 介護優先
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 介護優先	着替えて家族又は他人の介助を要する方
	移動用リフト		3 歳以上 介護優先	天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級	学齢児以上 介護優先	常時介護が必要な方
	頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害		入院中又は施設入所中も、給付対象
ガス 安全システム	下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯	

障害別	種目	障害要件	年齢	その他の要件
肢 体 不 自 由	電磁調理器	上肢障害 1 級・2 級 下肢又は体幹機能障害 1 級	18 歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	情報・通信 支援用具	上肢機能障害	学齢児以上	一般の機器では操作が困難な方
	特殊便座	上肢障害 1 級・2 級	学齢児以上	取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く
	携帯用 会話補助装置	肢体不自由及び著しい音声言語の障害	学齢児以上	医師の診断書または意見書が必要
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害		医師の診断書または意見書が必要
	たん吸引器			
	血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）			
	ルームクーラー	頸髄損傷等による体温調節機能の喪失	18 歳以上	医師の診断書または意見書が必要
	収尿器			脊髄損傷等による身体障害の方
	紙おむつ等		3 歳以上	①脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排せつの意思表示が困難な方 ②ストーマの著しい変形等により、ストーマ用装具の装着ができない方 ③二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のある方 ※①、②、③のいずれかに当てはまる場合に対象となる 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
住宅設備 小規模改修	下肢又は体幹機能障害 3 級以上	学齢児以上 65 歳未満 介護優先	【改修例】 手すりの取付け・段差解消 ・すべり防止・引き戸への扉の取替え・洋式便器への便器の取替え等	
視 覚 障 害	情報・通信支援用具 ①画面拡大ソフト等 ②ワンセグラジオ	①視覚障害 ②視覚障害 1 級・2 級	①学齢児以上 ②年齢制限なし	①パソコンを使用することで社会参加が見込まれる方
	点字ディスプレイ	視覚障害 1 級・2 級	18 歳以上	
	活字文書 読上げ装置		学齢児以上	
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー			
	時計		18 歳以上	
	点字器	視覚障害		

障害別	種目	障害要件	年齢	その他の要件
視 覚 障 害	点字タイプライター	視覚障害 1 級・2 級	学齢児以上	就労、就学している又は就 労が見込まれている方
	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害		本装置により文字等を読む ことが可能になる方
	音響案内装置	視覚障害 1 級・2 級	学齢児以上	2 級の方は、送信機のみ
	音声式体温計			視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯
	体重計		18 歳以上	
	電磁調理器			
	点字図書	視覚障害	学齢児以上	情報の入手を点字によって いる方
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
聴 覚 障 害 ・ 音 声 言 語 障 害 ・ 平 衡 機 能 障 害	携帯用 会話補助装置	音声又は言語機能障害	学齢児以上	医師の診断書または意見書 が必要
	携帯用信号装置	聴覚又は音声言語機能障害 3 級以上		
	フラッシュベル			
	屋内信号装置	聴覚障害 2 級	18 歳以上	聴覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯
	聴覚障害者用 通信装置(ファックス)	聴覚又は音声、 言語機能に著しい障害	学齢児以上	
	情報受信装置	聴覚障害		
	会議用拡聴器	聴覚障害 4 級以上	学齢児以上	
	人工喉頭 ①笛式 ②電動式 ③埋込型用人工鼻	喉頭摘出による音声又は言語 機能障害		③埋込型用人工鼻は“発声 手段のため”常時これを使 用する方。医療保険の適用 外の材料に限り対象
	頭部保護帽	平衡機能障害		
	移動・移乗支援 用具		3 歳以上 介護優先	家庭内の移動等において介 助が必要な方
	ガス安全システム	喉頭摘出等による嗅覚機能の 喪失	18 歳以上	喉頭摘出等により嗅覚機能 を喪失した方のみの世帯及 びこれに準ずる世帯
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	内 部 障 害	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上又は同 程度の身体障害	
たん吸引器				
血中酸素飽和度 測定器 (パルス オキシメーター)				

障害別	種目	障害要件	年齢	その他の要件
内 部 障 害	空気清浄器	呼吸器機能障害 3 級以上	18 歳以上	
	酸素吸入装置	呼吸器機能障害 3 級以上	18 歳以上	医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない方で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた方 医師の診断書または意見書が必要
	酸素ボンベ 運搬車			医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方及び酸素吸入装置の給付を受けた方
	電磁調理器	呼吸器機能障害 3 級以上	18 歳以上	在宅酸素使用のため、ガス調理器具を利用できない方
	自家発電機			人工呼吸器使用者のうち、墨田区災害時個別支援計画が策定されている方 給付は自家発電機又は蓄電池のいずれか 1 種目のみ
	蓄電池			
	ストーマ用装具	①直腸・小腸機能障害等 ②膀胱機能障害等		人工肛門・人工膀胱を設け排泄を行う方 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
	紙おむつ等		3 歳以上	①脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排せつの意思表示が困難な方 ②ストーマの著しい変形等により、ストーマ用装具の装着ができない方 ③二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のある方 ※①、②、③のいずれかに当てはまる場合に対象となる 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書または意見書が必要
	透析液加温器		3 歳以上	人工透析を必要とする身体障害者で自己連続携行式腹膜灌流患者の方 医師の診断書または意見書が必要
	電磁波防護服	心臓機能障害 1 級		ペースメーカー等を装着されている方
	火災警報器	身体障害者手帳 1 級・2 級		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	T 字杖・棒状の杖	重度の内部障害		障害が原因で、通常の歩行が困難な方

障害別	種目	障害要件	年齢	その他の要件
内部障害	住宅設備 小規模改修	内部障害による筋力低下等の機能障害	学齢児以上 65歳未満 介護優先	補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方 【改修例】 手すりの取付け・段差解消 ・すべり防止・引き戸への扉の取替え・洋式便器への便器の取替え等
知的障害	特殊便座	愛の手帳 1 度・2 度	学齢児以上	
	特殊マット		3 歳以上 介護優先	
	頭部保護帽	愛の手帳 1 度・2 度		てんかんの発作等により頻繁に転倒する方 入院中又施設入所中も、給付対象
	火災警報器			火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	電磁調理器		18 歳以上	
障害精神	多脚杖		介護優先	服用している薬の副作用等により、通常の歩行が困難な方
	T 字杖・棒状の杖			
	頭部保護帽			
難病患者等	入浴補助用具		介護優先	入浴時に介助が必要な方
	移動・移乗支援用具		介護優先	下肢又は体幹が不自由な方
	便器		介護優先	常時介護を必要とされる方
	特殊便座			上肢に障害のある方
	特殊マット			寝たきりの状態にある方
	頭部保護帽			発作等により頻繁に転倒する方
	火災警報器		18 歳以上	火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火装置			
	特殊寝台		18 歳以上 介護優先	寝たきりの状態にある方
	移動用リフト		18 歳以上 介護優先	下肢又は体幹機能に障害のある方
	体位変換器		介護優先	寝たきりの状態にある方
	特殊尿器			自力で排尿ができない方
	ネブライザー			呼吸器機能に障害のある方
	たん吸引器			
	血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		18 歳以上	人工呼吸器の装着が必要な方
	住宅設備 小規模改修			下肢又は体幹機能に障害のある方

●中等度難聴児の補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児の方に対し、補聴器の購入費用を助成します。

【対 象】

下記のすべての要件をみたす児童

- ① 墨田区に住所があり、18歳未満であること
- ② 両耳の聴力レベルが、原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳交付の対象となっていないこと
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果を期待できると医師が判断していること

【助成額】

補聴器ごとの基準額と補聴器の購入費用を比較して、少ないほうの額に下記の助成率をかけた額

区分	助成率
生活保護等受給世帯	10/10
対象児童の世帯内に区市町村民税等が課税されている者が含まれていない場合	10/10
対象児童の世帯内に区市町村民税等が課税されている者が含まれている場合	9/10

【助成限度額】

補聴器	144,900 円
ワイヤレスマイク	135,400 円
受信機	97,300 円
オーディオチュー	5,250 円

※1台当たりの価格です。

※修理費、付属品に係る費用は対象外です。

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6166 FAX 03-5608-6423

●紙おむつ等の支給

3歳以上の障害のある方で、当該疾病、障害が原因により常時失禁または寝たきりの状態にあるため、おむつを使用する必要がある方に紙おむつ等を支給します。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳 1・2 級
- ② 愛の手帳 1・2 度
- ③ 脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方
- ④ 特殊疾病（難病）の認定を受けている方

【内 容】

◆紙おむつ、尿取りパッドを所定のカタログの中からお選びいただけます。（上限9,000ポイント）

※病院に入院中で病院指定のおむつ等を使用している方には、月額9,000円を限度として、おむつ代を支給します（病院の証明書が必要です）。同月に現物支給との併用はできません。

※特別区民税・都民税が課税されている世帯には、自己負担（600円または800円）があります。

【支給制限】

- ① 高齢者福祉課の紙おむつ等支給事業により、紙おむつ等またはおむつ代が支給されている方
- ② 施設に入所している方
- ③ 介護医療院に入院している方
- ④ 生活保護を受給している方

【支給開始月】

申請書を受理した月の翌月又は翌々月

（病院等に入院中で、現金支給対象の方は申請書を受理した月分から）

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●補助犬の給付（盲導犬・介助犬・聴導犬）

補助犬を給付します。

【対 象】

次のすべての要件に該当する方

- ① 都内におおむね1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者であること
・盲導犬…視覚障害1級 ・介助犬…肢体不自由1級・2級 ・聴導犬…聴覚障害2級
- ② 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること
- ③ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する方にあつては、その家屋の所有者または管理者の承諾を得られること
- ④ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
- ⑤ 社会活動への参加に効果があると認められること

【費 用】

無償。ただし、飼育費等は自己負担。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

●住宅設備改善費助成

在宅で生活する重度の肢体不自由の方の日常生活を容易にするため、居住する住宅設備の改善に要する費用を助成します。

※住宅の改善については、必ず事前に下記問合せ先にご相談ください。事後の申請では改善費の助成対象外となりますので、ご注意ください。

【費 用】

世帯の区市町村民税課税状況に応じて自己負担があります。世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は助成対象外です。

【対象・種目等】

種 目	対 象 者	
中規模改修	学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。ただし、40歳以上65歳未満で、介護保険法施行令に定める老化が原因とされる16種類の病気により、介護保険の対象となる者は、実工事価格が介護保険住宅改修費の支給限度額を超える場合に限りです。	966,000円
屋内移動設備	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体、付属機具及び設置費 1,406,000円
階段昇降機	学齢児以上の階段昇降が困難な方で、上肢障害が1級の者、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165・5608-6166
FAX 03-5608-6423

●緊急通報システム（民間通報型）

通報ボタンを押すと、民間の「受信センター」に通報が入ります。看護師が対応し、緊急時には「受信センター」から東京消防庁へ救急車等の出動を要請し、必要に応じて警備会社の現場派遣員が駆けつけます。

また、看護師が 24 時間いつでも健康相談等を受けます。

※火災安全システムを利用される方は、利用できません。

【対 象】

18 歳以上 65 歳未満（新規申請時点）の一人暮らし等で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ② 特殊疾病（難病）の認定を受けている方

【利用者の負担金（月額）】

- | | | | | |
|-----------|---|-----|-----|---------|
| ① 固定電話回線型 | ： | 住民税 | 非課税 | 0 円 |
| | | | 課 税 | 500 円 |
| ② 無線型 | ： | 住民税 | 非課税 | 0 円 |
| | | | 課 税 | 1,100 円 |

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●火災安全システム（住宅火災直接通報）

身体に重度の障害のある方が急病などになった時や、火災が発生した時に、固定電話回線を通して家庭内に設置した無線の発信機により、消防庁に通報できます。

※身体障害のある方は、消防庁直結緊急通報システム利用となり、緊急通報協力員として複数人のご近所の方の登録が必要です。

【対 象】

18 歳以上 65 歳未満の一人暮らし等で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ② 愛の手帳 1 度・2 度の方

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●聴覚障害のある方等のための緊急通報（警察・110 番）

110 番アプリシステム・FAX110 番による緊急通報

聴覚・言語機能に障害がある方や音声による 110 番通報が困難な方専用です。

※音声による 110 番通報が可能な方は、通常の 110 番通報をお願いします。

なお、対応は都内で発生した事件、事故に限ります。

○110 番アプリシステム

スマートフォン・携帯電話から、文字による 110 番通報ができます。

【スマートフォンの場合】

iPhone の方は App Store で、Android の方は Google Play で、「110 番アプリ」を検索してインストールしてください。

【携帯電話の場合】

<https://mobile110.npa.go.jp> にアクセスしてください。

※通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

○FAX110 番

FAX で 110 番通報をすることができます。住所、事件の内容をご記入の上、送信してください。

【FAX 電話番号 03（3597）0110】

問い合わせ先

警視庁 通信指令本部 指令計画第三係 電話 03-3581-4321（代表）

●聴覚障害のある方等のための緊急通報（消防・119番）

聴覚障害、言語障害のある方など、音声による通報が困難な方のために、緊急時にスマートフォンやファックスなどで、消防に通報できるサービスがあります。

◆緊急ネット通報（東京消防庁）

音声（肉声）による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。

ご利用には、事前の登録が必要です。また、通信料金がかかります。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119番通報」－「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

【対象】

東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、在勤、在学している聴覚または音声・言語等の機能に障害がある方。

【手続き】

携帯電話やスマートフォンによる事前登録（無料）が必要です。

二次元コードを読み取り後、表示されたメールアドレス（直接入力する場合は、entry_13000@entry03.web119.info）に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。



【利用方法】

通報する際は、登録した携帯電話やスマートフォンのブックマークまたはホーム画面から、通報画面を表示し、通報種別と位置情報を選択して送信してください。チャット機能により、東京消防庁と会話ができます。

◆119番ファクシミリ通報

119番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。

【手続き】

事前登録等の必要はありません。

119番通報専用の通報用紙を消防庁や以下のホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119番通報」－「119番通報のしくみ」－「119番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

【利用方法】

通報する際は、通報用紙に、火災・救急の別、住所・建物名称、氏名、年齢、「どうしたのか」「どこが痛いのか」「どこが燃えているのか」等を具体的に記載し、ファックスから「119」をダイヤルして送信してください。

※あわてずにファクシミリ通報ができるよう、普段から通報用紙等に必要事項（住所・建物名称、氏名、年齢）をあらかじめ記入し、準備しておくことが大切です。

◆電話リレーサービスを介した119番通報

電話リレーサービスとは、耳の聞こえない方や発話困難な方など、電話でのやり取りに困難のある方が、通訳オペレータを介して電話をかけることにより、相手方との意思疎通を可能とするサービスです。公共インフラとして制度化され、一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより提供されています。電話リレーサービスを介して119番通報をすることも可能です。

【手続き】

ご利用には、事前登録が必要です。

詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。

日本財団電話リレーサービスホームページ <https://www.nftrs.or.jp>

【利用方法】

通報する際は、スマートフォン・タブレットについてはアプリから、PC についてはホームページからログイン後、緊急通報ボタンをタップし「119（火事・救急）」を選択してください。通訳オペレータと接続後、東京消防庁と通話ができます。

【問合せ先】

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係

電話 03-3212-2111 内線4246・4247

FAX 03-3213-1478

メールアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

※消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

7. 自動車

●自動車運転教習費補助

心身障害のある方が、自動車運転免許を取得する場合、または免許の条件にかかる排気量の限定解除を受ける場合に、運転教習費用の一部を助成します。

【対象】

事前申請が補助の条件となりますので、すでに運転免許を取得した方、教習所を卒業している方は対象となりません。

①・②の方で③～⑥のすべての要件に該当する方

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の方。ただし内部障害は 4 級までで歩行困難な方または下肢・体幹にかかる障害は 5 級までで歩行困難な方を含む。
- ② 愛の手帳 1～4 度の方
- ③ 運転免許試験場での運転適性検査に合格し自動車教習所に入所を承認された方
- ④ 申請日の 3 か月前から引き続き墨田区内に居住している方
- ⑤ 他の制度により、運転免許に要する費用の助成を受けていない方
- ⑥ 前年の所得税の額が 40 万円以下の方

【助成額】

- ① 第 1 種普通運転免許取得にかかる経費（教習所入所料、技能・学科教習料、教材費など）
限度額 164,800 円（前年の所得税の額で変わります）
- ② 免許の条件にかかる排気量の限定解除にかかる経費 限度額 20,600 円

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●自動車改造費の助成

重度の身体障害のある方が就労等に必要な自動車を自らが所有し、運転する自動車のハンドル・アクセル・ブレーキなどを改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成します。

【対象】

改造する前の事前申請が助成の条件となりますので改造前に必ず申請してください。

18 歳以上の身体障害者で次のすべてにあてはまる方

- ① 上肢、下肢または体幹機能を含む障害で、それに係る個別等級が 1～2 級の方
- ② 墨田区に住所を有する方
- ③ 本人の所得（20 歳未満の方は扶養義務者所得）が特別障害者手当の所得制限限度額の範囲内である方

【助成額】

操向および駆動装置等の改造にかかった経費を、133,900 円を限度として助成します。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

● 駐車禁止の対象除外

【対 象】

対象となる方は、都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

手帳の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1	
	聴 覚 障 害		2 級または 3 級	
	平衡機能障害		3 級	
	肢 体 不 自 由	上肢機能障害		1 級、2 級の 1 または 2 級の 2
		下肢機能障害		1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害		1 級から 3 級までの各級
		運動 機能 障害	上肢機能	1 級または 2 級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能		1 級から 4 級までの各級	
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸小腸機能障害		1 級または 3 級	
	免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	
(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)				
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器ぼうこうまたは直腸小腸機能障害、肝臓機能障害		特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡 体 幹 機 能 障 害		特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳 (東京都療育手帳)	1 度または 2 度 (3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方)			
精 神 障 害 者 保健福祉手帳	1 級 (精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている方)			
小児慢性特定 疾病児童手帳	色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けている方			

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1 級、2 級の 1 または 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

【申請窓口】

都内のすべての警察署（交通課）で申請することが出来ます。

申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳等（原本）
- ・交付対象者の本人確認書類（身体障害者手帳等以外）

※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面（住民票の写し（発行日から 3 か月以内のもの）等）および申請代理人本人の確認ができる運転免許証等を持参してください。

【問合せ先】

本所警察署 墨田区横川 4-8-9 電話 03-5637-0110

向島警察署 墨田区文花 3-18-9 電話 03-3616-0110 FAX 03-3614-1140

●有料道路通行料金の割引

【対象者】

- ① 本人運転の場合：身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 介護者運転の場合：第 1 種の身体障害者手帳または第 1 種の愛の手帳の交付を受けている方
※必ず事前の申請が必要です。（手帳備考欄に証明のシールを貼ります。）
※本人、家族及び知人等の介護者の自動車が、法人名義や事業用の場合は対象外となります。

【内容】

割引率：通常料金の 5 割引

【申請に必要なもの】

●ETC レーンを利用する場合は①～⑤ ●ETC レーンを使用しない場合は①、⑤

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 車検証（電子車検証の場合は、電子車検証及び自動車検査証記録事項）
※車検証（自動車検査証記録事項）の所有者欄がローン会社等の場合、割賦契約書等の提示が必要です。
- ③ 手帳所持者名義の ETC カード（20 歳未満の場合は保護者名義も可）
- ④ ETC 車載器の管理番号がわかるもの（ETC セットアップ申込書・証明書等）
- ⑤ 第 2 種身体障害者の方は障害者本人の運転免許証

【申請窓口・問合せ先】

- ① 区役所の窓口 障害者福祉課障害者相談係 （区役所 3 階）
電話：03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
電話：03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）
FAX：03-5608-6423
- ② オンライン申請（ETC レーンの利用登録する場合のみ受付可能）
オンライン申請受付サイト：<https://www.expressway-discount.jp>
有料道路 ETC 割引登録係（受付時間：平日 9 時から 17 時）電話：045-477-1233
※オンライン申請は、マイナンバーカードのご用意と「マイナポータル」への登録が必要です。
＜有料道路ご利用に関するお問合せ＞
NEXCO 東日本お客様センター（24 時間）
電話：0570-024-024 または 03-5308-2424
首都高お客様センター（24 時間）
電話：03-6667-585

●自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給

【対 象】

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があり、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方

【内 容】

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で月額をもって支給されます。

なお、介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額が支給されます。

種別		金額
最重度	特Ⅰ種	99,810 円～226,330 円
常時要介護	Ⅰ種	85,390 円～177,950 円
随時要介護	Ⅱ種	42,700 円～88,980 円

【問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）東京主管支所
墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階
電話 03-3621-9941 FAX 03-3621-9944
ホームページ <http://www.nasva.go.jp/index.html>

8. コミュニケーション・社会参加

●手話通訳者・要約筆記者派遣サービス

社会生活における必要なコミュニケーション手段として、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【対 象】

身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害のある方または言語機能障害のある方

【手続き】

初めて制度を利用する時は、事前に利用登録が必要です。

- ・利用登録は、障害者福祉課窓口または区のホームページから電子申請で受け付けます。
- ・利用登録後、派遣を受けたい場合は、下記の問合せ先へご連絡ください。
- ・利用登録には有効期限があり、期間を過ぎると利用できません。
(期間終了前に現況届を提出していただければ、延長できます。)

【派遣対象】

通院、買い物、会合等の日常生活や、法律・裁判・警察等の権利保持に関する場面で、手話通訳者または要約筆記者を必要とする場合

※宗教活動、政治活動、営利活動に関することには派遣できない場合があります。

【費 用】

無料

【問合せ先】

＜事前利用登録について＞

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

＜派遣依頼について＞

墨田区手話通訳等派遣事務所（手話通訳） 電話・FAX 03-5600-3030
東京手話通訳等派遣センター（要約筆記・手話通訳（都の通訳士を希望される場合））
電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

●福祉電話の貸出し

心身障害のある方のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るため、電話加入権を有していない方に墨田区名義の電話を貸し出し、電話料金の一部を助成します。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳1・2級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 戦傷病者手帳第3項症以上
- ④ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を有する方

※ただし、対象となる方は、上記①～④のいずれかに該当する方で、次の条件に該当する方となります。

- ① 生活保護受給中の方
- ② 生計中心者が区市町村民税の所得割を課せられていない方

【内 容】

墨田区名義の電話機をお貸しします。また、その電話にかかる電話料金のうち、基本料金・電話機使用料・付加電話使用料を区が負担します。なお、通話料金・延滞料金は本人負担になります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券の交付

公共的交通機関の利用が困難な障害のある方に対し、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券（以下、助成共通券）を交付します。

【対 象】

- ① 視覚障害 1・2 級 ② 下肢・体幹機能障害 1～3 級
③ 脳病変移動機能障害 1～3 級 ④ 内部障害 1・2 級 ⑤ 愛の手帳 1・2 度

【支給内容等】

助成額は年間 30,000 円分で、申請月に応じて 5,000 円ずつ減額します。

申請月	助成額	利用方法
4～6 月	30,000 円分	ご利用できるのは、墨田区と協定を結んでいるタクシー会社・組合、ガソリンスタンドに限ります。 サービスを受ける際に助成共通券を必要な金額分だけ渡してください。おつりは出ません。また、タクシー利用については、あらかじめ手帳を提示することで同時に割引を受けることができる場合があります。
7～9 月	25,000 円分	
10～12 月	20,000 円分	
1～3 月	15,000 円分	

※ただし、個別等級で下肢・体幹機能障害 1 級、脳病変移動機能障害 1 級および腎臓機能障害 1 級の場合、上記助成額に 10,000 円が加算されます。

※500 円券には円形の、100 円券には半円の識別孔があります。

※自動車燃料購入に利用する場合、車両番号の登録が必要となります。（自家用車 1 台限り）

※助成共通券は本人が乗車している時にのみ利用可能です。

※有効期限切れの券の利用、または協定外業者で券を利用した場合は、実費分を業者にお支払いいただきます。

※不正利用があった場合、次年度以降券を交付できないことがあります。

※転出、再認定等により支給の対象にならなくなった場合は、残った助成共通券を返却していただきます。

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は助成共通券の交付を受けることができません。

- ① 下表の施設に入所している方

1	障害者支援施設	2	特別養護老人ホーム	3	養護老人ホーム
4	軽費老人ホーム	5	救護施設	6	障害児入所施設
7	刑事施設	8	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設		

- ② ご本人の所得が心身障害者福祉手当で定める限度額（110 ページ）を超えている方

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、愛の手帳

※自動車燃料購入に利用する場合、車両番号がわかるもの

※代理の方が申請に来る場合、代理人の身分を証明するもの（免許証・保険証など）

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●リフト付福祉タクシー

電車やバスなど一般の交通機関の利用が困難な方が、車イスやストレッチャーを利用したまま乗降できる区指定のタクシーを、迎車料金、ストレッチャー使用料金の負担なしでご利用いただけます。このサービスは、事前の利用登録が必要です。

【対 象】

身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けていて、下記のいずれかでないとタクシーに乗車することができない方

① 車イスのままでない乗車できない

② 寝たきりでストレッチャーでない乗車できない

※迎車料金、ストレッチャー使用料金については区が負担しますが、その他の料金については業者に直接お問い合わせください。

※65歳以上で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちでない方は高齢者福祉課で、それ以外の方は障害者福祉課で利用登録してください。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

高齢者福祉課 支援係 電話 03-5608-6168 FAX 03-5608-6404

●ハンディキャブの貸出し

墨田区在住で歩行が困難な車いすで外出される方のために、車いす用電動リフトまたはスロープが装備された車両を無料でお貸しします。ただし、燃料費は自己負担になります。

【対 象】

日常的に車いすを利用されている方

【利用方法】

利用には事前登録が必要です。

なお、利用者の状況を確認するため、原則として、職員がご自宅を訪問いたします。

運転手は、利用者で確保する必要がありますが、確保できない場合は運転ボランティアをお探しすることもできます。

【問合せ先】

すみだボランティアセンター

墨田区東向島 2-17-14 電話 03-3612-2940 FAX 03-3610-0294

すみだボランティアセンター分館

墨田区緑 4-4-12 メゾンパール錦糸町 1 階 電話 03-5638-0510

FAX 03-5638-0514

●車いすの貸出し

心身障害者（児）が一時的に車いすを必要とする場合、車いすをお貸しします。

	内 容	費 用	問合せ先
墨田区社会福祉協議会	墨田区在住で、車いすを一時的に必要とされる高齢者や障害のある方、病気やけが等でお困りの方に、短期間無料でお貸しします。	無料 ※事業所まで取りに来ていただける方	すみだボランティアセンター 電話 03-3612-2940 すみだボランティアセンター分館 電話 03-5638-0510
東京都心身障害者福祉センター	心身障害者またはその関係団体等が、心身障害者の福祉の増進を目的として使用する場合	無料 ※運搬は借用者の負担になります	東京都心身障害者福祉センター障害認定課 電話 03-3235-2946 <相談用> 電話 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

●郵便等による不在者投票制度

身体に重い障害がある方や介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所へ行って投票することが困難な方が、自宅などで本人が投票用紙に記載をし、これを郵便等によって区の選挙管理委員会に送付する制度です。この制度は事前登録制です。

事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。手続きはお早めにお済ませください。

【対 象】

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害がある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」の方に認められています。

	障害名	障害の程度			
		1 級	2 級	3 級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹 移 動 機 能	○	○	非該当	
	心臓、じん臓、呼吸 器 ぼうこう、直腸、小 腸	○	-	○	
	免疫、肝臓	○	○	○	
	障害名	障害の程度（項症）			
		特 別	第 1	第 2	第 3
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	○	○	○	非該当
	心 臓、 じん 臓 呼吸器、ぼうこう 直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412

●郵便等による不在者投票制度の代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない方として定められた次のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ区の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

【対 象】

身体障害者手帳

障害名	障害の程度
	1 級
上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳

障害名	障害の程度		
	特別項症	第 1 項症	第 2 項症
上肢、視覚の障害	○	○	○

※上肢、視覚の障害が 1 級、特別項症、第 1 項症、第 2 項症であっても、郵便等投票による不在者投票をすることができる選挙人（上記参照）でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412

●代理投票・点字投票

本人が投票所で申し出ていただくことによって、代理や点字で投票することができます。

【内 容】

本人が投票所へ行き、係員に申し出てください。

◆代理投票…身体の不自由等で字の書けない方に係員が投票のお手伝いをいたします。

◆点字投票…視覚障害がある方で点字による投票を希望する方に点字用紙を交付いたします。

【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412

●墨田区のお知らせ「すみだ」

墨田区のお知らせ「すみだ」の点字版・音声目録CD-ROM（デージー）版・録音テープ版を希望者に郵送しています。

【内 容】

種類	対象者	問合せ先
点 字 版	区内在住の視覚障害者の方	広報広聴担当 電話 03-5608-6223
録音テープ版 デージー版	区内在住の視覚障害者 1～3 級の方	すみだ福祉保健センター 電話 03-5608-3711 FAX 03-5608-3720

●墨田区議会だより

墨田区議会だよりを録音テープにして、郵送しています。

【内 容】

種類	対象者	問合せ先
録音テープ版 デージー版	区内在住の視覚障害者 1～3 級の方	すみだ福祉保健センター 電話 03-5608-3711 FAX 03-5608-3720

●すみだ社協だより

墨田区社会福祉協議会のお知らせ「すみだ社協だより」を録音した「すみだ社協 声のお知らせ『ひびき』」のCD-ROM（デージー）版・録音テープ版を郵送しています。

【内 容】

種類	対象者	問合せ先
録音テープ版 デージー版	区内在住の視覚障害者で希望される方	墨田区社会福祉協議会 電話 03-3614-3900 FAX 03-3612-2944

●青い鳥郵便葉書の無償配布

日本郵便株式会社は、重度の身体障害のある方および知的障害のある方で、受付期間内にご希望いただいた方に、「青い鳥郵便葉書」を無償で配布しています。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【対 象】

身体障害者手帳 1・2 級、または愛の手帳 1・2 度の方

【問合せ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話から 0570-046-666（通話料がかかります）

<ご案内時間> 全日 8:00～21:00

9. 税金の控除等

●所得税の障害者控除

納税者本人、同一生計配偶者(注) または扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合には、所得控除を受けることができます。なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

(注) 同一生計配偶者とは納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が58万円以下(令和7年度までは48万円以下)である方をいいます。

【対象】

障害者控除の対象となるのは、次に掲げるような心身に障害のある方です。

- 1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(特別障害者となります。)
- 2 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された方(重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者となります。)
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級は特別障害者となります。)
- 4 身体障害者手帳の交付を受けている方(1・2級は、特別障害者となります。)
- 5 満65歳以上の方で、墨田区福祉事務所長より「障害者控除対象者認定書」を交付された方。(障害者手帳の交付を受けていない方でも、寝たきりや認知症等により日常生活に支障があり、障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして福祉事務所長が認定をした場合)
- 6 戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害の程度が、恩給法に定める特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。)
- 7 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者となります。)
- 8 いつも就床していて、複雑な介護を必要とする方(特別障害者となります。)

【控除額】

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者(※)	75万円

(※) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。

【問合せ先】

勤務先の給与担当課

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●住民税の障害者控除

本人または同一生計配偶者または扶養親族が障害者に該当する場合には、申告により翌年度の住民税について障害者控除が受けられます。

【対象】

上記「所得税の障害者控除」と同じ

【控除額】

区分	控除額
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者(※)	53万円

(※) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。

【問合せ先】

税務課 課税係 電話 03-5608-6135～9

●住民税の非課税

年間の合計所得金額が 135 万円以下の障害者または特別障害者の方は、翌年度の住民税が課税されません。

【対 象】

「住民税の障害者控除」（68 ページ）と同じ

【問合せ先】

税務課 課税係 電話 03-5608-6135～9

●自動車税・軽自動車税の減免

心身に障害があり歩行が困難な方やその方のために所有し使用される車両等について、自動車税または軽自動車税の減免が受けられる制度があります。

※減免申請ができるのは、障害のある方一人に対して、全ての車両（自動車、二輪車等を含む。）のうち一台に限られます。

【対象車両】

- ① 障害のある方が所有し運転する車両（個人名義の自家用ナンバーに限る。）
- ② 障害のある方、又は生計を同一にする方が所有し専ら障害のある方の日常生活（通院や通学等）のために運転する車両（個人名義の自家用ナンバーに限る。）
- ③ 車椅子移動車や入浴車等、障害がある方が利用するための構造になっている車両

【減免が受けられる手帳及び障害の程度について】

- ① 身体障害者手帳…障害等級については、下記の表をご覧ください。
- ② 愛の手帳…総合判定が 1～3 度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級（自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。）
- ④ 戦傷病者手帳…該当する障害の程度については、自動車税については都税総合事務センターに、軽自動車税については区役所地域福祉課にお問い合わせください。

【障害の種類】

障 害 の 区 分	等 級	障 害 の 区 分	等 級
視 覚 障 害	1～3 級 4 級の 1	体 幹 機 能 障 害	1～3・5 級
聴 覚 障 害	2・3 級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 1・2 級
			移動機能障害 1～6 級
平 衡 機 能 障 害	3・5 級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1・3・4 級
音声・言語機能障害 （咽頭摘出に係るものに限る。）	3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3 級
上 肢 機 能 障 害	1・2 級	下 肢 機 能 障 害	1～6 級
肝 臓 機 能 障 害	1～4 級		

【自動車の申請期限及び場所】

- ◆納期限までに、都税総合事務センターまたは墨田都税事務所等へ申請してください。
（都税のため墨田区では申請を受付することができません。）
- ◆期限後の受付はできません。

【自動車税に関する問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 電話 03-3525-4066
墨田都税事務所 電話 03-3625-5061（代表）

【軽自動車税の申請期間及び場所】

◆当年の納税通知書発送日から納期限までに、区役所税務課税務係へ申請してください。

◆期限後の受付はできません。

※4月1日から5月末までは、手帳交付申請中の場合でも、減免申請をすることができますのでご相談ください。

※前年減免されていても継続はされません。減免要件に該当し減免を希望される方は、納期限までに当年分の減免申請をしてください。

【軽自動車税に関する問合せ先】

税務課 税務係 電話 03-5608-6134

●個人事業税の軽減

障害のある方または障害のある扶養親族等を有する方は、個人事業税が減免される場合があります。（毎年、納期限内に申請が必要です）

【対 象】

合計所得金額が370万円以下であること

※合計所得金額とは、青色申告特別控除適用前の事業所得・不動産所得の他に給与所得、雑所得、分離所得等の各種所得金を合算したもの

【減免税額】

障害のある方一人につき5,000円

ただし、障害のうち精神または身体に重度の障害がある特別障害のある方については、一人につき10,000円になります

【問合せ先】

台東都税事務所 個人事業税班 電話 03-3841-1683

●相続税の軽減

相続人が85歳未満の障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- 1 特別障害者
- 2 障害者のうち精神に障害がある方

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●利子等の非課税

障害のある方等は、少額預金、少額公債の各元金 350 万円までの利子が非課税扱いになります。
※対象等詳細については、問合せ先へ確認してください。

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

10. 割引・減免

●携帯電話の料金割引等

障害者手帳などをお持ちの方は、携帯電話の基本使用料や各種サービス料金が割引になることがあります。対象者・割引内容は携帯電話会社によって異なります、詳細は各携帯電話会社へお問い合わせください。

【問合せ先】

各携帯電話会社へ

●水道・下水道料金の減免

下記に該当する方は、水道料金は基本料金と1か月当たり10 m³までの従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額、下水道料金は1か月当たり8 m³までの料金が減免されます。ただし、④の方は下水道料金のみ対象となります。

【対象】

- ① 生活保護法による、「生活扶助」、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方
 - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による以下の給付を受給されている方（「生活」、「住宅」、「医療」または「介護」）
 - ③ 「児童扶養手当」又は「特別児童扶養手当」を受給されている方
 - ④ 老齢福祉年金（旧国民年金法による）を受給されている方
- 詳細は下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都水道局お客様センター 電話 0570-091-100 または 03-5326-1101
FAX 03-5790-0572

●NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な視覚障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、知的障害及び精神障害のあるかたを対象に、無料で電話番号をご案内します（ご利用には事前に登録が必要です）

【対象】

- 1.身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するかた
 - ・視覚障害 1～6 級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2 級
 - ・聴覚障害 2 級、3 級、4 級、6 級
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3 級、4 級
- 2.戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するかた
 - ・視覚障害 特別項症～第 6 項症
 - ・肢体不自由（上肢） 特別項症～第 2 項症
 - ・聴覚障害 第 2 項症、第 4 項症
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症
- 3.愛の手帳をお持ちのかた
- 4.精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

【問合せ先】

ふれあい案内事務局 電話 フリーダイヤル 0120-104174(全国共通)
 FAX // 0120-104134(//)

●テレビ受信料の減免

心身に障害のある方等がいる世帯で下記の対象となる方は、NHK放送受信料が減免されます。

【対 象】

区分	対 象 者
全額免除	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員が区市町村民税非課税の場合
半額免除	下記に該当する世帯主が受信契約者の場合 ① 世帯主が身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者または聴覚障害者である場合 ② 世帯主が身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている場合 ③ 世帯主が愛の手帳 1・2 度の交付を受けている場合 ④ 世帯主が精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている場合

【手 続】

- ① お手持ちの手帳により受付窓口が変わります。下記の申込み先にて申請してください。
- ② 受付窓口にて証明を受けられましたら、放送受信料免除申請書をNHK営業センターへ専用封筒で郵送してください。（封筒は窓口で用意しています）

【申請に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳 ② 印鑑

【申込み先】

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166
 FAX 03-5608-6423

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

保健予防課 精神保健係 電話 03-5608-6506 FAX 03-5608-6507

【問合せ先】

NHKふれあいセンター 電話 0570-077-077 FAX 045-522-3044

●区内施設の割引制度

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などが施設や駐車場を利用する際、それぞれの手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示をすると利用料金等の割引を受けることができます。（※マークのついた施設については、ミライロ ID のご利用ができません。）

なお、下記の表にある手帳とは身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。

施設名	対象	割引内容	手続き	問合せ先
ひがしんアリーナ （墨田区総合体育館）	障 害 者 及 び付添者 1 名	障害者料金を設 定 駐車料金の免除	受付時に手 帳（利用証） を提示	電話 03-3623-7273 FAX 03-3623-7283
両国屋内プール	障 害 者 及 び付添者 1 名	利用料金及び 駐車料金の免除	受付時に手 帳（利用証） を提示	電話 03-5610-0050 FAX 03-5610-0054

施設名	対象	割引内容	手続き	問合せ先
すみだスポーツ健康センター	障害者及び付添者1名	2時間 110円 1日 220円 駐車料金の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5247-7755 FAX 03-5247-7756
フクシ・エンタープライズ墨田フィールド (墨田区総合運動場)	障害者及び付添者1名	障害者料金を設定 駐車料金の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-3611-9070 FAX 03-3611-9073
すみだ郷土文化資料館	障害者及び付添者1名	観覧料の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5619-7034 FAX 03-3625-3431
すみだ生涯学習センター	障害者及び付添者1名	駐車料金の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5247-2001 FAX 03-5247-2005
特定自転車駐車場(※)	障害者	定期利用に係る 使用料の半額	申請時に手帳のコピーを添付	電話 03-5608-6203 FAX 03-5608-6410
隅田公園自動車駐車場	障害者	駐車料金の免除	出庫時に手帳を提示し、 免除申請書記入	電話 090-3104-0102 FAX 03-5608-6410
すみだ北斎美術館	障害者及び付添者1名	観覧料の免除、減額	受付時に手帳を提示	電話 03-6658-8936 FAX 03-6658-8992
ひきふね図書館 立体駐車場	障害者及び付添者1名	駐車場利用料免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5655-2350 FAX 03-5655-2351

●障害者休養ホーム

指定保養施設の利用の際、利用料から助成額を差し引いた額で、宿泊できます。

【対象】

都内在住の障害者(児)で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。

※介助を必要とする方は、「付添いの方」も利用できます。(障害者1人につき1人)

【内容】

一泊につき次の額を限度とします。

障害者 (大人) 6,490円 (子供) 5,770円

付添者 (大人) 3,250円

※障害者本人と付添者を問わず1人年間2泊まで(4月1日から翌年3月31日まで)。

【締切】

個人、団体ともに利用日の3週間前まで

【問合せ先】

公益財団法人 日本チャリティ協会 電話 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964

※案内書(申込書)は、区役所の障害者福祉課窓口で配布しています。また、東京都福祉局HPからもご覧いただけます。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/kyuyo_home



●都立公園等の入園料免除

有料の都立公園などでは身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示により、障害のある方及び付添者（必要な範囲に限る）が無料で入園できます。

【問合せ先】

東京都建設局 公園緑地部公園課 電話 03-5320-5376 FAX 03-5388-1532

●JR・私鉄線の運賃割引

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が鉄道を利用する場合、次のとおりの割引制度があります。（都営交通については、「都営交通の無料パスと割引をご覧ください。」）

① JR線、またはJR線とその連絡会社線を利用する場合

下表のとおり割引が適用になります。なお連絡会社線とは、JRと連絡運輸（乗車券の通し発売）している交通機関のことです（私鉄線、一部のバス、航路等）。

② 私鉄線を利用する場合

私鉄線の割引は、JRに準じた取り扱いとなっています。割引の詳細や購入方法については、取り扱いが異なる場合がありますので、各私鉄線窓口へお問い合わせください。

《JR線の割引》

【内 容】

対象		割引となる切符の種類	割引率	備考
介護者と一緒に利用する場合	第1種障害者と介護者	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券は割引適用外）	5割	・障害のある方と介護者は同一区間の券を購入する ・割引となる介護者は1人
	12歳未満の第2種障害者と介護者	・定期乗車券（小児定期乗車券は割引適用外）	5割	
1人で利用する場合	第1種障害者	・普通乗車券	5割	・片道の営業キロが100キロを超える場合に限る
	第2種障害者			

【購入方法】

- ・第1種障害者の方が介護者と一緒に近距離の普通乗車券を購入する場合は、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札口で駅員に「障害者手帳」又はマイナポータルとデータ連携した障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。ただし、12歳未満の第1種障害児の普通乗車券は小児運賃の半額となるため、次項と同じ方法で購入してください。
- ・上記以外の乗車券の場合
JR駅みどりの窓口で障害者手帳を提示して乗車券を購入してください。

【その他】

- ・乗車中は必ず障害者手帳を携帯してください。
- ・ミライロIDを提示して購入した場合も必ず手帳を携帯してください。
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、手帳に第一種又は第二種のいずれかに該当するか区分を示す標記が必要です。標記がない場合は、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課にお問い合わせください。

【問合せ先】

JR・私鉄線の運賃割引に関すること

JR・私鉄線の各駅へ

精神障害者保健福祉手帳の第一種・第二種に関すること

東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当

電話 03-5320-4464 FAX 03-5388-1417

●墨田区内循環バスの無料乗車

墨田区内循環バス「すみだ百景 すみまるくん・すみりんちゃん」に乗車する際に、それぞれの手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示をすると運賃が無料になります。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名
- ② 愛の手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名
- ③ 療育手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名

【問合せ先】

区内循環バスに関すること

都市計画課公共交通担当 電話 03-5608-1263 FAX 03-5608-6409

●都営交通の無料乗車券と割引

都営交通を利用する際に、東京都都営交通無料乗車券を提示すると料金が無料になります。
また、介護者※は普通乗車券、定期乗車券とも 5 割引（都バスの定期乗車券のみ 3 割引）になります。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方とその介護者※
- ② 愛の手帳の交付を受けている方とその介護者※
- ③ 戦傷病者手帳（特別項症～第 6 項症、第 1 款症～第 5 款症）の交付を受けている方
- ④ 原爆被爆者（厚生労働大臣の認定を受けた方及び健康管理手当を受けている方）

※介護者… ① 第 1 種身体障害者手帳または第 1 種愛の手帳所持者の介護人

② 第 2 種愛の手帳所持者の介護人

③ 第 2 種身体障害者手帳所持者の介護人（ただし、都営地下鉄については定期券を使用する 12 歳未満の身体障害者の介護人に限ります）

なお、介護者の方が割引を受ける際には、障害者手帳の提示が必要です。

※70 歳以上の方は、シルバーパスと都営交通の無料乗車券との併用はできません。どちらか一つを選択していただくことになります。

【割引一覧表】

◎無料（都内居住者で無料乗車券の交付を受けた方） ○割引あり △一部割引あり

	第 1 種 身体障害者手帳 愛の手帳		第 2 種 身体障害者手帳		第 2 種 愛の手帳	
	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
都電・都バス 日暮里・舎人ライナー	◎	○	◎	○	◎	○
都営地下鉄	◎	○	◎	△ 定期券を使用する 12 歳未満 の身体障害者の介護人のみ	◎	○

【申請に必要なもの】

手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳と認定書または健康管理手当証書）

【申込み先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）
FAX 03-5608-6423

【問合せ先】

東京都 都営交通お客様センター 電話 03-3816-5700（年中無休 9：00～20：00）
FAX 03-3812-7640

◎精神障害のある方

都営交通を利用するとき、精神障害者都営交通乗車証を提示すると料金が無料になります。

【対 象】

都内在住で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【申請に必要なもの】

- ① 精神障害者保健福祉手帳 ② 乗車証（更新の場合）

【申込み先】

都営地下鉄、都電、都営バス、日暮里・舎人ライナー定期券発売所

【問合せ先】

東京都 都営交通お客様センター 電話 03-3816-5700（年中無休 9：00～20：00）
FAX 03-3812-7640

●民営バスの割引

民営バスを利用する際に料金が割引になります。

【対 象】

- ・身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている方と介護者（介護者は下記の表をご確認ください）
- ・写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（介護者は対象になりません）

【路 線】

東武・京成・京浜急行・関東・立川・西東京・小田急・東急・西武・国際興業・神奈川中央交通・京王等（運賃割引の詳細については、各バス会社にお問い合わせください。）

【利用方法等】

区 分	割引率	利用方法
身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方が、単独で利用する場合	5 割	乗車時に手帳を提示する
第1種身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方が、介護者と共に利用する場合	5 割 (介護人同率)	心身障害者民営バス乗車割引証を乗車時に提示
定期券を購入する場合(介護者を含む)	3 割	定期券割引購入申込書を購入時に提出(小児定期は割引なし)
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	5 割	乗車時に手帳の写真が貼付されたページを提示する

【申請に必要なもの】

「心身障害者民営バス乗車割引証」と「定期券割引購入申込書」の交付に必要なもの

- ・身体障害者手帳または愛の手帳

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）
FAX 03-5608-6423

精神障害のある方

東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当

電話 03-5320-4464 FAX 03-5388-1417

●タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳を交付されている方がタクシーを利用する際に手帳を提示すると運賃の10%の割引を受けることができます。

※精神障害者保健福祉手帳を交付されている方が利用する際にも一部実施の事業者があります。（乗車の際又は事前にタクシー業者にお問い合わせください。）

【問合せ先】

一般社会団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 電話 03-3264-8080
FAX 03-3221-7665

●フェリー旅客運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方が、フェリーを利用する際に手帳を提示すると運賃の割引を受けることができます。

割引対象者、割引率、利用方法、付帯条件などについては、各フェリー会社によって異なる場合がありますので各フェリー会社にお問い合わせください。

【問合せ先】

各フェリー会社

●航空運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を交付されている方が、定期航空路線の国内線全線の航空券購入の際に手帳を提示すると割引を受けることができます。

割引対象者、割引率、利用方法、付帯条件などについては、各航空会社によって異なる場合がありますので各航空会社にお問い合わせください。

【問合せ先】

各航空会社

11. しごと

●すみだ障害者就労支援総合センター

障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し安定した生活を送るために、障害のある方や、障害のある方を雇用する企業等を対象に、就職支援や職場定着支援等を行います。

所在地	墨田区緑 4-25-4
ホームページ	http://www.sumida-ganba-work.com/
電話	03-5600-2004
E-mail	shurou@city.sumida.lg.jp
FAX	03-5600-3280
総合相談室	
事業時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター1 階
主な対象者	・企業等での就労を目指す障害のある方で墨田区在住者 ・障害のある方を支援する墨田区内の機関 ・障害のある方を雇用する、または雇用しようとする企業等
事業内容	・障害のある方の就労に関する相談事業 ・就労移行支援事業等の訓練施設やハローワーク等の就労関係機関の紹介及び利用支援等
利用料	無料（交通費、昼食代等は自己負担）
就労生活支援施設 あったまろん すみだ	
事業時間	祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 8:00、土曜日 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター1 階
主な対象者	・企業等で就労している障害のある方で、墨田区在住者または墨田区内の事業所等の在勤者 ・企業等で就労するための支援が必要な障害のある方で、墨田区在住者
事業内容	・就労している障害のある方に対する職場定着支援や就労にかかる生活支援 ・レクリエーションやスキルアップ講座の実施 ・障害のある方を雇用する企業等に対する各種相談 等
利用料	プログラムによって実費負担があります。
手続等	利用登録が必要です。
就労移行支援施設 ゆめたまご すみだ	
事業時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター3 階・4 階
主な対象者	障害者総合支援法に基づく受給者証をお持ちの墨田区在住者
事業内容	・企業等への就労を目指した職業訓練 ・履歴書作成や面接訓練等の職業準備支援 ・就職支援及び職場定着支援 ・就労へ向けた生活支援 等
利用料	障害者総合支援法に基づく自己負担金（交通費等が必要な場合があります。）

就労定着支援施設 ゆめたまご すみだ	
事業時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター3 階・4 階
主な対象者	障害者総合支援法に基づく受給者証をお持ちの墨田区在住者
事業内容	・福祉サービスを利用して就職した障害のある方の就労定着支援 ・企業や関係機関、家族との連絡調整 ・生活面の課題に対する支援
利用料	障害者総合支援法に基づく自己負担金
手話通訳等派遣事務所（聴覚障害者生活支援事業） 電話・FAX 03-5600-3030 E-mail shuwa01@sumida-ganba-work.com	
事業時間	祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 8:00、 土曜日 午前 9:00～午後 5:00
場所	すみだ障害者就労支援総合センター1 階
主な対象者	障害者手帳の交付を受けた聴覚障害のある方もしくは言語機能障害のある方
事業内容	・手話通訳者の派遣 ・聴覚等に障害のある方に対する生活上の各種支援等
利用料	無料
その他	手話通訳者派遣サービス

●しごと・雇用促進・施設整備

制度等	内 容	対 象 者	窓 口
実習受入報奨金	障害のある方への就労体験の機会提供を図るために実施する職場実習に際して、受入企業等と実習参加者に報奨金と奨励金を支給します。	実習受入企業	すみだ障害者就労支援総合センター 総合相談室 電話 03-5600-2004
実習奨励金		実習参加者 (すみだ障害者就労支援総合センター登録者)	
「障害者 委託訓練 事業」	都内ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を身につけるため、企業や民間教育機関等を活用した職業訓練を行います。	身体障害のある方・知的障害のある方・精神障害のある方等	ハローワーク墨田 障害のある方の職業相談コーナー 電話 03-5669-8609 (48#) FAX 03-5600-6312
「障害者就業支援 情報コーナー」 「就活セミナー」 「職場体験実習」	障害者と企業の幅広い悩みをサポートします。個別相談は一般相談のほかテレワーク同入社や社会保険労務士への相談など専門的な相談も行っています。HP からオンライン相談申込みもできます。	障害のある方・保護者・企業・障害のある方の就労を支援する関係機関等	公益財団法人 東京しごと財団 障害者雇用就業サポートデスク 電話 03-5211-5462
「東京 ジョブコーチ 支援事業」	障害のある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるよう、職場内外の環境を整えて定着を支援する「東京ジョブコーチ」を派遣します。	障害のある方・企業・障害のある方の就労を支援する関係機関等	東京ジョブコーチ支援センター 電話 03-3378-7057 FAX 03-3378-7058
「東京都重度身体 障害者在宅パソコン 講習事業」	インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより、在宅での就労を目指します。	身体障害者手帳 1～3級の方	社会福祉法人 東京コロニー 職能開発室 電話 03-6914-0859 FAX 03-6914-0869

制度等	内 容	窓 口
雇用関係 助成金・奨励金	障害のある方を雇用する事業主 の方のための助成金・奨励金があ ります。	ハローワーク墨田助成金コーナー 電話 03-5669-8609 (33#) FAX 03-5600-6312
		東京都産業労働局雇用就業部 就業推進課障害者雇用促進担当 電話 03-5320-4663 FAX 03-5388-1458
「障害者雇用 納付金制度」に 基づく助成金	身体障害のある方・知的障害のあ る方・精神障害のある方の雇用に伴 う施設・設備の整備や適切な雇用管 理のための助成金があります。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部 高齢・障害者窓口サービス課 電話 03-5638-2284 FAX 03-5638-2282

12. 施設・団体

東京都内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の最新情報は、ウェブサイト「東京都障害者サービス情報」で検索できます。合わせてご活用ください。

東京都障害者サービス情報 <http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

●区内の特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

障害のある方・お子さまが障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するにあたり、生活の中で解決すべき課題や支援方法を整理して、適切なサービス利用につなげるためのケアプラン（サービス等利用計画、障害児支援利用計画）を作成する事業所です。

名称・所在地・電話番号	運営主体	主な支援対象	備考
墨田区精神障害者 地域生活支援センター友の家	社会福祉法人 おいてけ堀協会	精神	一般相談支援事業 所併設
墨田区太平 1-11-7 グランドステータス KIYA4 階			
電話 03-3626-6165 FAX 03-3626-6165			
医療法人社団草思会 錦糸町相談支援センター	医療法人社団草思会	精神	一般相談支援事業 所併設
墨田区錦糸 3-5-1 4 階			
電話 03-5637-7266 FAX 03-5637-7266			
あしたば相談支援事業所	株式会社明日葉	身体、知的、精神 障害児、難病	
墨田区押上 1-43-3			
電話 03-6456-1669 FAX 03-6456-1141			
相談支援センターさんさん	社会福祉法人 墨田さんさん会	知的	
墨田区立花 4-30-16			
電話 03-5631-3305 FAX 03-5631-3310			
らいふ十人会	有限会社 らいふ十人会	身体、知的、精神 障害児、難病	
墨田区緑 4-5-10			
電話 03-3634-1217 FAX 03-3634-1237			
とらいあんぐるサポートセンター	特定非営利活動法人 とらいあんぐる	精神	
墨田区墨田 2-16-5			
電話 03-3619-3187 FAX 03-3616-6482			
ハーツ相談支援事業所	株式会社 Hearts	身体、知的、精神 障害児、難病	
墨田区業平 1-3-10-202			
電話 03-5819-4383 FAX 03-5819-4384			
すみだ福祉保健センター 相談支援事業所	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業 団	身体、知的、精神 障害児、難病 知的、障害児	
墨田区向島 3-36-7			
電話 03-5608-3714 FAX 03-5608-3720			

名称・所在地・電話番号	運営主体	主な支援対象	備考
ほしのき相談支援	株式会社インクル	身体、知的、精神障害児、難病	
墨田区業平 5-11-10 岩楯ビル 102			
電話 03-6456-1594 FAX 03-6456-1596			
相談支援はあと	一般社団法人 かいんどはーと	身体、知的、精神障害児、難病	一般相談支援事業 所併設
墨田区八広 5-30-5			
電話 03-6657-2399 FAX 03-6369-3197			
相談支援センターふるさと	特定非営利活動法人 自立支援センター ふるさとの会	知的、精神	一般相談支援事業 所併設
墨田区向島 5-43-20 CrossBrain 曳舟ビル 101			
電話 03-5819-3254 FAX 03-5819-3257			
相談支援事業所あんず	日本マーキュリー株 式会社	身体、知的、精神障害児、難病	
墨田区文花 2-17-5 ソミコーポ文花 104			
電話 03-6822-8864 FAX 03-6661-8681			
すぴか相談支援センター	株式会社すぴか	身体、知的、精神障害児、難病	
墨田区亀沢 1-21-8			
電話 03-6411-5713 FAX 03-6411-0079			
すみだ障害者就労支援総合センター	墨田区	身体、知的、精神障害児、難病	
墨田区緑 4-25-4			
電話 03-5600-2004 FAX 03-5600-3280			
相談支援ぷらす	株式会社えんばわ	知的、精神、難病	
墨田区押上 1-33-4 中村ビル 101			
電話 080-7020-3034 FAX 03-3610-5403			

●区内の障害者通所施設等

障害のある方のための通所施設で、作業指導や生活支援等を行っています。
 なお、総合支援法に基づく給付対象のサービスであるため、利用するには障害福祉サービス受給者証が必要となります。

就労継続支援B型

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
すみだふれあいセンター福祉作業所	墨田区	月～金		60人
墨田区緑 4-35-6				
電話 03-5600-2001 FAX 03-5600-2097				
空ゆけ未来工房	社会福祉法人 墨田さんさん会	月～金		40人
墨田区横川 4-11-2				
電話 03-6658-4933 FAX 03-6658-4931				

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
墨田さんさんプラザ 墨田区立花 4-30-16 電話 03-5631-3305 FAX 03-5631-3310	社会福祉法人 墨田さんさん会	月～金		60 人
向島七福福祉作業所 墨田区向島 3-30-7 電話・FAX 03-3625-1556	社会福祉法人 墨田さんさん会	月～金		20 人
喜楽里すみだ工房 墨田区東向島 3-34-4 電話 03-6661-8561 FAX 03-6661-8562	社会福祉法人 墨田さんさん会	月～金		60 人
隅田作業所 墨田区八広 3-1-5 ライフスペース90 101 電話 03-3616-3465 FAX 03-3616-3466	特定非営利活動法人 とらいあんぐる	月～土		20 人
すみだ花工房 墨田区墨田 2-16-5 電話 03-3619-3187 FAX 03-3616-6482	特定非営利活動法人 とらいあんぐる	月～金		36 人
ループス 墨田区堤通 1-19-9 9 階 電話 03-3616-6479 FAX 03-3616-6481	特定非営利活動法人 とらいあんぐる	月～金		20 人
ユニーク工芸 墨田区横川 2-3-7-102 電話・FAX 03-3624-8258	社会福祉法人 おいてけ堀協会	月～金		21 人
おいてけ堀かっぱ堂 墨田区太平 4-6-7 (1・2 階) 電話・FAX 03-3624-3891	社会福祉法人 おいてけ堀協会	月～金		12 人
ユニークジョブサポート 墨田区錦糸 3-8-2 (2・3・4 階) 電話・FAX 03-5608-8904	社会福祉法人 おいてけ堀協会	月～金	就労移行支援もあり	14 人
こらーるカフェ 墨田区向島 3-2-1 電話 03-5819-3651 FAX 03-5819-3652	特定非営利活動法人 こらーるたいとう	月～金		20 人
はあとぴーす 墨田区文花 2-2-9 (1 階) 電話 03-6657-4438 FAX 03-6657-4439	特定非営利活動法人 おきあがりこぼし	月～金		20 人
錦糸町就労支援センター ひだまり工房 墨田区錦糸 3-1 1-3 電話 03-5809-7301 FAX 03-5809-7308	医療法人社団 草思会	月～金	就労移行支援もあり	13 人
錦糸町就労支援センター 両国分室 fio 墨田区両国 4-37-2 TKF 会館3階 電話・FAX 03-5669-0061	医療法人社団 草思会	月～金		13 人

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
カラコネオフィス	特定非営利活動法人 カラフル・コネクターズ	月～金		20 人
墨田区石原 3-30-10 御谷湯ビル 201				
電話 03-6284-1787 FAX 03-6284-1788				
たすけあい墨田事業所	一般社団法人 たすけあい	月～土		20 人
墨田区文花 1-24-2 MUSASHI BLD. 3 階				
電話 03-6657-3752 FAX 03-6657-3762				
旅のワンダ	日常福祉合同会社	火～土		20 人
墨田区京島 3-23-11				
電話 03-4400-8770 FAX 03-4400-8771				

就労移行支援

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
すみだ障害者就労支援総合センター (就労移行支援 ゆめたまご すみだ)	特定非営利活動法人 自立支援センターむく	月～金	就労定着支援もあり	20 人
墨田区緑 4-25-4				
電話 03-5600-2004 FAX 03-5600-3280				
ユニークジョブサポート	社会福祉法人 おいてけ堀協会	月～金	就労継続支援B型も あり	6 人
墨田区錦糸 3-8-2 (2・3・4 階)				
電話・FAX 03-5608-8904				
錦糸町就労支援センター	医療法人社団 草思会	月～金	就労継続支援B型、 就労定着支援もあり	13 人
墨田区錦糸 3-11-3				
電話 03-5809-7301 FAX 03-5809-7308				
ウェルビー錦糸町センター	ウェルビー株式会社	月～土	就労定着支援もあり	20 人
墨田区亀沢 4-19-12 WBcourt 1F				
電話 03-6456-1885 FAX 03-5625-5752				
LITALICO ワークス錦糸町	株式会社 LITALICO パート ナーズ	月～土 第4日 曜	就労定着支援もあり	20 人
墨田区錦糸 1-1-5 Aビル 4F				
電話 03-5819-0182 FAX 03-5819-0183				
就労移行支援事業所シャイニー 錦糸町	シャイニー 株式会社	月～金	就労定着支援もあり	20 人
墨田区江東橋 4-24-5 協新ビルディング102				
電話 03-6284-0421 FAX 03-6284-0422				
ユニダス ヴィレッジ	伊藤忠ユニダス 株式会社	月～金		20 人
墨田区菊川 2-3-6 菊川栄光ビル 4 階				
電話 03-5669-0127 メールアドレス contact.village@uneedus.co.jp				

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
RE-Bright 押上オフィス	Snow South 合同会社	月～金		20 人
墨田区押上 2-33-9 クラウンマンション曳舟 201号室				
電話 03-6657-2783				
ディーキャリアIT エキスパート 錦糸町マルイオフィス	株式会社アンカー ネットワークサー ビス	月～金		20 人
墨田区江東橋 3-9-16 錦糸町マルイ 6階				
電話 03-6456-0886				

自立訓練（生活訓練）事業所

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
ニューロリワーク錦糸町センター	インクルード株式会社	月～金		20 人-
墨田区緑 4-22-11 北村ビル 2 階				
電話 03-6666-9481 FAX 03-6666-9482				
ゆうコクーン	医療法人社団上桜会	月～金		20 人
墨田区緑 2-14-13 佐藤ビル 3 階				
電話 090-4989-0950				

自立生活援助

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
生活サポートはあと	一般社団法人かい んどはーと	月～金		-
墨田区八広 5-30-5 電話 03-6657-2399 FAX 03-6369-3197				
自立生活援助センターふるさと				
墨田区向島 5-43-20 Cross Brain 曳舟 101	特定非営利活動法 人自立支援センタ ーふるさとの会	月～金		-
電話 03-5819-3254 FAX 03-5819-3257				

生活介護

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
ワクワク工房デイサービス	社会福祉法人 墨田さんさん会	月～金		20 人
墨田区墨田 2-12-12 電話・FAX 03-3613-8979				
はばたき福祉園				
墨田区向島 3-36-7 すみだ福祉保健センター内 電話 03-5608-3714 FAX 03-5608-3720	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	月～土		48 人

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	備考	定員
ひだまり	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	月～土		30 人
墨田区立花 3-2-9				
すみだステップハウスおおぞら内				
電話 03-6657-2618 FAX 03-6657-2604				
肢体不自由児者通所訓練所	特定非営利活動法人 のぞみ	月～金 土（月 2 回）		20 人
墨田区亀沢 4-18-11				
亀沢のぞみの家内				
電話・FAX 03-3624-3152				
すみだ晴山苑クルン	社会福祉法人 晴山会	月～土 祝日		13 人
墨田区八広 5-18-30				
電話 03-6657-3417				
FAX 03-6657-3418				

●区内の障害児通所支援事業所

障害のあるお子さまのための通所施設で、集団生活への適応訓練等を行っています。

なお、児童福祉法に基づく給付対象の事業所のため、利用するには通所受給者証が必要となります。

児童発達支援

名称・所在地・電話番号	運営主体	対象児	定員
リエゾン両国西口	株式会社オーカ	未就学児	10 人
墨田区両国 2-18-4 パラッツォ両国 201			
電話 5625-0162 FAX 5625-0162			
コペルプラス スカイツリー駅前教室	株式会社 ディスクバリープラス	未就学児	10 人
墨田区東駒形 4-23-2 ウエストレジデンス 101			
電話 6658-5350 FAX 6658-5360			
コペルプラス 立花教室	株式会社 アイ・エス・シー	未就学児	10 人
墨田区立花 4-16-4-101 号			
電話 6657-3891 FAX 6657-3892			
ABA教室HRE	ABA教室HRE 株式会社	未就学児	10 人
墨田区業平 1-2-19-201			
電話 6658-8427 FAX 6658-8428			
すまはぴパーク両国・浅草	ARK株式会社	未就学児	10 人
墨田区東駒形 1-8-8 清水ビル2階			
電話 6658-4301 FAX 6658-4302			
GEM GARDEN	社会福祉法人 愛清館	未就学児	10 人
墨田区押上 3-53-6			
電話 3617-4460 FAX 3617-4461			
KID ACADEMY+墨田校	合同会社 ひかりの杜	未就学児	10 人
墨田区八広 4-43-11			
電話 6657-3111 FAX 6657-3117			

放課後等デイサービス

名称・所在地・電話番号	運営主体	対象児	定員
墨田こどもの家 墨田区八広 4-13-3-101 電話 3617-3178 FAX 6661-8730	特定非営利活動法人 スマイル・アーチ	小学生、中学生 高校生	10人
スマートキッズプラス押上 墨田区業平 5-5-4 小林ビル1階 電話 6658-5406 FAX 6658-5407	スマートキッズ 株式会社	小学生	10人
スマートキッズプラス平井北 墨田区八広 4-48-5 エコーピア2階4号室 電話 6657-5320 FAX 6657-5321	スマートキッズ 株式会社	小学生、中学生	10人
コラソン錦糸町 墨田区江東橋 1-4-12 メソンドール錦糸町ツイン 101 電話 3635-7739 FAX 3635-7739	株式会社オーカ	小学校1年生～ 4年生	10人
コラソン本所吾妻橋 墨田区吾妻橋 1-4-4 両野ビル2階 電話 3626-4188 FAX 3626-4188	株式会社オーカ	小学校1年生～ 4年生	10人
キッズデイあすみ 墨田区本所 3-21-7 電話 5637-9781 FAX 5637-9782	KSD 株式会社	小学生、中学生	10人
キッズデイあすみ本所 墨田区石原 4-25-7 1階 電話 3622-9091 FAX 3688-9094	KSD 株式会社	小学生、中学生	10人
児童デイサービス スマイル八広 墨田区八広 6-8-2 リエス八広1階 電話 6657-4387 FAX 6657-4397	株式会社 B・H・C ダイニング	小学生、中学生 高校生	10人
アプリ児童デイサービス東向島 墨田区東向島 5-31-3 エピハラビル1階 電話 6657-3401 FAX 6657-3402	株式会社 マウンテンフィールド	小学生、中学生 高校生	10人
運動・学習による子供自立支援教室 あんしんキッズ 墨田区立花 1-23-5-114 サントウン立花 電話 6657-4425 FAX 6657-4426	株式会社 ケアサポート安心堂	小学生、中学生 高校生	10人
放課後等デイサービス ジョイ・キッズ 墨田区業平 2-9-12 電話 5809-7291 FAX 5809-7347	株式会社 ジョイライフ	小学生、中学生 高校生	1048人
リールスメイト東向島 墨田区東向島 5-7-12 若草ビル12店舗1階 電話 5655-1157 FAX 5247-0791	株式会社ケア21	小学生、中学生 高校生	10人
すみだ晴山苑 キララ 墨田区八広 5-18-30 電話 6657-3417 FAX 6657-3418	社会福祉法人 晴山会	小学生、中学生 高校生（重心）	5人
放課後等デイサービス GRIP キッズ 両国校 墨田区緑 4-22-8 緑町石井ビル1階 電話 6666-9685 FAX 6666-9686	株式会社修学舎	小学生、中学生 高校生	10人
放課後等デイサービス CoCoKids 八広教室 墨田区八広 4-50-3 ソリッドファイン八広2階 電話 5655-4744 FAX 5655-4745	株式会社来知	主に小学生	10人

名称・所在地・電話番号	運営主体	対象児	定員
放課後等デイサービスハート 亀沢店 墨田区亀沢 3-23-4 須田ビル 1 階 電話 6658-5334 FAX 6658-5109	サチエ株式会社	小学生、中学生 高校生	10 人
Gripキッズ 両国緑校 墨田区緑 1-12-13 朝鳥ビル 1 階 電話 6666-9507 FAX 6666-9507	株式会社GEA	小学生、中学生 高校生	10 人
放課後等デイサービス ウィズ・ユーハ広 墨田区八広 5-23-13 電話 6661-8035 FAX 6661-8036	株式会社 SANYウエスト	小学生、中学生 高校生	10 人
わいわいプラス墨田立川教室 墨田区立川 2-1-9 ASハウス 2 階 電話 5600-8066 FAX5600-8067	わいわいグループ 株式会社	主に小学校低学 年	10 人
放課後等デイサービスK I W I 墨田区東駒形 2-9-6 電話 6381-3281 FAX 6381-3282	ファナウ・トライ 株式会社	小学生、中学生 高校生	10 人
あんのいえ 立花 墨田区立花 5-28-1 ミズンビル立花 101 号室 電話 6821-5852 FAX 6821-5853	株式会社 Sky	小学生、中学生	10 人

多機能型（児童発達支援・放課後等デイサービス）

名称・所在地・電話番号	運営主体	対象児	定員
アルファキッズ菊川駅前 墨田区菊川 3-7-4 大こく屋第 2 ビル 3 階 電話 6659-4641 FAX 6659-4642	株式会社 アルファキッズ	未就学児 小学生、中学生 高校生	10 人
リエゾン両国東口 墨田区亀沢 1-19-1 田中ビル 4 階 電話 3622-8177 FAX 3622-8177	株式会社オーカ	未就学児 小学校 1 年生～4 年生	10 人
放課後等デイサービス あんず 墨田区業平 4-6-3 プレジール 101 電話 6284-1748 FAX 6284-1748	日本マーキュリー 株式会社	未就学児 小学生、中学生 高校生	10 人
ハッピーテラス 曳舟教室 墨田区押上 2-33-9 クラウンマンション 2 階 電話 6661-8188 FAX6661-8187	株式会社愛和	未就学児 主に小学生	10 人
スマートキッズソリス両国 墨田区亀沢 1-24-1 アーバンコーポ両国 2 階 201・202 号室 電話 6284-1820 FAX 6284-1821	スマートキッズ 株式会社	未就学児 小学生	10 人
こどもプラス両国教室 墨田区石原 1-38-11 新井ビル 1 階 電話 6658-8721 FAX 6658-8729	株式会社NEXUS	未就学児 小学生、中学生高 校生	10 人
放課後等デイサービス ウィズ・ユードすこい菊川 墨田区立川 3-17-7 リンデンハイム菊川 1 階 電話 6659-2171 FAX6659-2171	株式会社 Way	未就学児 主に小学生	10 人
キッズサポートりま 墨田区立川 1-16-20 Y2BLDG1 階・2 階 電話 6659-6804 FAX 6659-6805	特定非営利活動法 人 SJ	未就学児 小学生、中学生 高校生（重心）	7 人

名称・所在地・電話番号	運営主体	対象児	定員
Step八広教室 (※令和8年4月1日現在休業中)	grow-up 株式会社	未就学児 小学生、中学生 高校生	10人
墨田区八広 4-48-5			
電話 6657-0402 FAX 6657-0402			
グランドオーキッド本所教室	グランドオーキッド 合同会社	未就学児 小学生	10人
墨田区本所 4-21-13			
電話 6658-4476 FAX 3488-9129			
unico墨田	祈月 株式会社	未就学児 小学生、中学生 高校生	10人
墨田区向島 3-43-9			
電話 3625-9062 FAX 3625-4708			
みつばち園 (→96 ページ)	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	未就学児 小学校1年生～3年生	40人
墨田区向島 3-36-7			
すみだ福祉保健センター内			
電話 5608-3715 FAX 5608-3720			
にじの子 (→97 ページ)	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	未就学児 小学校1年生～3年生	60人
墨田区立花 3-2-9			
すみだステップハウスおおぞら内			
電話 6657-2619 FAX 6657-2604			

保育所等訪問支援

名称・所在地・電話番号	運営主体	対象児	定員
AIAI VISIT 東京	AIAI Child Care 株式会社	未就学児 小学生	—
墨田区錦糸 1-2-1			
電話 6284-1607 FAX 6284-1608			
スマートキッズソリス両国	スマートキッズ 株式会社	未就学児 小学生	—
墨田区亀沢 1-24-1 アーバンコーポ両国 2 階 201・202 号室			
電話 6284-1820 FAX 6284-1821			
みつばち園 (→96 ページ)	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	未就学児 小学校1年生～3年生	—
墨田区向島 3-36-7			
すみだ福祉保健センター内			
電話 5608-3715 FAX 5608-3720			
にじの子 (→97 ページ)	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	未就学児 小学校1年生～3年生	—
墨田区立花 3-2-9			
すみだステップハウスおおぞら内			
電話 6657-2619 FAX 6657-2604			

●区内の障害者（児）短期入所施設

障害のある方（児）の保護者等が疾病、事故その他の事情により、一時的に介護することが困難になった家庭等に対し、保護者等に代わって、障害のある方（児）に宿泊を伴う介護を行う施設です。

なお、総合支援法に基づく給付対象のサービスであるため、利用するには障害福祉サービス受給者証が必要となります。

名称・所在地・電話番号	運営主体	開所日	主な対象者
すみださんさんるーむ 墨田区墨田 2-14-4（3階） 電話 03-6657-1861 FAX 03-6657-1862	社会福祉法人 墨田さんさん会	毎日	知的障害のある方 （児）
あとむ 墨田区本所 3-29-4-101 電話・FAX 03-3622-1504	特定非営利活動法人 あとむ	毎日	身体障害のある方 （児）

●区内のグループホーム

就労または就労継続支援等を利用している障害のある方に、生活の場を提供し、食事の世話やその他一定の生活支援を行います。

なお、総合支援法に基づく給付対象のサービスであるため、利用するには障害福祉サービス受給者証が必要となります。

名 称	所在地※	運営主体	電話番号
暖（だん）	墨田区立花 2-22-1	特定非営利活動 法人 みんふす	03-3612-2054
海（みい）	墨田区立花 3-3-8		
風（ふう）	墨田区立花 2-19-2		
華（けい）	墨田区立花 3-12-1		
葉（よう）	墨田区立花 5-28-3		
芽（めい）	墨田区立花 3-5-2		
奏（そう）	墨田区立花 1-23-2		
陽（ひい）	墨田区立花 6-5-14	特定非営利活動 法人 みんふす	03-3612-2054
祥（しょう）	墨田区八広 5-25-10		
悠（ゆう）	墨田区立花 1-30-3		
燈（とう）	墨田区立花 2-5-6		
横川寮	墨田区横川 2-5-6	社会福祉法人 東京都手をつな ぐ育成会	03-3621-2919
宮下荘	墨田区向島 4-26-21		03-5610-0268
ジーエイチ誠和寮	墨田区東駒形 4-10-10		03-3622-3248
トモ二福祉サービス 八広第一	墨田区八広 1-16-18	特定非営利活動法人 トモ二福祉サービス	03-3618-0337

名 称	所在地※	運営主体	電話番号
トモニ福祉サービス 八広第二	墨田区八広 1-19-10		03-3618-0708
トモニ福祉サービス 向島	墨田区向島 5-16-9		03-3626-4462
ほーむ大洋	墨田区墨田 2-12-11		03-6657-2262
ほーむアンブレラ	墨田区文花 1-32-7	社会福祉法人 墨田さんさん会	03-3616-3381
ほーむきらきら星	墨田区墨田 2-14-4		03-6657-0920
グループホーム Tree	墨田区文花 1-4-16	株式会社 MATATABI	03-6661-8300
グループホームすずらん	墨田区立川 4-19-13	特定非営利活動法人 SJ	03-5638-2580
ふるさとホーム 鳩のそば	墨田区東向島 1-13-16	特定非営利活動法人 自立支援センター ふるさとの会	03-5819-3254
ふるさとホーム曳舟	墨田区向島 5-43-20		
グループホーム がじゅまる	墨田区向島 2-22-12	特定非営利活動法人 こらーるたいとう	03-5819-3651
ぬくもりの里 墨田	墨田区墨田 3-21-20	オフィスしま 株式会社	03-6657-4159
ぬくもりの里 墨田ア ネックス	墨田区八広 4-25-5	オフィスしま 株式会社	03-6657-5359

※建物名・部屋番号は省略しています。くわしくはお問い合わせください。

●その他の障害者（児）関連施設・団体

名称・所在地・電話番号	運営主体 代表者	開所日	施設・事業種別
チームひまわりっ子 墨田区東向島 3-31-4 電話 03-3616-0963 メール koz.himawari@ymail.ne.jp	チームひまわりっ 子 代表 長谷川 美雪	土、他	障害者余暇活動支援事業
すみだ地域生活支援センター 友の家 墨田区太平 1-11-7 グランドステータス KIYA4階 電話・FAX 03-3626-6165	社会福祉法人 おいてけ堀協会 施設長 上田 潤	月～土 (水曜除く)	地域活動支援センター（Ⅰ型） 〔相談支援事業 指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業〕
地域活動支援センター Connect Base すみだ 墨田区東向島 5-16-2 電話 03-5247-3550	特定非営利活動法人 とらいあんぐる 施設長 堀内 怜	月～木、 金（第1・3）、日（第2・4）	地域活動支援センター（Ⅰ型） 〔相談支援事業〕

名称・所在地・電話番号	運営主体 代表者	開所日	施設・事業種別
カフェレストラン それいゆさんさん 墨田区東向島 2-38-7 電話・FAX 03-5247-2055	墨田区 手をつなぐ親の会 代表 庄司 道子	月～土 (第4月曜除く)	福祉喫茶事業
ダンスサークル・ダンスさんさん 墨田区亀沢 1-19-7 電話・FAX 03-3626-5070	墨田区 手をつなぐ親の会 代表 庄司 道子	土 (第2・4)	障害者余暇活動支援事業

●すみだ福祉サービス権利擁護センター

高齢者や障害のある方をはじめとする住民のみなさんが、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、次のようなお手伝いを総合的・一体的に行っています。

【所在地・問合せ先】

墨田区東向島 2-17-14 すみだボランティアセンター内
電話 03-5655-2940 FAX 03-3612-2944

◎成年後見制度利用支援

認知症や知的障害、精神障害のある方など判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るため、成年後見制度を利用する際の手続方法のご相談・ご説明をする他、後見等を引き受けてくれる団体の紹介を行います。

【対象】

どなたでもご相談ください。

◎弁護士による権利擁護法律相談《要予約》

◆月に1回（原則お一人1回）無料で相談することができます。

【対象】

高齢者、知的障害、精神障害のある方など判断能力が十分ではない方とその関係者

◎福祉サービスに関する苦情受付

福祉サービスの苦情や不満は、まずサービスを提供している事業者に出ることが原則ですが、「苦情をどうやって申出るかわからない」、「苦情を事業者が取合ってくれない」など、お困りの方はご相談ください。

【対象】

福祉サービスの利用者とその関係者

◎福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）《有料サービス》

福祉サービスを利用する際に、利用契約やケアプラン作成の場に立会い、事業者と対等な関係で手続きができるよう支援したり、日常的な金銭管理サービスを提供します。

【対象】

認知症、知的障害、精神障害などによって日常生活を営む上で必要な福祉サービス等を自分で適切に選択・利用することが難しい方

◎市民後見監督事業・法人後見事業

社会福祉協議会が市民後見人の監督人となり後見活動を支援します。また、社会福祉協議会は法人として後見人にもなることができ、長時間の寄り添う支援を行います。

【対象】

認知症、知的障害、精神障害のある方などでこれから成年後見制度の申立てをする方

◎すみだあんしんサービス《有料サービス》

お元なうちに契約して①お元気を確認する見守りサポート ②判断能力が不十分になったときに財産や生活を守る任意後見サポート ③終末期や死後のことについてのエンディングサポートの3つの柱で将来の不安に備えます。

【対 象】

墨田区民または区内在住者（条件あり）、65歳以上の方、一人暮らしの方、日常的な支援がで
きる親族がいない方、契約を理解し、判断ができる能力のある方、契約に必要な資力のある方、
継続的な支払いが可能な方、生活保護を受けていない方

●すみだボランティアセンター

ボランティア活動をしたい方、ボランティアを依頼したい方の登録・相談を行っています。また、
活動に必要な器材・情報の提供や、ボランティア活動のための講習会等を行っています。

【所在地・問合せ先】

墨田区東向島 2-17-14 電話 03-3612-2940 FAX 03-3610-0294

●すみだ福祉保健センター

福祉と保健の両分野にまたがるサービスを、障害のあるお子さまから高齢者まで総合的・一体的
に提供する施設です。

【所在地・問合せ先】

墨田区向島 3-36-7 電話 03-5608-3711 FAX 03-5608-3720

◎指定障害福祉サービス（生活介護・はばたき福祉園）

地域で生活する重度の障害のある方に対し、心身の発達を促すとともに、社会的な生活能力を高
めるための活動を行うことにより、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生
活または社会生活を営むことができるよう支援に努めます

【対 象】

18歳以上で障害福祉サービス受給者証を所持しており、当施設とサービス利用契約を締結した
方

【定 員】

48名

◎指定障害児通所支援

（児童発達支援／放課後等デイサービス／保育所等訪問支援・みつばち園）

児童発達支援センターとして、心身に障害または発達の遅れ、または、その心配のあるお子さ
んの心身の発達を促し、日常生活に必要な能力や年齢に応じた社会性を身につけ、家庭や地域で
いきいきと生活できるように支援します。

【対 象】

墨田区内にお住いの就学前の乳幼児とその保護者の方※理学療法のみ小学校 3 年生までの方が
対象（理学療法を利用する学齢児の方については、放課後等デイサービスの取り扱いです。）

【内 容】

療育相談指導、個別療育・集団療育（午前グループの一部は、食事提供を含む。）、保育所等訪問
支援

◎指定特定相談支援・指定障害児相談支援

（すみだ福祉保健センター 相談支援事業所）

障害のある方（お子さま）等の自立した生活を支え、一人ひとりの抱える課題解決や適切なサ
ービスの利用に向けて、それぞれのニーズに基づくプランを作成し支援を行います。

【対 象】

墨田区在住の障害福祉サービスを利用する障害のある方及び放課後等デイサービス事業等を利用
するお子さま（主に学齢児）とその保護者

【内 容】

障害のある方（お子さま）等が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画（児
童通所支援利用計画）の作成を行います。また一定期間ごとにモニタリングを行い、サービス
事業者等との連絡調整等を行います。その他、障害福祉サービス等に関するご相談に応じま
す。

◎身体障害者福祉センター事業

身体障害のある方やご家族の福祉向上のため機能訓練やデイサービスを行うとともに、障害者団体やボランティアグループの活動に必要な便宜を提供します。

【対 象】

区内在住の身体障害のある方とその家族及び障害者団体、並びにボランティアグループ

【内 容】

- ◆機能訓練（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）
- ◆各種講座・講習会
- ◆集会室の貸出し、福祉機器の使用

◎機能訓練事業

機能訓練を希望または必要とされる方に対し、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を行うことで、心身の機能の低下を防ぎ、交流の場を提供することで自立生活への援助を行います。

また、高次脳機能障害者の相談窓口の設置及び当事者のグループ訓練を実施し、社会参加へ向けての支援を行います。

【対 象】

区内在住で18歳以上（ただし、高次脳機能障害相談窓口については年齢制限なし）の身体障害のある方等（介護保険の対象者は、通所介護の中でサービスを提供します。）

●すみだステップハウスおおぞら

障害のある方やお子さまの社会的自立を促し、その福祉の増進及び生活の充実を図るための施設です。

【所在地・問合せ先】

墨田区立花 3-2-9 電話 03-6657-2618（ひだまり）03-6657-2619（にじの子）
FAX 03-6657-2604

◎指定障害福祉サービス（生活介護・ひだまり）

地域で生活する重度の障害のある方が通所し、日々の作業や様々な活動をとおして、生活の充実と社会的自立を図ります。

【対 象】

18歳以上で障害福祉サービス受給者証を所持しており、当施設とサービス利用契約を締結した方

【定 員】

30名

◎指定障害児通所支援（児童発達支援／放課後等デイサービス・にじの子）

心身に障害、または発達の遅れやその心配のあるお子さまの心身の発達を促し、日常生活に必要な能力や年齢に応じた社会性を身につけ、家庭や地域でいきいきと生活できるように支援します。

【対 象】

区内在住の就学前の乳幼児及び小学校3年生までの学齢児で、通所受給者証を所持しており、当施設とサービス利用契約を締結した方

【内 容】

療育相談、個別療育・集団療育、保育園・幼稚園等への巡回相談

●障害者団体一覧

団体名	活動内容	会員数	代表者
墨田区障害者団体連合会	次の（１）～（６）の団体が集まって連合会を組織し、団体間の連絡、協議のほか、各種の運動、事業、行事等を行っています。	250 人	庄司 道子
（１）肢体障害部会 （墨田区肢体障害者福祉協会）	・ 1 泊旅行 ・ 健康セミナー ・ 料理教室 ・ クリスマス会 ・ スマホ・タブレット教室 等	30 人	三宅 裕
（２）視覚障害部会 （墨田区視覚障害者福祉協会）	・ 研修旅行 ・ 研修会 ・ 音楽教室 ・ スティックボール教室 ・ 卓球教室 ・ 納涼会 ・ 新年会 ・ 社会生活訓練 等	22 人	浅岡 ミサ子
（３）聴覚障害部会 （墨田区聴覚障害者協会）	・ 機関紙発行（毎月 1 回発行） ・ 茶話会 ・ 手話サークルとの交流会 ・ 納涼会・ 敬老の日を祝う会 ・ 新年会 ・ 講演会 ・ 日帰りバスツアー ・ 防災ワークショップ ・ IT 講座	26 人	篠木 修子
（４）心障児者部会 （墨田区手をつなぐ親の会）	・ 親子研修 ・ 親子の集い ・ 親子レクリエーション ・ 20 歳を祝う会並びに新年会 ・ 福祉喫茶事業 それいゆさんさん ・ 余暇活動 ダンスサークル・ダンスさんさん 等	115 人	庄司 道子
（５）肢体不自由児者部会 （墨田区肢体不自由児者父母の会）	・ 研修旅行 ・ 施設見学 ・ クリスマス 親子懇談会 ・ 手作り品づくり ・ 研修会 ・ 腰痛改善マッサージ ・ 防災訓練 等	42 人	菊池 昌子
（６）精神障害部会 （墨田区精神障害者家族会）	・ 家族相談 ・ 研修 ・ 親睦会 ・ 作業所運営に協力 等	15 人	三浦 八重子

【問合せ先】

墨田区障害者団体連合会 墨田区亀沢 4-18-11 亀沢のぞみの家内

電話&FAX 03-3624-3154 ホームページ <http://sumidaku-shougaisha.com/>

●都内通勤寮一覧

通勤寮は、就労している障害のある方が、居住しながら自立生活に必要な訓練を受ける障害福祉サービス事業所（宿泊型自立訓練）です。利用するには障害福祉サービス受給者証が必要です。

名 称	所在地	電 話
江東通勤寮	江東区千石 1-3-12	03-6666-2306
大田通勤寮	大田区東六郷 1-1-1	03-6428-6676
豊島通勤寮	豊島区西巣鴨 4-22-11	03-3576-0152
葛飾通勤寮	葛飾区東堀切 1-16-22	03-3603-0594
立川通勤寮	立川市柴崎町 4-11-15	042-528-3572
町田通勤寮	町田市南成瀬 1-5-3	042-739-0491

13. 子ども・教育

●就学相談

心身に障害等のあるお子さんの就学に不安があるとき、お子さんの状況に応じた「学びの場」の選択についての相談を受け付けています。

【問合せ先】

教育センター 管理係 電話 03-3622-1128 FAX 03-3622-1126

●墨田区立小・中学校特別支援学級等（学びの場）

- ① 知的障害学級（固定）
知的な発達に遅れのある児童・生徒のための学級です。
- ② 自閉症・情緒障害学級（固定）
自閉症や情緒障害（場面緘黙等）の特性がある児童・生徒のための学級です。
- ③ 難聴学級（通級指導）
きこえに課題のある児童・生徒のための学級です。
- ④ 言語障害学級（通級指導）
発音や話し方、ことばの発育状況などに課題のある児童のための学級です。
- ⑤ 特別支援教室（情緒障害等学級）
集中力や対人関係、コミュニケーションなどに課題のある児童・生徒のための学級です。

※墨田区立小・中学校特別支援学級等一覧（→100ページ）

【問合せ先】

学務課 事務担当 電話 03-5608-6303 FAX 03-5608-6411

●東京都立特別支援学校

都立の盲・ろう・特別支援学校（知的・肢体）は、比較的障害の重いお子さんに対応した教育や自立の支援をする学校です。また、地域の特別支援教育のセンター校の役割も担っています。

※東京都立特別支援学校一覧（→101ページ）

【問合せ先】

学務課 事務担当 電話 03-5608-6303 FAX 03-5608-6411

●教育相談室

幼児・児童・生徒のさまざまな悩みを解決するために、専門の相談員がご相談に応じています。

【問合せ先】

教育センター 教育相談事業 電話 03-3622-1120 FAX 03-3622-1126

●すみだ教室

義務教育を修了した知的障害のある方の学習とレクリエーションのための教室です。余暇を有効に利用することを目的とし、グループ活動・レクリエーション等を通じての仲間作りや、団体生活・社会生活に適應する能力を養います。

【場 所】

本所中学校ほか

【期 間】

原則毎月第 1・3 日曜日（年 19 回） 午前 9 時 30 分～午後 3 時 00 分

【費 用】

無料（教材費・宿泊研修費の一部や活動日の昼食代等は自己負担）

【問合せ先】

地域教育支援課 地域教育支援担当 電話 03-5608-6311 FAX 03-5608-6411

●墨田区立小・中学校特別支援学級等一覧

区分・種別	設置学校名 (墨田区立)	所在地（墨田区）	電話	FAX
固定制 (知的障害)	緑小学校	緑 2-12-12	03-3634-6876	03-3634-6860
	外手小学校	本所 2-1-16	03-3625-0301	03-3625-1672
	中和小学校	菊川 1-18-10	03-3634-7476	03-3634-7450
	業平小学校	業平 2-4-8	03-3625-0331	03-3625-3066
	第四吾嬬小学校	京島 3-64-9	03-3617-0232	03-3617-0992
	第一寺島小学校	東向島 1-16-2	03-3614-0103	03-3614-0154
	第二寺島小学校	東向島 4-30-2	03-3614-0105	03-3614-0320
	隅田小学校	墨田 4-6-5	03-3614-0203	03-3614-0449
	立花吾嬬の森小学校	立花 1-18-6	03-3618-4911	03-3618-4980
	墨田中学校	向島 4-25-22	03-3625-0351	03-3625-0424
	本所中学校	東駒形 3-1-10	03-3625-0355	03-3625-0839
	竪川中学校	亀沢 4-11-15	03-3625-0365	03-3625-1494
	寺島中学校	八広 1-17-15	03-3617-0537	03-3617-0977
	吾嬬第二中学校	八広 4-4-4	03-3617-2180	03-3617-0420
固定制 (自閉症・ 情緒障害)	横川小学校	東駒形 4-18-4	03-3625-0335	03-3625-3107
	第三寺島小学校	東向島 6-8-1	03-3614-0201	03-3614-0399
	錦糸中学校	石原 4-33-14	03-3625-0375	03-3625-1644
通級指導 (難聴・言語 障害)	言問小学校（難聴・言語）	向島 5-40-14	03-3625-0315	03-3625-2156
	柳島小学校（言語）	横川 5-2-30	03-3625-0325	03-3625-2950
	押上小学校（言語）	押上 3-46-17	03-3617-8325	03-3617-8378
	桜堤中学校（難聴）	堤通 2-19-1	03-3616-5630	03-3616-5635
巡回指導 (情緒障害等)	全区立小・中学校	(各小・中学校)	(各小・中学校)	(各小・中学校)

●東京都立特別支援学校一覧

墨田区を学区とする都立特別支援（都立盲・ろう・特別支援）学校

対象種別	学校名 〈設置学部〉	所在地	電話	FAX
知的障害	墨田特別支援学校 〈小・中・高〉	墨田区八広 5-10-2	03-3619-4851	03-3612-0229
	城東特別支援学校 〈小・中〉	江東区大島 6-7-3	03-3683-6230	03-3683-6231
肢体不自由	墨東特別支援学校 〈小・中・高〉	江東区猿江 2-16-18	03-3634-8431	03-3846-6684
視覚障害	葛飾盲学校 〈幼・小・中〉	葛飾区堀切 7-31-5	03-3604-6435	03-3602-9096
聴覚障害	大塚ろう学校 〈幼・小〉	豊島区巣鴨 4-20-8	03-3918-3347	03-3915-9844
	大塚ろう学校城東分 教室 〈幼・小〉	江東区大島 6-7-3	03-3685-9100	03-3682-2159
	葛飾ろう学校 〈幼・小・中・高〉	葛飾区西亀有 2-58-1	03-3606-0121	03-5697-0275

14. その他

●生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障害のある方や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行うものです。

障害者世帯（身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯）を対象とする貸付は、下記のとおりです。

資金の種類	資金の目的	貸付上限額の目安	償還期間	据置期間	備考
福祉資金	住居の移転等に必要な経費	50万円	3年以内	6か月以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内		※対象となる車には一定の条件があります。
	住宅の増改築、補修等に必要な経費		7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費		5年以内		※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内の場合対象。
	就職の支度に必要な経費	50万円	3年以内		
	生業を営むために必要な経費	460万円 ※ただし、別途条件あり	9年以内 ※ただし、別途条件あり		※日本政策金融公庫、東京都中小企業制度融資等、他制度の活用が優先になります。 ※申請前に中小企業診断士との面接を調整させていただきます。 ※新規創業の場合は、全体経費の1/3以上の自己資金が必要です。 ※その他、借入には一定の条件があります。
	技能習得に必要な経費	技能習得期間毎に設定	8年以内		貸付上限額（例） 6か月程度：130万円 1年程度：220万円
	障害者用自動車の修理に必要な費用	50万円	3年以内		
※連帯保証人有：無利子 / 連帯保証人無：有利子（年1.5%）					

【問合せ先】

墨田区社会福祉協議会 電話 03-3614-3902 FAX 03-3612-2944

●福祉のまちづくり

墨田区では、「誰もが安心して快適に暮らせるまち」を実現するために、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設・民間建築物における段差解消などのバリアフリー化を積極的に進めるよう、建築主や事業者の方に御協力をお願いしています。なお、「東京都福祉のまちづくり条例」の対象となっている建築物は届出が必要です。詳しい内容については、東京都福祉保健局のホームページを参照していただくか、建築指導課までお問い合わせください。



東京都福祉のまちづくり整備基準適合証

(縦 20cm×横 20cm)

「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合している施設は、施設所有者等の請求により適合証を交付します。

【問合せ先】

建築指導課 指導・道路担当

電話 03-5608-6267 FAX 03-5608-6409

東京都福祉局 生活福祉部企画課

福祉のまちづくり担当

電話 03-5320-4047

日常生活の中で良く目に入る、ブルーか黒字に白のマーク（またはその逆になっている）が国際シンボルマークです。

国際シンボルマークは障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が発行し、アクリル樹脂板・ステッカー等を販売しています。

【問合せ先】

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

新宿区戸山 1-22-1

電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

URL <https://www.jsrpd.jp/overview/symbol/>



シンボルマークが使用できる条件	
玄関	地面と同じ高さにするほか、階段のかわりにまたは階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。
出入口	80 cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。
ランプ	傾斜は 12 分の 1（こう配 4.5° 強）以下とする。室内外を問わず階段のかわりにまたは階段の他に、ランプを設置する。
通路、廊下	130 cm以上の幅とする。
トイレ	利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。
エレベーター	入口幅は 80 cm以上とする。
この他にも障害者が利用できる公共輸送機関に使用することが認められています。	

※現在、国や自治体において、建築物への設置基準が設定されております。

建築物にマークを設置する際は、国（バリアフリー新法）や自治体（まちづくり条例）などの設置基準に基づき使用することを推奨しています。

●みんなにやさしいバリアフリーマップ

平成 23 年 4 月に墨田区公式ウェブサイト開設したバリアフリーマップです。

高齢者・障害者・乳幼児を連れた方等、誰もが快適で安全にまち歩きできるよう、区内の公共施設・駅・民間施設等のバリアフリーに関する情報を掲載しています。

【主な掲載内容】

主たる出入り口・エレベーター・エスカレーター・母子用設備・駐車場・点字情報・一般トイレ情報・バリアフリートイレ情報等

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-1163 FAX 03-5608-6403

●福祉のまちづくり施設整備助成

障害のある方や高齢の方、乳幼児をお連れの方など、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるように、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、その費用の一部を助成しています。

【対象者】

中小企業者、個人、社会福祉法人等

【対象施設】

不特定多数の方が利用する店舗、集会施設等

【対象整備】

東京都福祉のまちづくり条例施行規則に定める基準に合った手すり及びスロープ、出入口、便所、エレベーターを整備する事業

【助成額】

助成対象工事の工事費等の 2 分の 1（整備の種別ごとに限度額あり）

【助成条件】

工事着手以前に助成対象の認定申請を行い、認定を受けること。

※施設の使用・規模、整備内容によっては助成の対象とならない場合があります。

詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-1163 FAX 03-5608-6403

●都営住宅の申込み

身体障害者手帳の交付を受けている方等で、世帯の所得が定められた基準内であることなどの要件に当てはまる場合は、都営住宅に申し込むことができます（申込者の都内居住年数等の入居資格の詳細は、東京都住宅供給公社にお問合せください。）。また、心身に障害のある方等を含む 2 人以上の世帯は、当せん確率が一般の方より優遇される場合があります。

なお、都営住宅の募集時期については、都や区の広報やホームページでお知らせします。

*** 家族（2人以上の世帯）向住宅（抽せん方式）※優遇抽せんあり ***

優遇抽せんとは、優遇資格に当てはまる 2 人以上の世帯が優遇抽せんのある地区に申し込んだ場合に、当せん確率が高くなる制度です。

●甲優遇（優遇倍率 5 倍）

【対象】

申込者又は同居親族が次のいずれかに当てはまる世帯

①身体障害者手帳 5 級～7 級の交付を受けている方

②愛の手帳 4 度の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

④原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方

⑤「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」に基づく医療費の助成を受けている等の難病患者等

●乙優遇（優遇倍率7倍）

【対 象】

申込者又は同居親族が次のいずれかに当てはまる世帯

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている方
- ②愛の手帳 1 度～3 度の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- ④戦傷病者手帳第 1 款症以上の交付を受けている方

*** 家族（2人以上の世帯）向住宅（ポイント方式） ***

ポイント方式とは、抽せんをしないで、住宅に困っている度合いを判定し、その度合いの高い世帯から順に（入居資格審査に合格した場合に）、住宅をあっせんする方式です。

【対 象】

申込者又は同居親族が次のいずれかに当てはまる世帯

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている方
- ②愛の手帳 1 度～3 度の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- ④戦傷病者手帳第 1 款症以上の交付を受けている方

*** 車いす使用者世帯向住宅（ポイント方式）又は（抽せん方式） ※抽せん方式の優遇抽せんなし ***

【対 象】

申込者又は同居親族に、住居内の移動に車いすの使用を必要としている満6歳以上の方がいて、その方が次のいずれかに当てはまる世帯

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方
- ②戦傷病者手帳第 1 項症以上の交付を受けている方

*** 単身者向住宅（抽せん方式） ※優遇抽せんなし ***

【対 象】

次のいずれかに当てはまる方

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている方
- ②精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- ③知的障害者で②の精神障害の程度に相当する方（愛の手帳 1 度～4 度の交付を受けている方等）

*** 単身者用車いす使用者向住宅（抽せん方式） ※優遇抽せんなし ***

【対 象】

住居内の移動に車いすの使用を必要としていて、次のいずれかに当てはまる方

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方
- ②戦傷病者手帳第 1 項症以上の交付を受けている方

※上記の内容や入居資格についての詳細は、東京都住宅供給公社にお問合せください。

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 電話 03-3498-8894／都市計画部 住宅課 電話 03-5608-6214
FAX 03-5608-6409

●住宅修築資金の特別融資あっせん

心身に障害のある方のための専用室を設ける場合や、生活しやすくなるように修築等を行う場合、区内等の信用金庫へ融資のあっせんをします。また、利子の一部及び保証料の補助を行います。（融資の可否については、金融機関の審査があります。）

【対 象】

申込者本人または同一世帯の世帯員が以下の要件に当てはまる方

- ① 身体障害者手帳 1～4 級の方 ② 愛の手帳 1～4 度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の方 ④ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方
- ⑤ 国の指定難病等の難病医療費助成を受けている方
- ⑥ 改修後に居住、前年の所得額が 1,200 万円以下 などその他の要件があります。

【融資内容等】

融資限度額：500 万円

利 率：2.0%

返済方法：元金均等月賦償還 10 年以内（300 万円以下は 7 年以内）

【区の補助】

- ① 利子補助：所得制限以下の場合は全額、以上の場合は半額

◆所得制限

世帯人数	所得
1 人	0 円～2, 5 6 8, 0 0 0 円
2 人	0 円～2, 9 4 8, 0 0 0 円
3 人	0 円～3, 3 2 8, 0 0 0 円
4 人	0 円～3, 7 0 8, 0 0 0 円

※5 人目以降については、世帯人数が 1 人増えるごとに 3 8 万円を追加

- ② 保証料補助：全額

【問合せ先】都市計画部 住宅課 電話 03-5608-6215 FAX 03-5608-6409

●療養資金の貸付

高齢者、心身に障害のある方等が、疾病または負傷による医療費の支払いにお困りの場合に、当該療養者の世帯に療養資金をお貸しします。

【対 象】

- ① 区内に 1 年以上住所を有し、公的な医療保険に加入していること
- ② 区市町村民税を滞納していないこと
- ③ 所得が基準内であること

貸付限度額	貸付方法	貸付内容	償還方法
90 万円 （無利子）	連帯保証人を立てて、限度額まで貸付ける。	・ 保険診療の一部負担金 ・ 保険診療外の差額ベッド代 ・ 保険診療外の食事負担金	据置期間経過後、均等月額償還（最高 50 回）とする。
限度額なし （区長委任）	墨田区国民健康保険から後日給付される高額療養費見込み額を、限度額なしで貸付ける。	・ 高額療養費	給付金を区長が代理受領して償還金に充てる。

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-6151/1163 FAX 03-5608-6403

●障害者福祉施策と介護保険の関係

【介護保険とは】

高齢者等が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう社会全体で支える仕組みです。

【障害者福祉施策と介護保険とで共通するサービス】

◇訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇通所介護（デイサービス）
 ◇訪問入浴介護（訪問入浴サービス） ◇短期入所（ショートステイ）
 ◇福祉用具の一部（補装具の一部、日常生活用具の一部）◇住宅改修

身体・知的または精神に障害のある方、難病患者等の方で、第1号被保険者（65歳以上の方）および第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方のうち、特定疾病が原因で介護が必要になった方）が上記の共通するサービスをご利用になる場合には、要介護（要支援）認定を受けて、[介護保険サービス]をご利用いただくことになります。

なお、上記の共通するサービスのうち、次のサービスは、障害福祉サービスも利用できる場合があります。

訪 問 介 護	全身性障害者、聴覚障害者、視覚障害者、内部障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の方については、介護保険の訪問介護だけでは不足する部分について、障害福祉サービスの「ホームヘルパー派遣（自立支援給付サービス）」を利用できる場合がありますので、ご相談ください。
福 祉 用 具 (車いす、歩行器、歩行補助つえ)	介護保険の福祉用具では個別の身体状況に対応できない場合に、障害福祉サービスの「補装具」または「日常生活用具」として対応できる場合がありますので、ご相談ください。
住 宅 改 修	介護保険の第2号被保険者については、介護保険による給付を受けてなお足りない場合に、「中規模改修」として給付できる場合がありますので、ご相談ください。

介護保険の対象とならない方は、従来どおり障害福祉サービスをご利用いただくことになります。

【問合せ先】

＜介護保険サービスについて＞

介護保険課 給付・事業者担当 電話 03-5608-6149 FAX 03-5608-6938

＜障害者サービスについて＞

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
 03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）
 FAX 03-5608-6423

＜精神障害者、難病患者等の方＞

健康推進課地域保健担当 電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

●ふれあい収集事業（資源・ごみの収集）

資源やごみを集積所まで出すことが困難で、身近な人などの協力を得られない65歳以上の高齢者や障がいのある方のみの世帯を対象に、ご自宅まで訪問し、安否確認を目的とした資源・ごみのふれあい収集を行っています。ご利用に当たっては登録が必要です。

【問合せ先】

すみだ清掃事務所 電話 03-5608-6922 FAX 03-5608-2573

●要配慮者サポート隊事業

75歳以上の一人暮らしや75歳以上だけの世帯、要介護3～5の方など、障害をお持ちの方、万一の災害時にとっさの避難行動がとれるかどうか、ご心配がある方に対して、区では町会・自治会の協力をいただき、お困りの方を支援する方策を進めています。

【要配慮者サポート隊事業とは】

区は防災対策の一環として、要配慮者サポート隊の結成を促進しております。これは、災害時の避難行動などに不安のある高齢者・障害者等を近隣の皆さんの支援（サポート）で、災害から守ろうとするものです。

町会・自治会ごとに要配慮者サポート隊事業への活動促進・結成をお願いしています。

【問合せ先】

防災課 防災係 電話 03-5608-6206 FAX 03-5608-6425
または各町会・自治会

●家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付

墨田区内在住で、次の対象者に該当する方のいる世帯にそれぞれ1回ずつ取付けを無料（ただし、上限額は、家具転倒防止器具 14,500 円、ガラス飛散防止フィルム 17,500 円）で行います。なお、リフォーム、区内転居、建替に伴う再取付けは可能です。

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- ① 満65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度の方
- ③ 未就学児のいるひとり親世帯の方

【取付けの対象となる部屋】

・原則、対象者が生活する部屋とします。

【取付け方法】

・区の契約業者が調査の上、取付けを行います。

【受付・問合せ先】

- ① 高齢者のいる世帯の方は
高齢者福祉課 支援係 電話 03-5608-6168 FAX 03-5608-6404
- ② 障害者のいる世帯の方は
障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423
- ③ 未就学児のいるひとり親世帯の方は
防災課防災係 電話 03-5608-6206 FAX 03-5608-6425

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

マークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



【配布場所】

- (ア) 区役所 本庁舎3階 障害者福祉課
(イ) 都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）駅務室
(ウ) 都営バス各営業所
(エ) 荒川電車営業所
(オ) 日暮里・舎人ライナー（日暮里駅、西日暮里駅）駅務室
(カ) ゆりかもめ（新橋駅、豊洲駅）駅務室
(キ) 多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅）駅務室（一部時間帯を除く）
(ク) 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）
(ケ) 都立病院、公益財団法人東京都保健医療公社の病院等

赤色の地に白色の十字とハートのマークです

【問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6217 FAX 03-5308-6423

●ヘルプカード

障害のある人が災害時や緊急時に周囲の方に手助けや配慮が必要であることを伝えるために使います。

【使い方】

カードは2つ折りになっており、上面に名前や住所、緊急連絡先などの個人情報を、下面にまわりの方に伝えたいことを記入します。

【対象】

障害のある方、難病の方などで希望する方
※障害者手帳の提示などは必要ありません

【配布場所】

- (ア) 区役所 本庁舎3階 障害者福祉課
(イ) 健康推進課（すみだ保健子育て支援総合センター2階）
(ウ) 各出張所
(エ) 墨田区公式ウェブサイトのヘルプカード紹介ページ（ダウンロード版）

【費用】

無償

【問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6217 FAX 03-5608-6423



●ヘルプシール

障害のある方が、周囲に理解してほしいことや、配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、身に着けるものに貼って使用する、コミュニケーション支援「ヘルプシール」です。全29種。

【使い方】

お手持ちのパスケース、スマートフォンなどに貼り付けてご活用ください。

【対象】

区内在住・在勤・在学の方
※障害者手帳などの提示は必要ありません。

【配布場所】

区役所 本庁舎3階 障害者福祉課

【費用】

無償

【問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6217 FAX 03-5608-6423



15. 資料

●所得制限基準一覧表

◎ 本人の所得限度額

単位：円（年間）

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
特別障害者手当（国）		3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000
障害児福祉手当（国）						
心身障害者福祉手当（区）		3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000
重度心身障害者手当（都）						
児童育成手当（障害手当）		3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000
児童育成手当（育成手当）						
特別児童扶養手当（国）		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
児童扶養手当（※）	I	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	2,210,000
	II	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000
障害基礎年金 （20歳前障害）（※）	全額 停止	4,794,000	5,174,000	5,554,000	5,934,000	6,314,000
	半額 停止	3,761,000	4,141,000	4,521,000	4,901,000	5,281,000
特別障害給付金						
心身障害者医療費助成制度		3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000

※所得計算は、区市町村民税の所得金額、控除金額をもとに行います。ただし、計算対象となる所得や控除は区市町村民税と異なります。

※児童扶養手当は、母または父が受給者であるときで、前年中に児童の父または母から養育費を受け取っている場合、そのうちの8割の額が本人の所得に加算されます。Iは全部支給、IIは一部支給の所得制限額です。

※障害基礎年金（20歳前障害）及び特別障害給付金は、老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります。

※この所得限度額は、令和8年8月1日現在の状況になります。限度額の改正等が行われる場合がありますので、最新の限度額についてはお問い合わせください。

※心身障害者医療費助成制度については、令和8年9月1日からの状況になります。

◎ 配偶者または扶養義務者の所得限度額

単位：円（年間）

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
特別障害者手当（国）		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害児福祉手当（国）						
心身障害者福祉手当（区）		3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000
重度心身障害者手当（都）						
特別児童扶養手当（国）		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
児童扶養手当		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
心身障害者医療費助成制度		3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000

※この所得限度額は、令和8年8月1日現在の状況になります。限度額の改正等が行われる場合がありますので、最新の限度額についてはお問い合わせください。

※心身障害者医療費助成制度については、令和8年9月1日からの状況になります。

●難病医療費助成対象疾病一覧

(1) 国が指定する助成対象疾病 (五十音順)

※印: 令和7年4月1日から追加された疾病です。

番号	病名	番号	病名
あ 135	アイカルディ症候群	か 336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
119	アイザックス症候群	161	家族性良性慢性天疱瘡
66	IgA 腎症	307	カナバン病
300	IgG4関連疾患	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群
24	亜急性硬化性全脳炎	187	歌舞伎症候群
46	悪性関節リウマチ	258	ガラクトースー1ーリン酸 ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
83	アジソン病	316	カルニチン回路異常症
303	アッシャー症候群	257	肝型糖原病
116	アトピー性脊髄炎	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
182	アペール症候群	150	環状20番染色体症候群
297	アラジール症候群	209	完全大血管転位症
231	α1ーアンチトリプシン欠乏症	164	眼皮皮膚白皮症
218	アルポート症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
131	アレキサンダー病	219	ギャロウェイ・モト症候群
201	アンジェルマン症候群	1	球脊髄性筋萎縮症
184	アントレー・ビクスラー症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
い 247	イソ吉草酸血症	271	強直性脊椎炎
222	一次性ネフローゼ症候群	41	巨細胞性動脈炎
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
197	1p36欠失症候群	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
325	遺伝性自己炎症疾患	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
120	遺伝性ジストニア	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
115	遺伝性周期性四肢麻痺	2	筋萎縮性側索硬化症
298	遺伝性腓炎	256	筋型糖原病
286	遺伝性鉄芽球性貧血	113	筋ジストロフィー
う 175	ウィーバー症候群	75	クッシング病
179	ウィリアムズ症候群	106	クリオピリン関連周期熱症候群
171	ウィルソン病	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
145	ウエスト症候群	181	クルーゾン症候群
191	ウェルナー症候群	248	グルコーストランスポーター1欠損症
233	ウォルフラム症候群	249	グルタル酸血症1型
29	ウルリッヒ病	250	グルタル酸血症2型
え 26	HTLV-1関連脊髄症	16	クロウ・深瀬症候群
180	ATR-X症候群	96	クローン病
168	エーラス・ダンロス症候群	289	クロンカイト・カナダ症候群
287	エプスタイン症候群	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
217	エプスタイン病	158	結節性硬化症
204	エマヌエル症候群	42	結節性多発動脈炎
339	MECP2重複症候群	64	血栓性血小板減少性紫斑病
342	LMNB1 関連大脳白質脳症 ※	137	限局性皮質異形成
30	遠位型ミオパチー	346	原発性肝外門脈閉塞症 ※
お 68	黄色靱帯骨化症	262	原発性高カイロミクロン血症
301	黄斑ジストロフィー	94	原発性硬化性胆管炎
146	大田原症候群	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
170	オクシタル・ホーン症候群	4	原発性側索硬化症
227	オスラー病	93	原発性胆汁性胆管炎※
か 232	カーニー複合	65	原発性免疫不全症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	43	顕微鏡的多発血管炎
97	潰瘍性大腸炎	267	高IgD症候群
72	下垂体性ADH分泌異常症	98	好酸球性消化管疾患
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	306	好酸球性副鼻腔炎
73	下垂体性TSH分泌亢進症	221	抗糸球体基底膜腎炎
74	下垂体性PRL分泌亢進症	69	後縦靱帯骨化症
78	下垂体前葉機能低下症	80	甲状腺ホルモン不応症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		
266	家族性地中海熱		

※印：令和7年4月1日から追加された疾病です。

番号	病名	番号	病名
こ	59 拘束型心筋症	せ	205 脆弱X症候群関連疾患
	241 高チロシン血症1型		54 成人発症スチル病
	242 高チロシン血症2型		117 脊髄空洞症
	243 高チロシン血症3型		18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
	283 後天性赤芽球癆		118 脊髄髄膜瘤
	70 広範脊柱管狭窄症		3 脊髄性筋萎縮症
	332 膠様滴状角膜ジストロフィー		319 セビアプテリン還元酵素(SR)欠損症
	344 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※		328 前眼部形成異常
	192 コケイン症候群		28 全身性アミロイドーシス
	104 コステロ症候群		49 全身性エリテマトーデス
	274 骨形成不全症		51 全身性強皮症
	199 5p欠失症候群		310 先天異常症候群
	185 コフィン・シリス症候群		294 先天性横隔膜ヘルニア
	176 コフィン・ローリー症候群		132 先天性核上性球麻痺
	52 混合性結合組織病		330 先天性気管狭窄症 ／先天性声門下狭窄症
さ	190 鰓耳腎症候群		160 先天性魚鱗癬
	60 再生不良性貧血		12 先天性筋無力症候群
	55 再発性多発軟骨炎		320 先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症
	211 左心低形成症候群		311 先天性三尖弁狭窄症
	84 サルコイドーシス		225 先天性腎性尿崩症
	212 三尖弁閉鎖症		282 先天性赤血球形成異常性貧血
	317 三頭酵素欠損症		312 先天性僧帽弁狭窄症
し	103 CFC症候群		139 先天性大脳白質形成不全症
	53 シェーグレン症候群		313 先天性肺静脈狭窄症
	159 色素性乾皮症		82 先天性副腎低形成症
	32 自己貪食空胞性ミオパチー		81 先天性副腎皮質酵素欠損症
	95 自己免疫性肝炎		111 先天性ミオパチー
	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		130 先天性無痛無汗症
	61 自己免疫性溶血性貧血		253 先天性葉酸吸収不全
	260 シトステロール血症		127 前頭側頭葉変性症
	318 シトリン欠損症		340 線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)
	224 紫斑病性腎炎	そ	147 早期ミオクロニー脳症
	265 脂肪萎縮症		207 総動脈幹遺残症
	107 全身型若年性特発性関節炎		293 総排泄腔遺残
	304 若年発症型両側性感音難聴		292 総排泄腔外反症
	10 シャルコー・マリー・トゥース病		194 ソトス症候群
	11 重症筋無力症	た	200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	208 修正大血管転位症		284 ダイアモンド・ブラックファン貧血
	347 出血性線溶異常症 ※		7 大脳皮質基底核変性症
	177 ジュベール症候群関連疾患		326 大理石骨病
	33 シュワルツ・ヤンペル症候群		40 高安動脈炎
	138 神経細胞移動異常症		17 多系統萎縮症
	125 神経軸索スフェロイド形成を伴う 遺伝性びまん性白質脳症		275 タナトフォリック骨異形成症
	34 神経線維腫症		44 多発血管炎性肉芽腫症
	9 神経有棘赤血球症		13 多発性硬化症／視神経脊髄炎
	5 進行性核上性麻痺		67 多発性嚢胞腎
	338 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		188 多脾症候群
	272 進行性骨化性線維異形成症		261 タンジール病
	25 進行性多巣性白質脳症		210 単心室症
	308 進行性白質脳症		166 弾性線維性仮性黄色腫
	309 進行性ミオクロースてんかん		296 胆道閉鎖症
	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	ち	305 遅発性内リンパ水腫
	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		105 チャージ症候群
す	154 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性 てんかん性脳症及びてんかん性脳症		134 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
	157 スタージ・ウェーバー症候群		39 中毒性表皮壊死症
	38 スティーヴンス・ジョンソン症候群		101 腸管神経節細胞僅少症
	202 スミス・マギニス症候群		341 TRPV4異常症
せ	206 脆弱X症候群		

※印：令和7年4月1日から追加された疾病です。

番号	病名	番号	病名
て 108	TNF受容体関連周期性症候群	ふ 235	副甲状腺機能低下症
172	低ホスファターゼ症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
35	天疱瘡	20	副腎白質ジストロフィー
と 57	特発性拡張型心筋症	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
85	特発性間質性肺炎	110	ブラウ症候群
27	特発性基底核石灰化症	193	ブラダー・ウィリ症候群
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	23	プリオン病
163	特発性後天性全身性無汗症	245	プロピオン酸血症
71	特発性大腿骨頭壊死症	228	閉塞性細気管支炎
331	特発性多中心性キャッスルマン病	322	βーケトチオラーゼ欠損症
92	特発性門脈圧亢進症	56	ベーチェット病
140	ドラベ症候群	31	ベスレムミオパチー
な 268	中條・西村症候群	126	ペリー病
174	那須・ハコラ病	234	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
276	軟骨無形成症	136	片側巨脳症
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
に 203	22q11.2欠失症候群	323	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症
345	乳児発症 STING 関連血管炎 ※	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
295	乳幼児肝巨大血管腫	337	ホモシスチン尿症
251	尿素サイクル異常症	254	ポルフィリン症
ぬ 195	ヌーナン症候群	ま 112	マリネスコ・シェーグレン症候群
ね 315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) ／LMX1B関連腎症	167	マルファン症候群 ／ロイス・ディーツ症候群
335	ネフロン癆	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー
の 334	脳クレアチン欠乏症候群	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
263	脳腱黄色腫症	270	慢性再発性多発性骨髄炎
121	脳内鉄沈着神経変性症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
122	脳表ヘモジデリン沈着症	142	ミオクロニー欠神てんかん
37	膿疱性乾癬(汎発型)	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
299	囊胞性線維症	21	ミトコンドリア病
は 6	パーキンソン病	329	無虹彩症
47	バージャー病	189	無脾症候群
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	無βリポタンパク血症
86	肺動脈性肺高血圧症	244	メーブルシロップ尿症
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	324	メチルグルタコン酸尿症
230	肺胞低換気症候群	246	メチルマロン酸血症
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	133	メビウス症候群
91	バッド・キアリ症候群	63	免疫性血小板減少症
123	HTRA1関連脳小血管病	169	メンケス病
8	ハンチントン病	90	網膜色素変性症
ひ 152	PCDH19関連症候群	22	もやもや病
343	PURA関連神経発達異常症 ※	178	モワット・ウィルソン症候群
321	非ケトーシス型高グリシン血症	196	ヤング・シンプソン症候群
165	肥厚性皮膚骨膜炎	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	198	4p欠失症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	19	ライソゾーム病
58	肥大型心筋症	151	ラスムッセン脳炎
239	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	155	ランドウ・クレフナー症候群
238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	252	リジン尿性蛋白不耐症
314	左肺動脈右肺動脈起始症	216	両大血管右室起始症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	277	リンパ管腫症／ゴーハム病
109	非典型溶血性尿毒症症候群	89	リンパ脈管筋腫症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
36	表皮水疱症	302	レーベル遺伝性視神経症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	259	レシチンコレステロール アシルトランスフェラーゼ欠損症
ふ 173	VATER症候群	156	レット症候群
183	ファイファー症候群	144	レノックス・ガストー症候群
215	ファロー四徴症	348	ロウ症候群 ※
285	ファンconi貧血	186	ロスマンド・トムソン症候群
15	封入体筋炎	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
240	フェニルケトン尿症		

(2) 都が単独で指定している医療費等助成対象疾病

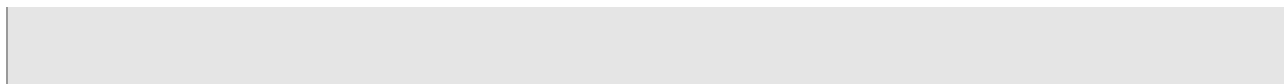
番号	病名	番号	病名
都 80	原発性骨髄線維症	都 88	古典的特発性好酸球増多症候群
都 77	悪性高血圧	都 91	びまん性汎細気管支炎
都 83	母斑症（指定難病を除く。）	都 95	遺伝性QT延長症候群
都 866	肝内結石症	都 97	網膜脈絡膜萎縮症

(3) 国の特定疾患治療研究事業対象疾病

番号	病名
/	スモン
/	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

(4) 特殊医療費疾病

番号	病名
/	人工透析を必要とする腎不全
/	先天性血液凝固因子欠乏症等



●障害者総合支援法対象疾病一覧

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性 ○
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モフト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症 ○
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性膵炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
27	ウィルソン病	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1関連脊髄症	83	クッシング病
34	A T R - X 症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クローンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜 ○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
44	黄色靱帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症 ○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症 ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靱帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球病	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクローヌスてんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マギニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリズ症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鰓耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜炎内皮炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソース症候群	265	ネフロン癆
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳腱黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	P C D H19関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞減少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンconi貧血	353	薬剤性過敏症候群 ○
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンプソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
306	フォンタン術後症候群 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライソゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスムッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
318	ベーチェット病	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
319	ベスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
322	ペリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	373	レノックス・ガストー症候群
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	ロウ症候群 ※
325	片側巨脳症	375	ロスムンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ポルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
334	慢性血栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性痔炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠伸てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無βリポタンパク血症		
344	メーブルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症 △		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

●身体障害者障害程度等級表

等級の判定は東京都心身障害者福祉センターで行います。(13 ページ参照)

視 覚 障 害	1 級	視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.01 以下のもの
	2 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.02 以上 0.03 以下のもの
		② 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(※3)が 28 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	3 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2 級の②に該当するものを除く。)
		② 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(※3)が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	4 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.08 以上 0.1 以下のもの(3 級の②に該当するものを除く。)
		② 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの
		③ 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
	5 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
		② 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
		③ 両眼中心視野角度(※3)が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの
		⑤ 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	6 級	視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
	7 級	

※1 万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。

※2 I/4 視標による。

※3 I/2 視標による。

聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害	1 級	
		2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
		3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
		4 級	① 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
			② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
		5 級	
		6 級	① 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）
			② 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
	平衡機能障害	7 級	
		1 級	
		2 級	
		3 級	平衡機能の極めて著しい障害
		4 級	
		5 級	平衡機能の著しい障害
		6 級	
		7 級	
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	1 級		
	2 級		
	3 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	
	4 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害	
	5 級		
	6 級		
	7 級		

肢 体 不 自 由	上 <
-----------------------	--

肢 体 不 自 由	下 肢	4 級	① 両下肢のすべての指を欠くもの	
			② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	
			③ 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	
			④ 一下肢の機能の著しい障害	
			⑤ 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの	
			⑥ 一下肢が健側に比して、10 センチメートル以上または健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	
		5 級	① 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害	
			② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの	
			③ 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上または健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	
		6 級	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	
			② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
	7 級	7 級	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害	
			② 一下肢の機能の軽度の障害	
			③ 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	
			④ 一下肢のすべての指を欠くもの	
			⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	
			⑥ 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上または健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの	
	体 幹	1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	
		2 級	① 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの	
			② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	
		3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
		4 級		
		5 級	体幹の機能の著しい障害	
		6 級		
		7 級		
	乳児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7 級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	1 級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7 級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	じん臓機能障害	1 級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	呼吸器機能障害	1 級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	小腸機能障害	1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	肝臓機能障害	1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
	2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
	4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5 級	
	6 級	
	7 級	

【注意点】

- 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
- 異なる等級について 2 以上重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害も含むものとする。
- 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

●知的障害（愛の手帳）判定基準表

18歳未満の方は江東児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターでの判定となります。（26 ページ参照）

（１）総合判定基準表

区分		判定内容
1 度 (最重度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールが概ね「1」程度のものに該当するもの。
2 度 (重 度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールが概ね「2」程度のものに該当するもの。
3 度 (中 度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールが概ね「3」程度のものに該当するもの。
4 度 (軽 度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールが概ね「4」程度のものに該当するもの。
その他	(程度不明)	各種診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする。
	(非該当)	前各号に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。
備 考		総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

※プロフィールとは、程度判定時に 1 から 4 段階で示される能力や行動などの項目一覧をいいます。

（２）成人基準（18歳以上）

項 目		程 度			
		1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
知 能 測 定 値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	・テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる ・給料等の処理ができる
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。 また、保護的環境であれば、単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要

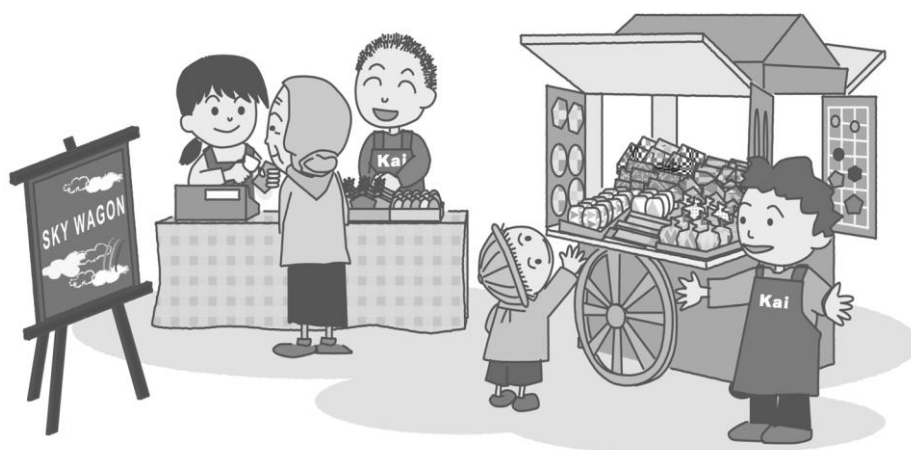
項 目		程 度			
		1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
社 会 性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能。
意思疎通	言語及び文字を通じての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通じての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また、簡単な文字を通じた意思疎通が可能。
身 体 的 健 康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること	日常行動に支障および特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
項 目		程 度			
		1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
基 本 的 生 活	食事、排せつ、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身近生活の処理能力について、右の程度別に判定すること	身近生活の処理がほとんど不可能	身近生活の処理が部分的に可能	身近生活の処理がおおむね可能	身近生活の処理が可能

※0～6歳（就学前）、7～17歳（児童）の基準とは若干の相違があります。

本書「フレイフレーマイペース 障害者福祉の手引き」は、すみだふれあいセンター福祉作業所で、印刷・製本しています。

墨田区の福祉作業所では、自主生産品を作るほか、封入や袋詰めなど、企業からの受注もお受けしています。

【問合せ】墨田区福祉作業所等ネットワーク《^{カイ}kai》事務局
墨田区立すみだふれあいセンター福祉作業所内
電話 03-5600-2001 F A X 03-5600-2097



ひと、つながる。
墨田区

フレイフレーマイペース 障害者福祉の手引き
令和8年8月発行

発行：墨田区福祉部障害者福祉課

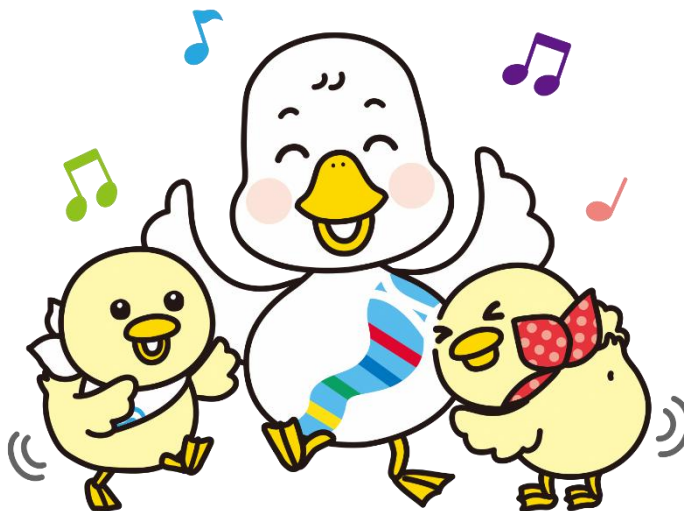
住所：〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

「心のバリアフリー」について

誰もが生活しやすいように、まちの中で不便を感じることや困ることをなくす「バリアフリー」の取り組みが進んできました。

建物などのバリアフリー化と同じように、私たちみんながいろいろな特性や考え方を持つ人々の気持ちになって考えたり、行動する「心のバリアフリー」もとても大切です。

区では、心のバリアフリー事業として冊子の配布や動画の作成などを行っています。以下の二次元コードから区公式ウェブサイトをご覧ください。



すみだ心のバリアフリー啓発キャラクター すみダック・すみピコ

すみダックたちが「心のバリアフリー」について、SNSでも情報発信しているよ！

※右の二次元コードを読み取ると、リンク集につながります。



<https://lit.link/sumiduck>

障害者に関する様々なマークや標識があります。街や施設等で見かけたときには、御理解と御協力をお願いします。

(順不同)

 【名称】 障害者のための国際シンボルマーク 【関連団体】 (公財) 日本障害者リハビリテーション協会	 【名称】 盲人のための国際シンボルマーク 【関連団体】 (福) 日本盲人福祉委員会	 【名称】 身体障害者標識（身体障害者マーク） 【関連団体】 警察庁
 【名称】 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 【関連団体】 警察庁	 【名称】 耳マーク 【関連団体】 (一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	 【名称】 ほじょ犬マーク 【関連団体】 厚生労働省社会・援護局 保健福祉部
 【名称】 オストメイトマーク 【関連団体】 (公社) 日本オストミー協会	 【名称】 ハート・プラスマーク 【関連団体】 (特非) ハート・プラスの会	 【名称】 ヘルプマーク（援助が必要な方のマーク） 【関連団体】 東京都福祉保健局

※各マークの白抜き（印刷のインクがのっていない部分）は白色になります。